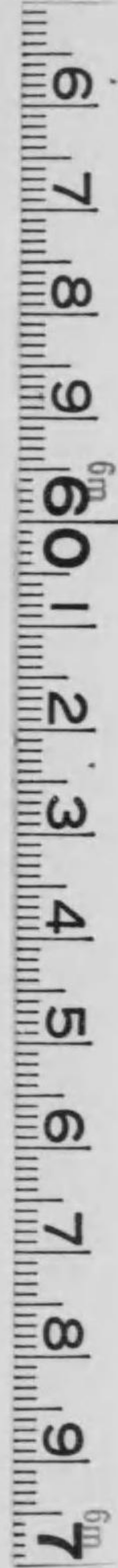


315  
N 85



始





法學士西野雄治著

政黨と政黨政治

東京 泰平館發兌

386-52

315  
N85



法學士西野雄治著

政黨と政黨政治

東京 泰平館發兌

大正  
4. 2. 19  
購求

### 緒言

政黨及政黨政治を論ずる觀念に三つの異なる見解あり。一は官僚的政治組織を追慕し、現在の政黨を嫌惡し、政黨政治を排斥し否認するの主張なり。一は現在の政黨現象を打破して、急轉直下的に、理想的政黨政治を展開せしめんとする主張なり。今一は現在の政黨を基礎とし、是を善導して、漸進的に政黨政治を發展せしめんとするの主張なり。

過去の政治組織を追懷し、現在の政黨現象を嫌惡し、官僚政治を回想するの古物的政治思想に對しては、今更ら批判を加ふるの要なかるべし。理想に憧憬し、現在の政黨現象に嫌焉し、現状打破の破壊手段に訴へて、新たに理想的政黨を組織し、完備せる政黨政治を實現せんとする主張は、其の言や壯なり、其の志や可なり、其の事や遂ぐべからず。理想は常に現在に超越す。理想の實現の爲めに革命的打破を必要とせば、永久に不斷に破壊の連續を必要とし、秩序ある政黨政治の行はるゝ時無かるべし。結局政黨政治を發展せしむる最も効果ある確實なる方策は、國民各個の憲政的自覺を基礎とし、現在の政黨を善導し、是が漸進的改善を遂げしむるの、

不斷の努力其のものなりと言はざるべからず。

吾人が政黨及政黨政治を論ずるの目的は、國民各個の憲政的自覺を根本的基礎とし、我が憲法の條章に依遵し、是が精神的解釋を唯一の權威とし、現在の政黨を解剖して是が本體及活動を論じ、現在の政黨を基礎として政黨政治の意義を研覈し、政黨の存在が憲法政治の運用上必須的の絶體要件たる所以、竝に政黨政治が我が憲法運用に伴ふ必然的政治組織たる所以を闡明し、政黨の改善及政黨政治促進の必要を唱導せんとするに在り。空想的政黨政治を實現せんとするの急進論に支配せらるゝ時代思潮に對し、現在の政黨を根柢とし、是を善導して漸進的に政黨政治の堅實なる發展を遂げしむるの穩健なる手段の存在するを知らしむること、保守的傾向を有する吾人の主張の當否は暫らく措き、全然徒勞の業に非ずと思惟し、敢て本書を公刊に附すること、せり。幸に識者の高教に接し愚蒙を啓發するを得んこと、余の切望して已まざる所なり。

大正三年六月

著者識す

## 政黨と政黨政治 目次

第一章 政黨及政黨政治を論ずるの基礎的觀念	一
第二章 黨派の必要	一六
第一節 黨派は社會的集團に缺くべからざる要件なり	一六
第二節 政治上の黨派は國民の歴史を通じて存在する現象なり	二四
第三節 政黨は立憲政體運用に於ける必須的絶對要件なり	二八
第三章 政黨の本體	三六
第一節 汎論	三六
第二節 政黨は政權の掌握に關し共通の利害關係を有する者が共同の力を以て政權を掌握せん爲に結合せる永續的集團なり	三八
第三節 政黨は政權掌握を目的とせる集團なり	四四

第四節	政黨は立憲的に政權を掌握せんとする集團なり	五一
第四章	政黨自體の利益	五五
第一節	政黨自體の利益の意義	五五
第二節	政黨自體の利益の内容	五六
第一項	黨員結束の鞏固	五六
第二項	最良適切なる政策の擁立	六五
第三項	活動組織の完備	七三
第四項	資力の豊富	七七
第三節	政黨自體の利益の確保は國家の利益と一致す	七八
第五章	黨員の欲求	八一
第一節	黨員の欲求は政黨組織の根本原由なり	八一
第二節	黨員の欲求と政黨の目的とは別個のものなり	八八
第三節	黨員欲求の本體は個人を中心とせる一切の社會利益なり	九〇

第四節	黨員の欲求に對する調節作用	九二
第六章	政黨の綱領	一〇〇
第一節	綱領は政黨組織の形式的表徴なり	一〇〇
第二節	綱領は普般的のものたることを要す	一〇六
第三節	政黨は綱領に囚はれざることを要す	一〇九
第七章	政黨政治	一一二
第一節	政黨政治の意義	一一二
第二節	政黨内閣	一二六
第八章	政黨政治と超然内閣	一三〇
第一節	超然内閣成立の根據	一三〇
第二節	超然内閣の本體	一三七
第三節	國民の憲政的自覺と超然内閣	一四〇
第四節	超然内閣の責任問題	一四三

第九章の我が憲法と政黨政治	一四八
第十章 政黨政治の基礎的要件	一八〇
第一節 國民の憲政的自覺は政黨政治の基礎的要件なり	一八〇
第二節 我が國民に於ける憲政的自覺の存在	一八六
第十一章の政黨政治の範圍	一九六
第一節 汎論	一九六
第二節 政黨政治と立法	一九九
第三節 政黨政治と行政	二〇一
第四節 政黨政治と司法	二一四
第五節 政黨政治と公職	二一五
第六節 政黨政治と官職	二一七
第十一章 一大政黨對立と小黨分立	二三二
第十三章 黨争	二四二

第一節 黨争の意義	二四二
第二節 黨争の手段	二五二
第三節 黨争に於ける理論派と便宜派	二六九
第四節 黨争に於ける倫理的進化	二七六
第十四章 黨員の去就	二八五
第一節 政見の異同を以て去就の原由なりとする説は誤てり	二八五
第二節 共通的利害關係の存否は去就を定むる唯一の根本的原由なり	二八八
第三節 去就の問題は意氣に依りて解決すべし	二九四
第四節 黨員は政黨自體と政治的生命を俱にするの覺悟を要す	二九八
第十五章 政黨の地方支部	三〇〇
第一節 汎論	三〇〇
第二節 地方支部の本體	三〇四

第三節 地方支部の活動組織……………三二六

第四節 地方支部の活動……………三三〇

目次終

政黨と政黨政治

法學士 西野雄治 著

第一章 政黨及政黨政治を論ずるの基礎的觀念

我が國民の政黨及び政黨政治を論ずる者を見るに、理想的政黨政治に憧憬し是が實現を囑望して已まざる者と、政黨及び政黨政治を嫌惡し根本的に是を排斥せんとする者との二あり。理想的政黨政治憧憬論者は英國憲法政治を理想とし、立憲政體の國家に於ける政黨は凡て英國政黨の如くならざるべからずとして、一定の主義政見の貫徹遂行を目的とせざる我政黨を偽黨なり私黨なりとして排斥し、我政黨を改造して一定の主義政見を同する者より成る集團たらしめ、其の政黨をして政治の衝に當らしめ、理想的政黨政治を實現せざるべからずと主張す。是



に反して政黨を排斥し政黨政治を否認せんとする論者は、我憲法政治は大權政治なり、政黨政治は我憲法の條章明らかに是を排斥す、政黨政治を唱導するは我憲法を英國憲法的に曲解するの徒なり、我憲法を前提とせば政黨政治を實現せんとする企圖は憲法違反の努力に外ならずとし、極力政黨政治を否認し、政黨政治を理想とせる政黨の存在は許容すべきにならずとし、根本的に政黨を排斥し、政黨政治を否認し顛覆すべきことを主張す。

二

政黨及び政黨政治の意義果して奈何。我政黨は私黨にして公黨にあらざる乎。我政黨は僞黨にして眞の政黨にあらざる乎。政黨は一定の主義政見の固執を必要とするものなる乎。我政黨はしかく嫌惡すべき政黨にして英國政黨はしかく理想的政黨なる乎。立憲政體の國家たる以上は凡て英國憲法政治の如く政黨政治を運用せざるべからざる乎。國民の歴史を異にし、國家主權に對する國民的信念の差異を以てして、しかも英國憲法政治の如く、我憲法を運用せしめざるべからざるものなる乎。吾人は英國憲法政治を理想とし、我政黨を僞黨とし私黨とし、根

本的に政黨を改善し、一定の主義政見を同うするもの、集團たらしめ、英國的政黨政治を實現せんとするの主張、即ち英國憲法政治に心酔し憧憬する理想的政黨政治論者に對し、遽かに左袒する能はざるを悲しむものなり。

我憲法と政黨及び政黨政治の關係果して奈何。大權政治とは何ぞや。政黨政治と大權政治とはしかく相容れざるものなる乎。政黨政治を唱導するものは、しかく我憲法に根據を有せざるの、英國的憲法政治論を以て、我憲法を曲解せんとするの徒なる乎。我憲法の條章の如く議會と政府とは全然絶縁せられ、事實上何等の關係若しくは連絡をも有せざるものなる乎。議會が憲法上の職責を完うすべきが爲めには、政黨の存在を排斥せざるべからざるものなる乎。議會は政黨の存在を排斥して、しかも其の職責を完全に盡し得べきものなる乎。政黨を排斥し、政黨政治を否認することに由りて、果して我憲法の理想的運用を期待し得べきものなる乎。吾人はしかく我憲法の條章の文字的解釋を楯にし、政黨及び政黨政治を根本的に否認し、我政黨を目して我憲法を曲解し私欲を逞しくせんとするの徒黨なりと誣ひ、政黨政治の實現を極力排斥せんとするの主張に對し賛同する能はざ

るなり。

三

政黨は思想にわらず、學說にわらず、理想にわらず、空想にわらず、憧憬にわらず。政黨は一つの社會的事實なり。わらゆる立憲政體の國家を通じて存在するの事實なり。政治上の黨派は凡ての國家に於て其の歴史を通じて存在せる事實なり。政治的黨派は國家のわらん限りは排斥すべからざるの現象なり、國家の政治的現象消滅せざらん限りは存在すべき事實なり。政黨の存在を否認せんとする論者は、政黨の存在が國家組織に缺くべからざるの事實、即ち排斥すべからざるの絶對的要件たる所以を解せざるの徒なり。排斥し否認すべからざるの事實たる政黨を排斥し否認せんとするは、水の低きに流れ、山の高きに聳ゆるの事實を否認せんとするの類なり。事實を事實にわらずとして是を排斥し否認せんとするは、其の根柢たる思想に於て、許容すべからざるの謬想なりと言はざるべからず。此の誤謬の基礎的思想に立ちて、我國に於ける政黨の存在を排斥し、政黨政治は我憲法の運用上許容すべからざるものなりとする論者の主張の正當ならざること固より

論を俟たず。

國家主權に對する思想は、國民の歴史より發現し流出するの信念にして、歴史的結晶に屬する民族的思想なり。主權の所在は理論にわらず法理にわらず國民の信念なり確信なり。國家を異にし歴史を異にするに従ひ、主權の所在に關する思想に差異あるべきを當然の條理とす。國家主權は人民の共有物なり、特定の個人たる君主の專有物にわらずとするの思想即ち主權人民にありとするは、西歐民族を通じて動かすべからざる歴史的信念なり、民族的確信なり。我國民が數千年の歴史を通じて不斷に抱懷せる、主權君主に在り、君民一家の信念の中心たる萬世一系の天皇に在りとする我國民的信念も亦牢固たる民族的確信なり。主權に對する民族的信念と國家の政治的現象を處理する政體とは固より混同すべきにあらず。國家の政體は民族的信念のものにあらずして、國民の信念に依り確定せる主權者が國家を統治する方法なり手段なり形式なり。國家統治の方法たり形式たる政體は流轉し變動して已まざる國家の政治的現象の進化發展に對應するに足るの不斷の攝理なかるべからず。國家に於ける政體の變更は、此の意味に於

て嘗に可能事なるに止まらずして、寧ろ必要事なりと云ふべし。

主權所在に對する國民的若しくは民族的信念に至りては然らず。國家的現象は歴史の結晶なり民族的奮闘の產物なり。主權の所在は民族の信念なると同時に民族奮闘の中心たり。主權者を中心として發展したるもの即ち民族歴史の全體なり。主權所在に對する國民的信念の變動は國民在來の歴史の放擲を意味す。民族として歴史の放擲は國家の放擲に外ならず、舊國家消滅して新國家建設せられたりと云ふべし。現在の國家を根據とし、其の光榮ある民族奮闘の歴史を回顧しつゝ、國家の前途に囑望し、希望ある將來の發展を期待せんとするもの、國民的信念の結晶たる主權者を國家的活動の中心とし、國家經營の方策を講ぜざるべからざるものなるは言を俟たず。要するに政體の變更と主權に對する國民的信念とは別事なり、其の間何等の相對的若しくは必然的關係存在せず。政體如何に變更するも國民的信念是に伴ひて動搖すべきものなりと見るべき限りにあらざるなり。我島帝國が建國以來數千年に亙りて確保し來れる專制の政體を放擲し、新たに立憲政體を樹立したるの故を以て、主權所在に對する我國民的信念に變動あり

と見るべきにあらざるは勿論のことなりとす。我國民の主權に對する確信は千古を通じ終始一貫して變せず。君民一家の國民的信念の中心たり發露たる萬世一系の天皇を奉戴し、皇室を中心として國民的發展に努力し、過去の歴史に於けるが如くに、永遠なる將來に亙りて、民族的歴史を誇らんとするの國民的思想は牢固として動かすべからざるものなり。從て我島帝國が新たに立憲政體を採用したるの故を以て、在來の主權所在に對する國民的信念を放擲せしめ、主權人民に在りとする民族的思想より出でたる英國憲法政治を根本的に我帝國に移植せんとする英國的政黨政治論者は、我國民の歴史的信念を看過せるの點に於て、根本的誤謬に立てりと言はざるべからず。結局英國憲法政治を採つて直に我憲法を論じ政黨政治を批判し改善せんとする論者の主張も亦正當なりと云ふべからざるに歸着す。

#### 四

政黨は立憲政體の國家を通じて、必然的に發生する政治的現象にして、其の存在の事實を排斥し否認すべからざるものなりとせば、是が存在を認容すると同時

に、其の性質目的及び運用等を眞面目に攻究して、是を善導し、其の眞價値を發揮せしめ、政黨をして憲政濟美の目的に副はしむべく、國民的努力の必要ありと言はざるべからず。徒らに我憲法の用語の表面に拘泥して、立憲政體の精神的運用を阻却し、千古不磨の典章をして、國家的裝飾品として存在するの意義を有せしむるのみに止まらしむべきにあらず。然りと雖も我國民の歴史を顧みず、主權所在に對する國民的信念の差異を想はず、主權君主にありとする我憲法の運用をして、主權人民に在りとする英國憲法の運用と全然同一ならしめんとするは、國民の特質國家の歴史國民活動の中心たる國民的信念を拋棄せしめ變更せしめんとするに外ならざるを以て、固より賛同すべき限りにあらざるなり。

吾人は此の見解よりして英國憲法政治憧憬論者の如く、歐米の政黨及び政黨政治論に囚はれざると同時に、立憲政體に共通的の現象たる政黨的事實の存在を無視する政黨及び政黨政治排斥の暴論に左袒せざる、獨立自由の囚はれざる獨創的態度を以て、我憲法を基礎とし我政黨を觀察し、其の本體を闡明し是が活動を論じ、進んで政黨政治に關する一切の現象を研覈し、我憲法の精神的運用を批判し攻

究せんとするものなり。政黨的現象が立憲政體の國家を通じ必然的に發生存在する絶體的要件たる以上は、其の存在の現状を觀察し、事實に依りて立論し、事實上現存するの政黨其のものを解剖し批判し、其の目的及び活動等を論究し、政黨の改善發達を促進し、憲政濟美の目的に副はしめんとするの國民的努力は、目的其のもの、裡に憲政發展に資せんとするの美質を含蓄するものなりと言はざるべからず。政黨を排斥し政黨政治を否認せんとする論者が、往々政黨の發展及び政黨政治實現を企圖する努力を憲法違反の議論とし、國家の健全なる發展に危害を及ぼすものなるが如くに誣ゆるものあるは、政黨の改善發展に關する國民的努力が、目的自體に於いて憲法を根據とし、憲法の條章をして精神的運用を遂げしめんとするの誠意存在せるを無視するの甚しきものなりと云ふべし。

##### 五

轉じて政黨政治を謳歌し、是に憧憬し、政黨政治を以て理想的完備の善政を爲し是が實現を羨望して已まざる論者の主張を窺はん乎。彼等は現在の政黨を根據とし前提とし、是を善導して、堅實に政黨政治を築き上げんとするの實際論を唱導

するの徒にあらず。彼等は事實を根柢とせず、途中の經路を考慮せず、一躍目的の彼岸に到達せんとするの徒なり。彼等は理想と反する現在の事情に對して、是が改善を企圖せずして、直ちに是を破棄せんとす。缺陷あるもの、破棄は許容し得べし、而かも是に代るべき美しきもの、存在を見出す能はずんば、結局徐ろに改善の方策を施すの外手段なきにあらずや。彼等は登山の途中に於て、掛替の草靴を持たざるにも關せず、尙餘命ある草靴を捨てんとするものに比較すべし。彼等は我現在の政黨を目して、救済すべからざるの腐敗せる政黨なりとし、絶體的に是が存在を排斥し、新たに理想的政黨を組織して是に代らしむるを憲政促進の最大急務なりと主張す。然りと雖も、彼等の此の主張は二重の意義に於て誤り。彼等は彼等が新たに組織せんとする政黨に加入すべき國民自體が依然として舊の如く彼等の急進的要求に應ずるの素質を有せざるものなるを注意せざること第一の誤謬なり。若し我國民にして此の論者の主張する如く覺醒を遂げ得たりとせば、現在の政黨を善導し發展せしめ、彼等の唱導するが如き理想的政黨たらしむるの困難ならざるを想はざること第二の誤謬なり。結局彼等は理想的憧憬に囚ら

はれたる論者なり。現在を看過し等閑視するにあらずんば、現在を破棄し粉碎せんとするの現状打破論者なり。彼等の政治論は理想論なり、憧憬論なり、現在を顧みずして將來を夢想する政治論なり。一言にして云へば、彼等の政治論は天馬に跨り大空に馳せ昇らんとするものに比すべし。吾人の政黨及び政黨政治論は正しく是と正反對の基礎に立つ。吾人は固より理想的政黨政治の實現を期待す。唯吾人は政黨政治實現の前提として現在を役立てんと欲するのみ。彼等は現在を破壊せんとし、吾人は現在を補綴せんとす。彼等は現状破壊に依りて憧憬的政黨政治を實現せんとし、吾人は現在を基礎とし、根柢とし、階段として、漸進的改善のもとに理想の彼岸に達せんとす。天馬空を馳するの議論はあらずして、地上を歩むの議論なり、石橋を叩いて渡らんとする議論なり。吾人は憧憬的政黨論に囚はれたる政黨的思想を絶體に排斥し、忠實に現在の我が政黨を捉えて是を解剖し、是が本體を説明し是が運用を論じ、我政黨をして堅實なる素地に依り、徐ろに理想的政黨政治實現の彼岸に一步を進めしめんとするに過ぎず。

吾人の政黨及び政黨政治を論ずる基礎的觀念結局右の如し。従て吾人の所論

は現在を打破して直ちに理想的政黨政治を實現せんとするの論者より俗物的愚論として排斥せらるべきを豫想す。吾人は此の現状打破的政治論者よりの反駁は寧ろ好んで是を甘受すべし。吾人固より現在の政黨を以て理想的完全なる政黨なりと思惟せず。然りと雖も吾人の胸裡に潛める現在執着的の根本思想は、政黨及び政黨政治を論ずるに當り、現在を忘却し若しくは現在を捨て、専ら理想にのみ趨るを許さざるなり。吾人は徹頭徹尾現在に執着せんとするものなり。或は現在現在と徃徊して是に囚へられ、現在に没頭し遂には現在に墮落せるの譏を受くることあるべきを豫想せざるにあらざるも、現在を基礎として是に根柢するにあらざれば、政黨及び政黨政治を論ずるの確信吾人の胸裡に存在せざるを奈何せん。是を要するに吾人は憧憬的政黨政治論者の如く現状を打破し現在に超越し理想に囚はれたる天馬大空を奔馳するの政黨政治論に賛同する能はず。吾人は理想を有するも理想に囚はれず、常に現在の政黨を伴侶とし、現在の政黨と共に現在の趣味に徃徊しつゝ、時には趣味ある道草を貪りつゝ、理想的政黨政治に向ひて不斷に趣味ある行程を繼續せんと欲するのみ。

## 六

吾人は政黨及び政黨政治を論ずるの基礎的觀念として尙ほ重要な一觀念を有せり。吾人の政黨及び政黨政治を論ずる立脚地が現在の我が憲法其のものに外ならざること即ち是れなりとす。

政黨の改造を論じ、理想的政黨政治の運用を論ぜんとするに當り、我が現在の憲法の條章に依據せず、理想的憲法の現出憲法の改正を假定して、政黨政治の理想的運用を唱導せんとすること、固より不可能事にあらざるのみならず、吾人は是を耳にすること亦稀なりとせず。然りと雖も是の如き唱導は、政黨政治を憧憬的完璧のものたらしむべく、是が前提要件として憲法自體の改正を絶體的要件とす。假令ば廢稅若しくは減稅問題の主張の如し。減稅若しくは廢稅の希望は其の負擔者の凡てが要求するものたることを俟たず。然りと雖も是が減稅若しくは廢稅の財政的餘裕あると否とは結局豫算に計上せられたる國費の削減し得べきものなるや否やの先決問題を定めざるべからず。若し此の場合に國費削減の餘地有りとせば、始めて減稅若しくは廢稅問題其のものゝ研究に入るを得べし。若し是

に反して、此の場合に費途の已むべからざるものあるを承認すとせば、税の分配問題は起るべし、分配問題に伴ふ廢稅若しくは減稅問題は發生し得べし、單に特殊の税目に就いての減稅若しくは廢稅問題のみが發生し得べきにわらず。

政黨を論じ政黨政治の運用を論ずるに當り、我が現在の憲法を根據とせずして、専ら憲法の改定に根據せざるべからざるの理想的主張を唱導するの徒は此の例に比較すべし。彼等は政黨の改造及び理想的政黨政治を唱導するの前提として我が憲法の改定其のものに關する根本問題を解決せざるべからず。憲法は一つの法典なり。憲法の改正は常に可能事たるのみならず國家の進歩發展と共に是が改定の必要已むべからざるものあるに至るべきは必然の條理なり現象なりとす。従て政黨の改造及び政黨政治運用の理想的完備を期する爲め、憲法改正の必要を唱導するは敢えて不可能事たらざるのみならず、是が必要を要求して已まざる場合發生するに至るべきやも計らざるものあるは吾人固より之を豫想す。然りと雖も吾人は根本的に此の如き憲法改定其のものを立脚地とせる政黨及び政黨政治論者とは、政黨及び政黨政治を論ずるの出發點たる基礎的觀念を異にせり。

吾人が政黨及び政黨政治を論ずるの目的は、我が現在の憲法其のものを根據とし、是が改正を豫想せずして、單に現在の憲法の條章に従ひ是が精神的運用を完からしめんとするに在り。吾人は徹頭徹尾我が現在の憲法を根據とし、其の條章に依據し是を基礎とし立脚地とし出發點として、現在の我が政黨を研究し解剖し批判し是が活動を論じ、現在の政黨を根據として政黨政治を論じ、我が現在の憲法政治の精神的運用を論ずるを目的とす。

結局吾人は憧憬的政黨政治論者とは全然立脚地を異にし

**第一の** 現在の政黨其のものを解剖批判して、是が本體及び活動を論じ、現在の政黨を基礎として政黨政治を築き上げんとすること

**第二の** 我が現在の憲法の條章に依違し、是が精神的解釋を唯一の權威として、政黨政治の運用を研究せんとすること

の二大基礎的觀念に根柢し、是が確固たる支持の上に、次章以下全編を通じて、我が憲法が精神的に要求する政黨及び政黨政治の本質並に是が運用を詳論せんと欲す。

## 第二章 黨派の必要

## 第一節 黨派は社會的集團に缺くべからざる要件なり

凡ての社會的集團即ち特殊の人民の集合より成立する團體若しくは會合は團員共同の目的を到達する爲め、其の集團を組織する團員の一致的意思若しくは多數の意思を以て、集團其の者の意思と看做すこと、一般的條理なると同時に一般的慣例の事實たり。大は列國を以て組織する國際的集團より、町村人民の集團若しくは學生の會合の如き小集團に至る迄、凡てのあらゆる社會的集團は、多數決を條理とせる團員の合議を以て集團自體の意思と看做し、是に従ひて集團の事務を處理すること、洋の東西を問はず、古今に通じて一貫するの事實なりとす。

而して是等各種の社會的集團を組織する團員が團員の目的其のもの、若しくは目的の遂行方法等集團自體の活動に關し、各自の個人的立場即ち集團對團員の關係に於て各團員を中心としたる個人的利害關係より見て、其の原由が社會的地位名譽若しくは趣好等の如き精神的利害關係に出づると、金錢其の他の物質的利害

關係に基づくとを問はず、苟も團員相互間に特殊の共通の利害關係を有する限りは、互に共同提携して利害關係を共通せざる他の團員の主張若しくは利益を排斥し、自分等一味の徒黨に共通的に有利なる方法に誘導して是を處理せんとするは、人類の社會心理に基づく自然的欲求に原由する社會的集團に於ける必須的現象なりとす。吾人が茲に黨派と云ふは是等の徒黨を意味し、社會的集團に於ける必須的現象なる同一集團内に於ける利害關係を同する團員提携して、他の利害關係を異にせる者の提携に對立拮抗し、互に勢力を争ひ他黨を排斥して、自黨の利益を確保せんとすることに由りて成立する徒黨若しくは黨與を意味す。此の如く社會的集團内に必須的現象として黨派の發生存在を見るに至るは、社會的集團の組織に加はれる團員各個の根本的理由が各團員固有の個人的欲求を中心とし、集團の共同的威力に依りて是を満足せんとするに外ならざるに原由す。集團を組織する各團員固有の欲求は、各團員に多少の差異あるべきは勿論、場合に依りては、相互に相手方を排斥することに依りて、始めて自己の欲求を満足し得べき場合あるべきは一般的現象なりとす。例令ば級長選舉の爲め學生の會合ありとせんに、



一人の級長に對し數名の候補者ありとせば、甲候補者は其の徒黨を率ひて乙丙等の他の候補者を排斥するの手段に成功することに依りて、自己の欲求を満足し得るが如きは此の一例なり。

此の如く社會的集團に必然的に發生存在する黨派と社會的集團との關係を研究し、黨派存在の意義即ち黨派の必要並に是が價值を批判するに、黨派の存在は消極的理由及び積極的理由に基づきて、社會的集團に缺くべからざるの要件たると同時に、人類社會の發展を促進するの要件として、絶體的價值を有するものたるを認め得べし。社會的集團が黨派存在を必要とする理由及び黨派の存在が人類社會發展の要件たる意義に關し、左に列舉的に是を説明することとすべし。

#### 第一 黨派存在を排斥すべからざる消極的理由

凡ての社會的集團に於て各團員が特殊の個人的利害關係の立場よりして、互に徒黨を結び黨派を立て、他の黨派に對立し相拮抗して覇を争ふの結果、集團自體の活動に支障を生じ、集團の活動力甚だしく磨滅消耗せしめられ、集團の敏活なる行動妨碍せらるゝ場合尠からざるは言を俟たず。従て黨派の存在は是を集團より

見れば、或る場合に於ては有害無益の現象たるに止まり、而かも其の存在が人類の社會心理に基づく自然的欲求に原由せるものなることよりして、根本的に是を除去し排斥する能はざる嫌惡すべき現象にして、而かも認容せざるべからざる現象なりと言はざるべからず。凡ての社會的集團が其の集團の内部に發生する黨派の存在に依りて多大の損害を被りつゝあることを自覺しつゝも、人類の社會心理に原由する已むを得ざるの現象として是を排斥し驅逐し得ざるの有様は、百獸の王たる獅子が其の背に寄生する蟲に對し、其の身を斃すの害蟲なるを認めながら、自らはを驅除し得ざるの窮狀に比較し得べし。結局社會的集團に於ける黨派は其の集團を組織する各團員が個人的欲求を満足せんとする結果、個人を中心としたる利益獲得の目的より發生する人類の自然的社會心理に屬する排他的心理に基づき、必然的に發生存在する避くべからざるの現象たるの意義を有し、排斥せんとして排斥すべからざるの現象たるものと言ふべし。即ち社會的集團に於ける黨派の存在は人類の社會心理に基づき消極的に其の存在を拒否すべからざる理由に根柢する必然的現象なりと云ふべし。

## 第二 黨派存在を必要とする積極的理由

轉じて社會的集團が積極的に黨派存在を必要とする所以を述べし。今假りに社會的集團に黨派的存在無しと假定せん。凡ての社會的集團は此の假定のもとに果して圓滑に支障なく活動し得べきものなる乎。試みに我衆議員に於て全然黨派的存在無しと假定せよ。此の假定の場合に於ける衆議院の議事の實狀を想像せんに、頭數四百に近き多數の議員は各自個人的見解を基礎として政策を吐露し、甲論乙駁盡くる所を知らず、極端に云へば無慮四百に近からんとする意見の簇出を豫想し得べし。結局何れの主張も過半数を得る能はずして議事を進行する能はざるか、若しくは巧妙なる煽動的言辭を弄して、冷靜なる批判に訴ふるの餘裕を有せざらしめ、多數を籠絡し得て、咄嗟の間に議事を進行せしむるかの二者何れかに歸着すべし。從て同一なる議題も是を附議する度毎に異なる議決あるを想像し得べし。是れ社會的集團たる議會に於ける一例なり。其の他の社會的集團に對しても亦同様なる事情を想像するに、難からず。果して此の如くんば、社會的集團は其の内部に於ける黨派の存在を排斥することに依りて、却つて其の目的

を到達する能はざるの困難を惹起するに至るべきこと、明らかに豫想し得らるゝ所なりと云ふべし。即ち黨派的組織を必要とする個人的理由は暫らく措いて問はず、利害關係を同する者より成立する黨派的存在ありて、始めて社會的集團は其の活動を營み得べきものなりと言はざるべからず。結局黨派存在が有する此の特質より見れば、社會的集團に於ける黨派的現象は積極的に必要缺くべからざるの要件たる意義に於いて其の存在の理由を有するものと云ふべし。

## 第三 黨派存在の絶體的價值

社會的集團に於ける黨派の存在が避くべからざるの必然的現象たると同時に缺くべからざるの必要的要件たる意義を有するものなることは既に是を詳述せり。更に一步を進めて人類社會全體の發展方面より黨派的存在を觀察すれば社會に於ける黨派の存在は極めて重要な意義を有するを認め得べし。戰爭が國民の元氣を鼓吹し其の活動を鋭敏ならしめ、事々物々に潑刺たる生氣を與ふる唯一の源泉たるが如く、黨派の發生存在に伴ふ當然の現象なる黨派間の争闘は、社會的集團自體の活動をして活氣あり元氣あり生命おらしむるの源泉たる意義を有する

と同時に、黨派的徒黨が奮闘して各黨の利益、黨派員共通的の利益の確保に努力することに伴ひ、社會的集團自體の目的に關する利害關係は遺憾なく曝露せられ主張せらるゝに至るべきを以て、社會的集團をして是等の諸般の利害關係處理の最善なる對應策を施設するを得せしめ、集團自體の進歩發展を促進するの重要な意義を有す。黨派成立に伴ふて發生する黨派の爭鬭は、其の原由する所、個人を中心とせる欲求に根柢するものなるが故に、其の爭鬭激烈を極むるを常とし、其の内面には戰爭的分子を包含し、必要に應じては戰爭を辭せざるの覺悟潜在せるを認め得べきを以て、國民の元氣を潑洩たらしむることは殆ど戰爭と比較し得べし。従て大は世界的國際團體を始めとして國家團體より小は町村團體に至る迄、凡ての社會的集團を通じて發生存在するの現象たる黨派的團結の鬭争は、あらゆる社會的集團の活動力を振興せしめ、是を構成する各分子の利害關係を明瞭ならしめ、集團自體の健全なる發展を遂げしむるの源泉たる意義を有するものと言はざるべからず。結局凡ての社會的集團は集團内に發生存在する黨派の軋轢鬭争に由りて、集團自體の活動力を保持し不斷の元氣を有し、常に新たなる生命を有し、永久

的存在を持続し得るの特性を賦與せらるゝものと言ふべし。此の如く黨派鬭争が社會的集團の活動に對し、潑洩たる活動力を與ふるの源泉たる意義を有するこゝとに顧みれば、社會的集團に於ける黨派の存在は、社會の進化發展の要件として、絶對價值を有するものたるに歸着す。黨派の存在は此意味に於て極めて重大なる意義を有し、人類社會の存在發展上絶對的に必要な現象なりと言ふべし。

社會的集團に於ける黨派存在の必要な所以に就いては右に列擧したる説明殆んど是を盡くせりと思惟す。要するに社會的集團に於ける黨派の發生存在は其の半面に於て集團の圓滑なる活動を阻碍し活動力を消耗せしむること尠からざるものあるに關せず、其の存在の原因が人類固有の自然的社會心理に根柢し絶對的に排斥すべからざるの意義を有すると同時に、他の半面に於て社會的集團の活動上缺くべからざるの要件たる意義を有するものたるに止まらず、人類社會の進化發展の原動力として絶對的價值を有するものたり。黨派存在に伴ふ弊害如何に甚だしきものありとも結局黨派其のものは社會的集團の活動上缺くべからざるの必須的の要件なりと云ふべし。

## 第二節

政治上の黨派は國民の歴史を通じて存在する現象なり

二四

吾人は前節に於て黨派は凡ての社會的集團を通じて缺くべからざる必須的要件なる所以を詳述せり。本節に於ては社會的集團の一つなる國家の政治に關して發生存在する黨派的現象に關する歴史的观察を爲すこととすべし。

國家組織は、人類社會が一定の文明程度に到達すれば必然存立するに至るべき社會的集團の一つにして、人類の安寧を保ち幸福を増進する爲め社會の秩序を確保する唯一の缺くべからざる絶對的要件たる意義を有するものなることを言ふ俟たず。國家は人類社會に於ける最高の權力を有し、其の國民を完全に支配し得る權能を有する社會的集團にして、凡ての社會的集團中最も強大なる權力を有し、最も完全なる社會的組織を有する集團たり。從て國家の活動即ち統治權發動に關し、其の形式の如何を問はず、黨派的現象の發生存在するありて、互に拮抗し他の徒黨を排斥して國家の政治を自黨の掌中のものたらしむるに努力し、黨派間に激烈なる政權爭奪に關する政治上の闘争行はるゝに至るべきは、國家が社會的集團の一つたることよりして、避くべからざるの現象たると同時に、國家の活動上缺くべ

からざる必須的要件たるの現象なりと言はざるべからず。國家と國家の政治に關する黨派的現象との關係を見るに是を國家が社會的集團の一たることを立場とし、純理的に論ずれば、洋の東西を問はず時の古今を論ぜず、凡ての國家に互り歴史を通じて常に國家内に政治上の權柄爭奪を目的とせる黨派の存在あるべきを必然の歸着とす。而して此の純理的推論を離れ、歴史の實際を観察するに、凡ての國家の歴史を通じて、何れの時代にも政治上の黨派存在せるの事實を指摘し得るに難からず。結局國家が社會的集團の一つたるに原由し、國家の活動即ち政治的活動に關し、不斷に黨派的現象の發生存在すべきことは、人文史上是を證して餘りありと云ふべし。

希臘羅馬の歴史は宛然たる政治的黨派の興亡隆替史なり。獨佛其の他の西歐諸邦の歴史亦然り。英國に於ける自由保守兩黨の對立争闘は數百年に互りて持續せられ、黨派戦争の典型とせられ模範と仰がれ、十九世紀を通じて政戦史上の花と歌はれ、燦爛たる光彩を放ち、一勝一敗して譲らず、遂に現時の形勢に推移し來れり。大西洋の彼岸なる新大陸も亦是に洩れず。合衆國には共和黨民主黨相對し

て政權爭奪の争闘を永續しつゝあり、墨國に於ける政權爭奪の黨争も亦常に激烈を極め、現にウエルタ氏の政府とウエルタ氏より政權を奪取せんとする叛徒との間に悲惨なる國內戦の行はれつゝあるを見るべし。南米諸邦亦是に異なる無きは言を俟たず。轉じて亞細亞諸邦を觀察せん乎。彼斯印度の歴史は政治上の黨派の政權爭奪の歴史に外ならず。就中支那民族の歴史に至りては極めて光彩ある政治上の黨派の政權爭奪の歴史に富めり。三國史時代に於ける政權爭奪に關する黨争の如きは、極めて趣味ある政戦史にして吾人をして其の壯絶極まる光景に恍惚たらしむるものあるにあらずや。近く彼の國民に演ぜられたる革命戦も亦黨派的争闘に外ならざるなり。

更に轉じて我國の歴史に於ける政治上の黨派の存在を觀察せん。藤原氏源氏平氏北條氏足利氏織田氏豊臣氏徳川氏等の諸豪族は、夫々其の一味徒黨を引率して他の政治上の黨派を排斥し、政治上の權柄掌握を目的とせる集團即ち政治上の黨派なりと謂つべきは勿論のことなり。更に上古に溯りても蘇我氏物部氏中臣氏大伴氏等が夫々當時の政治上の黨派なりしこと疑を容れず。近く明治維新前

後に於ける薩長土肥等の集團が同じく政治上の黨派なりしこと、及び明治時代を通じて政權を掌握せる官僚的徒黨も亦政治上の黨派の一つなることを俟たず。勿論是等の政治上の黨派が統治權の發動に參與せる方法形式程度に至りては各黨派一様ならざりしは勿論のことなりしと雖も、凡ての黨派を通じて、各黨派が當時に於ける他の政治上の徒黨を排斥し、自黨のみをして統治權發動に參與せしめんとするの目的を有したるものなることの事實を認め得べし。即ち我島帝國も亦二千五百餘年の歴史を通じては帝國創業の時代に溯り下は大正の新時代に降り其の間常に政治上の黨派の存在ありしこと否むべからざるの事實なりと云ふべし。

是を要するに我國の歴史に於いても、世界の諸邦に於けるが如く、天皇親政の時代たと攝政時代若しくは幕府時代たとを問はず、凡ての時代を通じて、政治上の黨派的現象存在せるは争ふべからざるの事實なりとす。勿論世界の諸邦に於ける政治上の黨派は主として統治權其のものを争奪するを目的とせるものなるに反し、我國に於ける政治上の黨派は統治權發動に參與するの機關たることを目的

とせるものなるの點に於て兩者の目的に重大なる差異あるを認め得べしと雖も、政治上の黨派たることに至りては兩者同一なり、何等の差異無きなり。然るに我政黨及び政黨政治を非難する論者の中には、政治上の黨派は立憲政體制定後始めて發生したる政治現象なるが如くに誤解し、明治維新と共に天皇親政の宏謨に復したる以上は、政治上の黨派存在を許容すべきものにわらずとし、政黨政治の根本たり基礎たる政黨其のものを排斥せんとするものあるは、政治上の黨派が我國民の歴史を通じて常に存在するの事實を解せざるの甚しきものなりと言はざるべからず。我國に於ける政黨政治を排斥し政治上の黨派の存在を否認し排斥せんとするの徒は、黨派的存在が人類の社會的心理に基づく必然的現象たることを解せざるは勿論、我が歴史上の事實を無視せんとするの暴論なり。吾人は我數千年の歴史の何れの頁を以てしても、此の暴論を粉碎するに足るの史的事實を示し得べく、彼等の主張をして完膚なからしむるを得べし。

### 第三節

政黨は立憲政體運用に於ける必須的絶體要件なり  
吾人は政黨なる用語を狭義に解し、立憲政體に於ける政治上の黨派を稱する場

合にのみ使用することゝす。政黨なる用語は是を廣義に解すれば、立憲政治に於ける政治上の黨派と否とを區別せず、凡ての政治上の黨派に用るべきこと言を俟たず。唯吾人は政黨なる用語を特に立憲政體に於ける政治上の黨派を稱する場合に限りて使用することに限定するを、政黨及び政黨政治を論ずる上に多大の便益を有することよりして、本書に於て使用する政黨なる用語は凡て立憲政體に於ける政治上の黨派のみを意味することゝせり。讀者是を諒せよ。

前述せる如く凡ての國民の歴史を通じて、政治上の黨派存在せるは否むべからざるの現象たり事實たるのみならず、國家が社會的集團の一つたることよりして、政治上の黨派の發生存在は國家の活動上缺くべからざるの必須的絶體要件たるの意義を有するものと言はざるべからず。従て明治時代に於て新たに制定せられたる立憲政體に於いて政治上の黨派なる政黨の發生存在を見るべきは勿論のことなるのみならず、吾人は立憲政體の運用上、政黨の存在は缺くべからざる要件にして、立憲政體運用に伴ふ當然の歸着は政黨政治の實現に外ならずと思惟するものなり。本節に於ては政黨の存在が立憲政體の運用上缺くべからざる必須的

絶體要件たる所以を論述し、吾人の主張の根據を明らかならしむべし。

立憲政體制定の目的並に是が運用と政黨との關係より、立憲政體に於ける政黨の意義を攻究するに、政黨は第一國家が社會的集團の一つなることよりして、立憲政體の制定に伴ひ立憲的に他黨を排斥して、統治權發動に參與せんとする政治上の黨派の必然發生存在するに至るべきこと、第二立憲政體に於ける國家の立法機關たる議會が其の職責を完うする爲め黨派的存在を必要とすること、第三立憲政體に於ける行政機關たる政府が議會に多數を制し得る爲め、議會に於ける黨派的存在を必要とすること、第四立憲政體の運用をして元氣あり生命あり活氣ある進歩的發展的のものたらしむる爲め、政治上の黨派的存在を必要とすること等の理由に基づき立憲政體の國家に於いて、避くべからざるの必然的現象なると同時に立憲政體運用上缺くべからざるの必須的絶體要件たる意義を有する政治上の黨派的現象なりと云ふべし。

第一 政黨は立憲政體の國家に於いて立憲的に他の黨派を排斥して統治權發動に參與せんとする政治上の黨派として必然的に發生存在すべきもの

なること

此の點に關しては別に詳述を要せずして明らかなるべしと思惟す。國家が社會的集團の一つたることよりして、政治上の黨派が國家の歴史を通じて必然的に發生存在する所以は前節に於て詳論せる如し。立憲政體の國家に於て、立憲的に——立憲的と云ふは三權分立の主義に則れる憲法制定の精神に順み、黨派的活動が議會に多數を制することを根柢とすることを意味す——他黨を排斥して統治權發動に參與せんとする政治上の黨派即ち政黨が必然的に發生存在すべきことは當然の現象なりと云ふべし。立憲政體に於ける政黨と君主獨裁の政體に於ける政治上の黨派との差異は其の活動の形式が立憲的なる否とに存するのみ。其の他の點に關しては兩者同一にして共に政治上の黨派たるは勿論のことなり。

第二 立憲政體の國家に於ける立法機關たる議會が政黨の存在を必要とする

立憲政體の國家に於いては、三權分立の精神に基づき、國民の選舉せる議員より成立する議會を以て、國家の立法機關たらしめ、法規の制定及び豫算の議定に參與

せしむるを例とす。此の立法機關たる議會が立法案竝に豫算案を審議し議事を進行せしめ立法機關たるの職責を完うするが爲めには黨派的存在を必要とすることは前節に詳論したる如し。議會に黨派的存在を必要とする所以は議會が社會的集團の一つたることよりして當然の要求なりと言はざるべからず。此の如く議會に於いて徒黨を糾合し他の徒黨を排斥し自黨に利益なる議事の進行を見んとするは、即ち政黨的活動にして、立憲的に他の政黨を排斥し、國家統治權の發動に參與せんとする政黨自體の活動たることに歸着す。結局政黨は立憲政體に於ける主要の國家機關の一つたる議會をして其の職責を完うせしむる爲め缺くべからざるの要件たりと云ふべし。

**第三** 立憲政體に於ける行政機關たる政府が議會に多數を制する爲め政黨の存在を必要とすること

三權分立の精神に則れる立憲政體の國家に於いては、其の行政機關たる政府が政府としての職責を完うし、政府の活動をして遺憾なからしむる爲めには、政府に味方する議員を以て議會に多數を制することを必要とす。政府が議會に多數を

制し得ざる場合に於いては、政府の活動に多大の支障を生じ、政府を辭退するの途に出でざるべからざるの窮地に陥るべきを以て、政府當局者は全力を盡くして議會に多數を制するに努むべきの必要あることを俟たず。然るに議會に多數を制するが爲めには、政府と利害關係を共通する議員を羅致する手段に出でざるべからざるを以て、結局議會に多數を制する政黨と結託せざるべからざることに歸着す。從て立憲政體に於ける政府が其の政府たるの職責を完うするの前提として議會に於いて政黨の存在を必要とすと云ふべし。吾人は此の場合に兩者共に立憲政體に於ける各獨立の機關たる政府と議會とに就いて、假りに政府を主とし議會を客として觀察せるものなるが、是と反對に假りに議會を主とし政府を客として觀察すれば、議會に多數を制する政黨が政府を組織することに依りて、始めて立憲政體の完全なる運用を期待し得べしと云ふことに歸着するを見るべし。要するに何れを主とし何れを客として論ずるも、立憲政體に於ける政府が其の職責を完うし得るの要件として、政黨の存在を必要とするは拒否すべからざるの事實なりと言はざるべからず。



第四 立憲政體の運用をして元氣あり活氣ある進歩的發展的のものたらしむる爲め政黨の存在を必要とすること

立憲政體に於ける立法機關たる議會に立法案若しくは豫算案が附議せらるゝに當りては、是に對する審議を慎重にし、社會の各階級に於ける人民に影響する所を考查し、立法案若しくは豫算案に關係ある一切の利害關係を徹底的に研覈し、社會の要求を満足せしめ、國家の進歩發展に副ふるものたらしむるに努力すべきは憲政當然の要求にして、立憲政體制定の目的に副ふものと云ふべし。然るに議會が此の要求に副ひ、其の職責を完うし得るが爲めには、議會に於ける黨派的存在即ち政黨が分立し對峙し發展し訓練せられ、夫々特殊の利益を代表して、立法案若しくは豫算案に關する利害關係を遺憾なく研究論難討議し、互に奮闘して自黨に利益ある議事の進行を見んとするの努力、其のものに待たざるべからざること言を俟たず。結局政黨が他黨を排斥して自黨の利益を確保せんとするの目的の爲めに惹起せらるゝ議會の内外に於ける政黨間の鬭争は、立憲政體に伴ふ利害關係を洩れ無く曝露せしむることに依り、利害關係ある國民を刺戟し、血湧き肉躍るの感

あらしめ、國家の活動をして元氣あり生命あり活氣ある流動的進歩的發展的のものたらしめ得る唯一の原由たる意義を有し、立憲政體に屬する國家の進歩發展上缺くべからざるの絶對的要件たる意義を有するものと云ふべし。

以上列舉的に詳述したる所に依り政黨の存在が、立憲政體の國家に於て避くべからざるの必然的現象なると同時に、立憲政體の運用上缺くべからざるの必須的絶體要件たる意義を有するものなること、大略明瞭にせられたりと思ふ。要するに國家が一つの社會的集團たることよりして、政治上の黨派の存在が避くべからざるの必然的現象なると同時に、缺くべからざる絶體的要件たる意義を有するに基因し、立憲政體の國家に於て立憲的に他黨を排斥し政治上の利益を獨り享有せんとする政黨の發生存在を見るべきは、必然的現象にして而かも立憲政體運用上缺くべからざる要件たる意義を有するものと云ふべし。我國民が建國以來數千年の歴史を通じて政治上の黨派を有したるが如く、現在は勿論永遠の將來に互り、國家のあらん限り不斷に政治上の黨派を有すべきは疑ひを容るゝ餘地無し。政治上の黨派の存在がしかく拒否すべからざるの事實なりとせば、立憲政體の昭

代に於て立憲的根柢を有する政治上の黨派を確立せしめ、是を善導し善良なる發展を遂げしめ、憲政の要求に副ふものたらしむべきは、光榮ある立憲治下に浴する照代の民たるもの、國家に對する責務なりと言はざるべからず。

### 第三章 政黨の本體

#### 第一節 汎論

社會的集團の一つたる國家組織に於いて、政治上の黨派が歴史を通じて存在するの現象たる所以、并に立憲政體の國家に於いては、立憲的に統治權の發動に參與せんとする政黨が必然に發生存在すべき所以は既に是を詳論せり。本章に於いては、政黨其のもの、本體を研覈し是が存在の目的を論述すべし。

理想的政黨政治に憧憬する政治論者は、政黨其のもの、本體に關しても亦憧憬的理想論に囚はれ、政黨の現狀即ち實際の内容を考察せず、理想的假定の下に是が本體を構想し、『政黨とは同一の政治的見解——國家の政治的現象處理に關する一定の方針主義若しくは政見——を抱懷する者、其の政見を貫徹遂行せんが爲め、

任意の協同に出でたる政治的集團を云ふ。』と定義するを一般とす。吾人が政黨を論ずるの根本的觀念は現在の政黨的現象を捉へて實際的基礎の上に政黨を研究せんとするの點に在り。吾人は現在の凡ての我政黨即ち政友會國民黨同志會中正會等の現狀を觀察するに、何れの政黨も一定の主義政見を固執し是を貫徹せんとする集團にあらずして、時々刻々に現出し流轉し變動し發展する國家の政治的實際問題に對し、一問題毎に是に對して、自由にして何等囚らるゝ所無き見解を以て、最良適切の處理方法即ち政策を畫策し、國家若しくは國民に最も有利なる解決を與へんとする集團たるに外ならずと思惟す。

政黨の實際的内容を觀察せず専ら理想的政黨に憧憬する論者と、主として政黨の現狀を基礎とし根柢とし政黨的現象を論ぜんとする吾人とは政黨研究の出發點を異にせるものあるに原由し、吾人が政黨の本體其のものに關する觀念は憧憬的政黨論者の政黨現象の要素と思惟する一定の主義政見の存在を否認することに依りて成立す。吾人の考察する所に從ひ政黨の本體其のものを論ずれば

、『政黨とは政權の掌握に關し、共通の利害關係を有する者が、共同の力を以て立憲

的に政權を掌握せんが爲めに、結合せる永續的集團を云ふ。」

と定義するを、政黨の本質即ち實際的内容に適應する至當の見解なりと思惟す。

今此の定義を分析的に觀察すれば

**第一** 政黨は政權掌握に關し共通の利害關係を有する者が、共同の力を以て政權を掌握せんが爲めに、結合せる永續的集團なること

**第二** 政黨は政權掌握を究竟の目的とせる集團なること

**第三** 政黨は立憲的に政權を掌握せんとする集團なること

の三項目より成立せり。次節以下此の三項目に就いて政黨の本體を解説し吾人の定義の正當なる所以を詳述すべし。

**第二節** 政黨は政權掌握に關し共通の利害關係を有する者が共同の力を以て政權を掌握せんが爲めに結合せる永續的集團なり

吾人は政權の掌握に關して共通の利害關係を有するものが、共同の威力を以て政權の掌握を實現せんが爲め、永續的集團として結合せるもの即ち政黨なりと思惟す。換言すれば政權を掌握することに依り満足し得る個人的欲求を有する多數

の者が、彼我間に政權掌握其のものに就いて利害關係を同うする共通の分子の存在することを認め、彼我共同の力を以て、彼我の欲求満足に必要な前提要件たる政權の掌握を實現せんが爲めに、相結合することに依りて、政黨の成立ありと云ふべし。

**第一** 政權掌握に依りて満たし得べき個人的欲求其のものが政黨組織の原由なること

政黨組織の根本的原由は何物なる乎。政黨の本體を研究するには先づ政黨組織の發生する原由を窮めざるべからず。吾人は政權を掌握することに依りて満足せんとする個人的欲求其のものが政黨組織の根本的原由なりと思惟す。政黨組織の原由たる個人的欲求の意義に就いては後章に詳論すべきを以て、茲には是が大要を略述し吾人の政黨本體論の立場を明らかにすべし。

政黨は形體なり黨員は實質なり。政黨は黨員より成る集團にして、黨員其の者を控除すれば政黨自體の存在を認むべからざること言を俟たず。政黨自體の目的は結局黨員各個の欲求を満たさしめんとすることにありと云ふべし。此の如

四〇  
く黨員を主とし政黨を客とするの吾人の見解よりすれば、政黨の目的其のものは黨員各個が個人的欲求を満たさんとするの手段たり要件たるの意義を有するものなることに歸着す。而して政權掌握に依りて満たし得べき欲求と云ふは人類社會に於ける個人を中心とせる一切の利益即ち精神界物質界の兩方面に互る一切の利益を意味す。從て政黨組織の原由たる個人的欲求には自己の抱懐する政策を實行せんとする欲求即ち國家の政治に參與せんとする欲求の如き政治上の高尙なる欲求を始めとし、名譽ある官公職たる地位に對する欲求、國家の榮譽ある表章を受けんとするの欲求等は勿論、金錢其の他の物質上の欲求に至る迄普く包含せらるゝものなること言を俟たず。苟くも個人を中心とせる社會上の利益に對し、其の欲求を遂げんが爲め政權掌握の必要を感ずるに至れば政黨を組織する原由の完全なる存在ありと云ふべし。要するに吾人は黨員各個が其の個人的欲求を遂げんが爲めに政權掌握の必要ありと思考すること政黨組織の成立存在する根本原由なりと思惟す。

茲に注意を要する一事あり。吾人が政權掌握の實現に依りて満たし得らるべ

き個人的欲求と云ふの意味是れなりとす。吾人は此の如き欲求が政權掌握の實現に伴ひ必然確實に満足せらるべきものたることを意味せず、唯黨員たる者の主觀的觀念の裡に政權を掌握すれば自己の目的遂げ得らるべしとする豫想の存在を意味するのみ。從つて政權掌握の曉に於いて事實上其の個人的欲求が満足さるべきか否かは豫め問ふ所にあらざるなり。

第二 政權掌握に關し彼我間に共通の利害關係の存在あるを認め相提携し共同の力を以て政權を掌握せんとすることに由りて政黨成立すること

政權掌握に依りて満たし得べしと思考する個人的欲求を有する多數者が、彼我間に共通の利害關係の存在ありと認むる場合に彼我相提携し、共同の力を以て相互の欲求満足の前提要件たる政權掌握を實現せんとするに至るべきは人類の社會心理に基づく當然の現象なりと云ふべし。此の如く政權掌握に關し共通の利害關係を有する者が、相結合して集團を組織し、團體的共同の威力を以て政權を掌握せんとする現象は即ち政治上の黨派的現象なり。其の集團的努力は他の徒黨を排斥して政權掌握の目的を遂げんとする黨派間の鬭争に外ならざるなり。此

の種の政治上の黨派が立憲的手段に訴へて政權掌握の目的を達せんとするに至り始めて政黨の成立活動ありと云ふべきなり。

茲に彼我間に於ける共通の利害關係の存在と云ふは政權掌握の目的に對し相提携して共同的に努力することが双方に利益ある結果を齎らすべしと認むべき事情の存在を意味す。双方に利益ある事情の存在と云ふは、事實的正確なる存在を意味せずして、双方に利益ありとするの推定的思考上の存在を意味す。即ち事實上必然的に共通の利害關係の存在あるべきを要せずして、單に思想的若くは推感的に共通の利害關係の存在あるを認め得れば足れりとす。而して彼我間に共通の利害關係ありとする推感其ものは、特定の個人の特殊の立場よりして、彼我間に共通の利害關係の存在ありとするの主觀的想像に外ならざるを以て、是が本質は固より一般的に説明し得らるべきものあらざるなり。此間の事情に對し強ひて該當の用語を求むれば、彼の『共鳴』の語を以てすること最も適當なるべし。個人的欲求を満たさんが爲めに其前提要件として政權掌握を必要なりと思惟する多數者間に於て、共鳴的推感に依りて、彼我間に共通の利害關係の存在あるを認め、

相結合して共同的に努力すること即ち政黨現象の成立存在に外ならざるなり。

### 第三 政黨は永續的集團なること

政黨は其の成立存在の目的上並に黨員との關係上永久的存続の集團たるものとす。先づ政黨存在の目的より是を觀察せん。政黨存在の究竟目的は黨員各個の欲求の共通要件たる政權掌握を實現せんとするに外ならず。然るに政權掌握の目的たるや容易に到達すべきものならざるのみならず、政權掌握は一時的に掌握せんとするにあらずして永久的掌握を意味す。從て政黨は其の存在の目的に伴ひ當然永久的存続の性質を有する集團なりと云ふべし。次に黨員との關係より是を觀察せん。政黨の黨員は政權掌握に關し共通の利害關係を有すと思惟し政黨を組織し若しくは是に加入したるものなり。政黨たる集團成立後其の成立の際に於ける黨員は政黨と黨員との間に共通の利害關係の消滅若しくは不在に原由し脱黨するものあるべく亦黨員の死亡に依りて黨員たる關係消滅すべきは言を俟たず。更に他の方面に於いては新たに政黨と共通の利害關係ありと思惟する第三者の加入あるべきこと勿論なりとす。結局政黨の黨員は不斷に新

陳代謝すべきものたることに歸着す。而かも新黨員の目的は舊黨員と同一にして政黨掌握に關し共同の力を以て是を實現せんとするに外ならず。從て政黨の目的は一定不變なり。黨員の變更交代に伴ひ政黨自體の目的に變化ありと云ふべからず。黨員其の者が新陳代謝して而かも政黨自體の目的何等の變化なしとせば政黨の存在が永續的のものなるべきは當然のことなりと云ふべし。

#### 第四 政權掌握の意義

茲に政權掌握と云ふは統治權其のものを自由に左右するの意義にあらずして統治權の發動に參與することを意味す。後章に述ぶるが如く三權分立の精神に則れる立憲政體の運用は結局政黨政治に歸着すべきを以て、立憲政體に於ける天皇の國家統治の大權が政黨内閣を溝渠として流出するの有様を形容して政權掌握の語を使用せるものなり。政權掌握の用語不穩當の嫌無きにあらざるも通俗的用語なるを以て其の儘便宜上是を使用すること、せり。本書中の政權掌握の用語は一般に此の意味に於いて使用せり讀者是を心得べし。

#### 第三節 政黨は政權掌握を目的とせる集團なり

前節に於いて詳述したる如く、政黨は政權掌握の實現に依りて個人的欲求を満たさんとする多數者が、彼我間に共通の利害關係の存在せるを認め、提携結合して個人的欲求到達の手段としての共通的要件なる政權掌握の目的を遂げんとすることに原由して成立存在するものなるが故に、政權の掌握其のものが政黨自體の究竟の目的たるべきことを必然の歸着とす。一例を上げて是を説明せん。現に東京に居住する數十名の者が、或は病父を見舞はんが爲め、或は商業上の取引の爲め、或は火災見舞の爲め、或は親族に死人ありし爲め等夫々特殊の理由よりして、大阪地方に急行せざるべからざるの必要を感じ、共同して新橋發大阪行の急行列車を借切り大阪に向ひて新橋を發車したりと假定せよ。此の場合に是等の人々が大阪へ行く用事は夫々異れりと雖も、大阪に急行する爲め急行列車を借り切ることは凡てに共通するの要件たることを俟たず。又是等の人々に借切られて新橋を發車したる汽車は、是等の乗客共通の要件たる所の豫定の時間通りに、大阪に到着すること、其のものが唯一の究竟の目的なりと云ふべし。本論に立ち歸りて此の例と比較研究せんに政權掌握の實現によりて満たさんとする個人的欲求に

差異あることは大阪に行く用事が人々に由りて異なることに比較すべし。政權掌握其のものを共通的要件とせるは大阪に行く急行列車の借切りを共通的要件とせることに比すべし。最後に借切られたる汽車が大阪に急行することを究竟の目的とせる如く、政黨自體の究竟の目的は黨員の共通的要件たる政權掌握の實現其のものに外ならずと云ふべし。結局政黨の目的が政權の掌握に外ならざることは、前述したる所にて明らかなるべく、別に論述するの必要無きを思惟するも、一般に我國民が理想的政黨憧憬論者の誤てる主張に囚はられ、政黨は一定の主義政見の實行貫徹を目的とせる集團なりとする説に支配せらるゝの事實に對し、政黨本來の性質上一定の主義政見と云ふが如き限定的目的を有するものにわらずして、政見の掌握なる總括的大目的を有するものなることを詳述し、我國民に於ける此の謬想を打破することゝすべし。

政黨が一定の主義政見の貫徹を以て生命とせざるべからずとする主張は、政黨自體が永續的集團のものたることに矛盾し、政黨自體の滅亡を強請する奇怪なる主張たるに歸着す。國家の政黨的現象は時々刻々に流轉し變動し豫想すべから

ざる發展を現出することを常とす。政黨をして國家内外の事情の變動流轉に關せず、内治問題若しくは外交問題に關し一定の主義政見を固執せしめんとするは、政黨の活動を拘束し、政黨をして政治上の時局問題處理に對する無能力者たらしむる事に歸着すべし。政黨をして何等の拘束を受けざるの潑刺たる活動に出でしめ、行き詰りを惹起せしむること無く、其の本來の性質たる永續的集團たるの存在に副ふるものたらしめんとせば、一定の主義政見を固執せざらしむることを必要とす。即ち政黨は其の永續的存在の目的よりして、政治的外界の事情(内治外交)の刹那的流轉變動發展に對應すべき不斷の攝理を必要とし、時々刻々に發生し來る政治的現象(政治上の時局問題)に對し、一問題毎に主義政見に拘束せらるること無く、獨立自由の冷靜なる判斷を以て、政黨自體の利益を確保するに足るの方法に於いて、最良適切なる解決方法即ち政策を畫策すべきものなりと云ふべし。結局一定の主義政見を固執せんとすることは、政黨自體の永久的存續の目的に矛盾背反し、政黨の自殺に歸着すべし。政黨が自ら進んで自殺を希望せざる限りは、一定の主義政見を固執操作すべきものにわらざることを政黨本來の性質上當然の要求

なりと言はざるべからず。

或る特定の政治上の時局問題に就いて、是が解決方法に關し、政策を同うするもの一時的に提携合同して、共同の力を以て其の政策を貫徹實行せん爲め、政治的團結の成立するの例に乏しからざるを見て、理想的政黨の成立是れに外ならずとして、理想的憧憬論者は政黨の現象の喜ぶべき發展なりとするもの尠からざるも、吾人は此の如き一時的の政治上の團結に止まるものは、政黨に外ならずして、唯特定の目的に對する一時的の政治上の徒黨たるに過ぎざるものなりと思惟す。此の種の政治上の團結は、一時的のものたること及び特定の政治上の問題に關するものなることの二點に於いて、是を永久的存続の性質を有し總括的に政權掌握を目的とせる政黨に比較し、是と同一に取扱ふべき政治上の黨派に外ならずること勿論なりと云ふべし。要するに此の如き團結は特定の一時的の政策貫徹を目的として成立せる團結に外ならずるを以て、固より一時的存在の集團たるに止まり、其目的の成否の確定に由りて解散すべきものなることを其の成立と同時に豫想する所のものなるは言を俟たず。吾人は此の如き一時的の政治上の黨派を政黨なりと

云ふべき限りにあらずと思惟す。

更らに一步を進めて、政黨を以て一定の主義政見を同うするものが其の政見の貫徹遂行の爲めに結合せる集團なりと主張する者を觀察するに、政黨が活動する利那的の現象其のものに囚はれ、政黨の活動の一部分を觀察し、其の部分的活動に一定の主義政見の存在せるが如き假託の現象を見て、是を政黨活動の全部なるが如くに誤解せるに基因する謬見に囚はれたるもの尠からざるが如し。政黨活動の實際を觀察すれば、時々刻々に現出し發展する國家の政治的現象に屬する各個の時局問題に對し、是に適應する最良適切の政策を定めて活動するものなるが故に、一定の時に於いて特定の政治問題に對し、一定の政策を擁立し、是を貫徹遂行せんとするの努力存在するの事實あるを認め得べしと雖も、此の如きは政黨が政權を掌握せんが爲めに努力する活動の一部分たるに外ならずるなり。此の如く特定の政治上の時局問題に對し、一定の政策を主張するが如きは、政黨の目的遂行の手段たるものにして、政黨自體の目的其のものに外ならずるなり。政黨自體の目的は前述せる如く政權掌握に外ならず。特定の政治問題に對する一定の政策



を畫策するは、政黨が他黨を排し自黨の利益を確保せんとする自衛手段若しくは黨爭手段たるに外ならざるなり。現に政權を掌握せる政黨は絶えず發生現出する政治問題に對し問題毎に最良適切の政策を定めて政權に離れざるの防衛戰に奮闘することを必要とし。現に政權を掌握せざる政黨は自黨に利便にして敵黨に不利なる敵黨攻撃に好都合なる政治上の時局問題を提げて政府黨に肉迫し、政府黨を打破するの材料に供し、自黨代りて政權を掌握せんとするの機會を造形するの努力を必要とす。彼の政治上の時局問題を提げて憲政の危機を叫び憲政確保を怒號するもの憲政擁護の美名に假託して政權爭奪の目的を達せんとする奸策に出づる場合尠しとせず。此の如く假託の黨爭上の術策に欺かれて一定の主義政見を固執し貫徹せんとする集團のみを理想的政黨なるが如く思惟するは誤解も亦甚しきものと言はざるべからず。

是を要するに政黨は其の成立存在の目的上、永久的存続の集團たるべきことを本質とするものなることよりして、一定の主義政見と云ふが如き狹隘なる規範に拘束せらるべきものにあらざること言を俟たず。轉じて是を國家の方面より觀

察するに、時々刻々に現出し發展する國家の政治的新現象は、一定の主義政見と云ふが如き尺度を以て、處理し得らるべきものにあらざること言を俟たず。政黨は一定の主義政見の貫徹遂行を目的とせざるべからずとする憧憬政黨論者の主張は現在の政黨に對する實際的觀察を欠缺せる政治上の空想若しくは冥想たるに過ぎず。政黨組織の原由たる個人的欲求に顧み、個人的欲求満足の前提たる共同的要件たるの意義を有する政權の掌握其のものが、政黨自體の唯一究竟の目的なりとする吾人の唱導は、政黨組織の根本的原由を根柢とし基礎として立論せるものなるが故に、正當なる主張なりと思惟す。

#### 第四節

政黨は立憲的に政權を掌握せんとする集團なり

政黨が國家の統治權發動に參與し政治の衝に當らんとするの目的を到達する手段若しくは方法は立憲的なることを必要とす。吾人が政黨なる術語を特に立憲政體に於ける政治上の黨派に對してのみ使用することに限定せるは、立憲政體に於ける政治上の黨派たる政黨が實際上立憲的に行動するものなることを確信するを以てなり。若し政黨が立憲的に政權掌握を企圖するものにあらざとせば、

是れを政黨と名づけて政治上の他の黨派（政黨にあらざるもの）と區別するの必要なし。吾人が立憲政體に於ける政治上の黨派に限り政黨なる語を用ひたるは、政黨が立憲的に行動するものなることが一般に公認せらるゝ所のものたるに出づ。結局政黨が立憲的に政權を掌握すべきことは政黨當然の責務なりと云ふべし。

茲に立憲的と云ふは、三權分立の主義に則れる立憲政體の精神的運用を攻究し、議會と政府との實際的關係を研覈し、立憲政體制定の目的に適應する運用は議會に多數を制することに依りて始めて政府の活動をして遺憾なからしむるを得るものなるを認め、議會に多數を制する事實を根柢とし基礎とし要件として、統治權發動に參與し政治の衝に當らんとすることを意味す。政治上の黨派が政黨たる否とは此の意味に於いて立憲的に政權を掌握すると否とにあり。明治時代に於ける官僚的徒黨が政治上の黨派たることは言を俟たず。然るに此の官僚的徒黨が立憲政體制定後も尙ほ依然として存在し、且つ政權掌握の實を有せるに拘はらず、終始政治上の黨派として存在し政黨として存在するに至らざりしは、其の政

權掌握の方法が立憲的ならずして非立憲なりしが爲めなり。官僚的徒黨は自ら議會に多數を制するの基礎に立たずして、議會より超然することの基礎に立ち、議會を巧妙に籠絡操縱することに依りて、政府として永く政權掌握を専らにせんとせり。官僚的徒黨の根據は憲法の表面的解釋に在り、議會と政府とは憲法の條章上何等の關係なき全然絶縁せる機關たるものなりと解することに根柢す。是れ一片の形式論に過ぎず。吾人は三權分立の主義に則れる立憲政體制定の精神より我憲法を解釋し政黨として議會に多數を制するの實を有すること即ち統治權に參與するの前提たる要件なりと思惟す。從て此の前提を根柢とし基礎とせざる官僚的徒黨は、政治上の黨派たること勿論なるも、政黨と稱すべきものにあらざと思惟す。三權分立の主義に出でたる立憲政體の精神的運用が必然的に議會に多數を制する政黨を基礎とする政黨政治に歸着すべき所以は後章に是を詳論すべきを以て茲には是が説明を省略す。

是れを要するに立憲政體に於ける政黨は立憲的に政權を掌握し若しくは掌握せんとするものなることを絶對的に必要とす。憲政に根據せずして憲政の破壊

を基礎とせる政治上の黨派は例令立憲政體の國家に發生存在するも政黨と稱すべき限りにあらず。若し立憲的と云ふ條件を撤回し單に政權掌握其のものに就いてのみ觀察すれば、立憲的に行動するものも非立憲的に行動するものも、共に同じく政治上の黨派たり、其の實質何等の差異無し。結局政黨と政黨ならざる政治上の黨派との異同は、其の内容を同うして、其の政權掌握の手段若しくは方法を異にするものなりと云ふべし。即ち前者に在りては立憲的に政權を掌握せんとし、後者にありては非立憲的に掌握せんとするものなり。勿論吾人は茲に立憲的に行動する政黨が政權を掌握すると非立憲的に行動する政治の黨派が政權を掌握するとの政治の實際の成績如何を論ぜんとするものにあらず。吾人は憲政治下に於ける政治的現象は凡て憲法に根柢し立憲的に批判せざるべからざるものなりと思考するが故に、立憲政體に於ける政治上の黨派的現象は凡て立憲的に活動することのみが適法の行動として認容せらるべきものなりと確信し、立憲政體に於ける凡ての政黨は立憲的に政權を掌握せざるべからざるものなりと思惟す。

## 第四章 政黨自體の利益

### 第一節 政黨自體の利益の意義

茲に政黨自體の利益と云ふは政黨が政權掌握の目的に對し、即ち現に掌握せる政權より離れざる爲め若しくは新たに政權を掌握せんが爲めに、政黨自體に於いて具有せざるべからざる要件の充實を意味す。政黨が政權掌握の究竟目的を實現せんが爲めには、黨員の結束の鞏固なること、最良適切なる政策を主張すること、他黨に對する戦闘の巧妙なること等幾多の要件を數へ得べし。政黨自體の利益と云ふは、是等の要件の中敵黨と決戦する交戦的努力に關するもの——後章に是を詳論す——を除き、政黨自體の内部的充實に關する要件及び政黨と國家との關係に於いて、政黨自體が充實せざるべからざる要件を意味す。

是等の要件に屬する主たるものを擧ぐれば、(一)黨員全體が一致共同の素質に富み鞏固なる結束を有すること、(二)其の擁立する政策が國家の政治問題解決の方法として最良適切のものなること、(三)政黨の内部的組織完備し完全圓滿なる統一體

を爲すと同時に活動上最も有利なる組織を有すること、及び(四)政黨として活動するに必要な充分なる資財を有すること、是れなりとす。是等の要件は凡て政黨をして政權を掌握せしむるの要件として最も重要な意義を有するものにして、政黨が是等の要件を具有すると否とに依り政黨自體の存立發展に至大の影響を蒙むるものなるが故に、是等の要件を具備することが即ち政黨自體の利益なりと言はざるべからず。次節以下是等の要件を解説詳論すると共に、進んで政黨自體の利益の確保は國家の存在發展の目的に副ひ國家自體の利益と一致するものなることに論及し、政黨は國家に對する責務として政黨自體の利益を確保せざるべからざる責務ある所以を論述すべし。

## 第二節 政黨自體の利益の内容

### 第一項 黨員結束の鞏固

政黨は政權掌握を實現せんが爲め共通的利害關係を有するもの、結合より成る政治上の徒黨なり。政黨は政權掌握の目的を有することよりして最も重大なる意義を有すると同時に最も錯綜せる組織を有するの徒黨なり。政黨は其の目

的を到達し政權を掌握するの前提要件としても亦政權を永久に掌握するの持續要件としても常に他黨と鬭争し他黨を排斥するの永久的戰闘に勝利者たるべきことを必要とす。此の如く政黨は其の目的の極めて重大なる内容を有すること、并に其の組織の最も錯綜せるものなること及び他黨との永久的戰闘を持續するものなることよりして、黨員の一致協同を必要とするは勿論、黨員間に極めて鞏固なる結束存在するを必要とし、政黨の存立發展上黨員全體が結束して一糸亂れず政黨自體と存亡を共にするの牢固たる覺悟あるを必要とするものなりと思惟す。政黨組織の根本的原由たる個人的欲求は千差萬別を極め社會に存在する一切の利益を包含す。政黨の黨員は國家領土の全部に散在す。無數の黨員と多様の黨員の欲求とに對し政黨自體は、本部的行動としては中央に於いて、支部的行動としては地方に於いて、到る處黨員を率ひて敵黨と苦戦せざるべからず。政黨活動の基礎たるもの黨員の鞏固なる結束其のものなること言を俟たざると同時に鞏固なる結束其のもの、實現も亦容易の業にあらず。而かも政黨にして黨員の結束に蹉跌し一致共同の實を有せずとせば、内には政黨自體の崩壞の危機を包藏し、

外には敵黨に對抗するの集團的威力を喪失し、現に掌握せる政權に離るゝか若しくは政權掌握の目的を實現するの望無きかに歸着すべきは勿論、政黨自體の破滅を見るの窮地に立たざるべからざるの虞無しとせず。結局黨員の鞏固なる結束あると否とは、政黨の存亡の分るゝ所にして、政黨自體の興亡隆替凡て是に繋り、黨員の一致共同に腐心し鞏固なる結束あらしむることに努むるは、政黨自體の利益を確保するの最大努力の一つなりと云ふべし。此の如く重大の意義を有する黨員結束の問題に對し、如何にして黨員結束の實をあぐべきかは、政黨に於ける事實問題に屬し、臨機應變の處置に待たざるべからずと雖も、各政黨に通じ一般的に黨員の結束を鞏固ならしむるの要素なりと思惟するものに就いて論述し、黨員結束の目的に資することゝすべし。

#### 第一 黨員の犠牲的精神

黨員結束を鞏固ならしむる主たる要素は黨員各自の犠牲的精神是れなりとす。黨員の犠牲的精神とは、政黨全體の利益の爲め即ち政黨自體の目的を到達せしむる爲めに、黨員各自に於いて個人的利益を犠牲たらしむるを辭せざる覺悟の存在を意味す。政黨組織は黨員各自の個人的利益に原由し、政權掌握に關し共通の利

害關係を有する者の集團たるものなるが故に、黨員各自より見れば黨員自體の利益獲得を目的とせるものなること勿論なりと雖も、個人的利益獲得の前提要件として黨員共同の威力を以て政權掌握を實現せんとするものなるが故に、政黨自體の目的を到達せしむることを第一義とし、個人的欲求の満足は第二義とせざるべからず。政黨の究竟目的たる政權の掌握其のものは、黨員の個人的欲求満足の前提なること及び黨員全體に共通するの要件なることの二様の意義に於いて、黨員の個人的欲求に先ちて、黨員全般に共通するの前提要件たるものなり。即ち政黨としての全部的要求に對し、一部の利益たる個人的欲求を抑制し、政黨の要求に應じて是を犠牲たらしむべきの必要ありと云ふべし。

共通の利害關係を有するものが共同の力を以て其の共通の目的を獲得せんとする集團は、重要な意義を有せざるもの例令ば團體旅行の如きに於いても、團員全體の共通の利益の爲めに團員に對し多少の個人的利益の犠牲を要求することあるべきこと已むべからざるの現象なり。國家の政權掌握を目的とせる政黨に於いて、黨員の犠牲的精神の發揮を要求するの必要あるべきは勿論のことなりと

云ふべし。従つて政黨に加入し其の一員となり、政黨の共同的威力に依りて、自己の欲求を満足せんとする者は、其政黨に所屬するの瞬間に於いて、犠牲的精神の必要を認容し是を抱懐するものなりと見ざるべからず。一定の主義政見を同うするもの、其の政見を貫徹遂行せんが爲めに、任意的に出で、共同したるもの即ち政黨なりとする憧憬的政黨論に囚はれたる謬見を有するものは、自己の抱懐する一定の主義政見其のもののみが黨員としての離合聚散の原由たるものなりとし、政治上の個人的欲求即ち自己を中心としたる利益其ものを基礎とし、朝に甲黨に投じ夕に乙黨に去つて怪まざるのみならず、却て是を以て進歩的理想の立憲的政治家の行動なりと思惟するが如し。彼等の誤てる憧憬的政黨觀を根柢とせば、此の如き行動は當然のものなるべしと雖も、政黨究竟の目的が政權の掌握に存し、何れの政黨も凡て同一なる目的を有するものなる所以、並に政黨の目的其のものも結局黨員各個の共通的要件を満足なさしめんとするに外ならざるに基因し、全部一部の關係に於いて黨員各自に多大なる犠牲を要求するとを本質とせるものなる所以を理解せざるの甚しきものと云ふべし。此の如き政治家は犠牲心服従心全

部對一部の關係に於いてを缺けるに基づき政黨の黨員たる根本的素質を欠缺せる者なり。一人一黨たるの外無し。要するに現に黨員たるもの若しくは黨員たらんとするものは全部對一部の關係に於いて犠牲たらざるべからざる者あるを了解し、高潔なる犠牲的精神を發揮し政黨自體の發展に資するの覺悟なかるべからず。黨員の犠牲的精神の發揮は政黨の活動に生命あらしむる源泉たり、此の精神の旺盛と否とは政黨の興亡隆替を批判し得るの尺度たるものなりと云ふべし。

## 第二 首領を信頼すること

黨員の結束を鞏固ならしむる第二の要素は、凡ての黨員が其の首領を信頼し、其の指揮畫策に従ひて共同一致し、政黨としての活動遺憾無からしむるを得せしむることなりとす。政黨は政權掌握を目的とせる黨派的集團なるを以て、黨員を結束し其の軍容を整へ、其の活動の方策を畫策し、黨員を指揮統率して政黨自體の目的を到達せしむべき政黨の中心人物即ち首領を必要とす。凡ての集團は集團全體の目的を到達するの機關として首領を必要とし、其の指揮命令圓滑に行き渡り、首領と團員とが一心同體たるの觀を呈して活動することに依りて、始めて集團自

體の目的に向ひて突進するの激濁たる生氣を有するものなるを認め得べし。政黨組織に於いて其の首領と仰がる者黨員の信頼を得、其の制令意の如くに貫徹せられ其の活動機敏に行はるゝことを得て、始めて國家の政治的現象變動の微妙なる機運を利用し、目的の彼岸に一步を進め得べし。

凡ての黨員が其の首領を厚く信頼し、其の制令に悦服し、其の手足の如くに行動して何等の怨言無きは、黨員結束の鞏固ならしむるを得るの根柢たると同時に、政黨政治運用の妙亦是に根柢す。其の首領を信頼することによりて始めて政黨の敏活なる行動あるを得べし。偉大なる人物をあげて政黨の首領とし、是に信頼して黨務を託することは政黨活動の全部なりと云ふも過言にあらず。要するに政黨の首領は黨員を指揮し、政黨を代表するものなるが故に、實際上に於いて政黨死活の鍵鑰を掌握するものなり。黨員が首領を信頼すると否とは、實に黨員の結束に關するものたるに止まらず、政黨活動の全體是に繫れりと見ざるべからず。黨員が首領を信頼することは政黨の存立發展に關し、此の如く重大なる意義を有せり。吾人は黨員が首領を信頼することに依りて、黨員の結束を鞏固にすると同時に、

に、首領黨員の一致協力的努力を慫慂して止まざるなり。

吾人の此の主張に對し、此の如くんば政黨政治は其の首領の獨裁に依りて行はるゝ、專制政治たる現象を呈し、結局官僚政治と同一なる政治状態に歸着し、官僚を斥けて政黨を上げ官僚政治を排斥して政黨政治を實現せざるべからずとするは、何等の根據無き暴論たるに終るにあらずやとの反駁あるべきを豫想す。此の反駁は一般に政黨政治を非難攻撃するものゝ毎に唱導する處のものなりと雖も、官僚の巨魁と政黨の首領との間に其の統率者たる原由に根本的差違あるを解せざるに基ける謬見なり。官僚政治に於ける巨魁と徒黨との關係は其の根本に於いて對等の關係にあらずして、主僕の關係たり、主人が家僕に臨むの關係なり、服従の關係ありて契約の關係無し、權力者が權力を有せざるものに對するの關係なり。政黨の首領と黨員との關係は其の根本に於いて對等の關係なり、主僕の關係にあらずして契約の關係なり。首領を定むるには黨員の公選を條件とし、首領と黨員との關係は政黨の規約に依りて任意の選舉に出でたる關係たるに外ならず。即ち官僚の巨魁は本來の獨裁者たり、政

黨の首領は選舉に依る獨裁的機關なり。換言すれば官僚の巨魁は固有の人格のみを有するものなるに反し、政黨の首領は政黨其のものゝ人格を代表し首領として固有の人格を有せざるを法理とす。彼れは實質形式共に專制者たり、是は形式に於いて專制者たり、實質に於いては政黨を代表する機關たるに止まれり。結局官僚政治と政黨政治とは共に其の形式が巨魁若しくは首領の專制政治たるの觀を呈するものなるも、兩者は其の立場を異にし、實質を異にし、同一の性質を有するものにあらざるなり。前者は立憲政體制定の精神に反して專制を行はんとするものなり。後者は立憲政體の精神に則り立憲的に政黨を代表し政黨の機關として國政の衝に當るものなり。彼れと是れとを同一視し吾人の主張を反駁せんとするは其の議論の根柢に於いて根本的に謬想に囚はれたるものと云ふべし。一例をあげて是を説明せん。市長と官吏とは其の就職の形式に於いて共に國家の任命に出づることは同一なりと雖も、其の市長としての任命は市會の選舉を前提とせるものなるに反し、官吏の任命には此の如き何等の前提無し。官僚の巨魁と政黨の首領との間に於ける性質の差異是れに比すべし。共に統率者たることは

同一なりと雖も、其の統率者たるの前提に於いて、徒黨の選舉を必要とするか否かに於いて根本的の差異ありと云ふべし。

政黨政治と官僚政治との差異論は暫く措き、單に政黨としての活動其のものに就いて觀察し、黨員全體が其の首領を厚く信賴することは、黨員の結束を鞏固ならしむると同時に、政黨的活動をして生命ある活氣と統一とを得せしむるものなりと思惟す。

### 第三 適切なる政策を立つること

國家の政治的現象處理に關し最良適切の政策を立つることも亦黨員の結束をして鞏固ならしむるの一原由たるものなり。然るに最良の政策を立つることは、一般に黨員の結束を鞏固ならしむることを目的とせるものにあらずして政權掌握に對する手段たるの意義を有し、黨員の結束と同様に政黨自體の利益の内容の一つたるものなるが故に項を改めて是れを詳述すべし。

### 第二項 最良適切なる政策の擁立

時々刻々と現出し流轉し變動し發展する國家の政治的現象に關し、是れが處理



方法として適切最良なる政策を擁立し、政黨の劃策が時局を解決するに適應せるものなる所以を明かにし、天下の輿望に副ひ政權掌握の目的を達するに努むべきは、黨員結束の鞏固と相並びて、政黨自體の利益を構成する主要のものたり。黨員の結束の鞏固なることは政黨自體の基礎的の利益なるに對し、適切最良の政策を定むることは政黨活動上の利益なり、他黨に對する交戦上の利益たるの意義も併有するものたり。政黨が國家の政治問題に對し最良適切の政策を擁立することより生ずる政黨自體の利益は内面的關係及び外面的關係の二方面より享受することを得べし。最良適切の政策を立つることによりて黨員の共通の利益を増進し黨員の結束を鞏固ならしむるを得べし、是れ即ち内面的關係に於ける利益なり。最良適切なる政策を立つることによりて新たに黨員を誘引加入せしめ、並に他黨の政策を攻撃し、新たに政權掌握の機運を造形するを得るは、是れが外面的關係に於ける利益なり。轉じて黨員の結束と最良適切なる政策擁立との關係を見るに、黨員の結束鞏固なる政黨は、自黨の内部的動搖を顧慮するを要せず、大膽に何等の拘束を受けずして最良適切なる政策を樹立し得るの利益を有し得べきが故に、黨

員結束の鞏固なることは政策を劃策する上に於いて、極めて有利なる便宜を與ふるものと云ふべく、結局兩者相待ち相應じて始めて政黨自體の利益を確保し得べきものと云ふべし。政黨經營の衝に當る者特に是に留意するの必要ありと思惟す。

茲に吾人が政策と云ふは抽象的一般的の政策論を意味するものにあらずして時々刻々に現出し發展し流轉し變動する實際上の政治問題に對し、是れを處理し是れを解決するの適切最良なる方法を意味す。彼の所謂綱領若しくは政綱と稱せらるゝ抱括的不得要領の茫莫たる文字の羅列に過ぎざる抽象的一般的政見は、吾人が茲に述ぶる所の政策とは全然別種の觀念に屬せり。吾人の政策と云ふは、抽象的一般的の政綱主義政見の如きを意味せずして、現に解決を必要とせる國家の個々の現實の政治問題を如何に處理解決すべきかの方策を意味す。即ち政黨自體の目的を達する爲めに最も有利なる最良適切なる政策を擁立し、是が貫徹に努力し、政權掌握を實現するの手段に供せんとするを意味す。

最良適切の政策を擁立し政黨自體の利益を確保せざるべからずとする吾人の

主張は、國家の政治的現象處理に關し、政黨自體の利益を主とし、國家自體の利益は之を附隨のものとし、從屬的のものとし、政黨本位主義を唱導するものなるかの觀ありと云ふべし。吾人の見解を以てすれば政黨本位主義と云ふも國家本位主義と云ふも結局兩主義は同一なる主義に外ならずと思惟す。抑も國家と政黨との關係は次節に詳述するが如く其の利害關係を同うし、立憲政體に於いては必然的絶對的必須的の要件として政黨政治の實現を要求するものなるが故に、國家の政治問題解決に關する政策の畫策に就いて、政黨自體の利益と國家の利益とを別個のものとして論じ得べきものにあらず。實際上何れを主として畫策するも、同一の結果に歸着し、政黨自體の利益を確保するは即ち國家の利益と一致する所以なりとす。一般に政黨に對して私黨公黨の別を立つるの論者は、私黨若しくは偽黨は政黨あるを知りて、國家あるを知らず、政黨自體の利益の爲めに國家の利益を犠牲に供して憚らず、其の主張する政策は政黨自體の利益なるべきも、國家の利益は是が爲めに犠牲に供せらるゝに歸着すと論じ。更らに進みて此の如き政黨は政治的勢力圏外に驅逐し、専ら國家の利益に腐心する真正の意義に於ける政黨をし

て、是に代らしめざるべからずと痛論す。此の如き奇異なる主張は吾人の常に耳にする處なりと雖も、吾人は政黨の究竟目的は政權の掌握に外ならず、政友會然り國民黨然り同志會然り中正會然りと思惟するものなるが故に、政黨なる限りは其の間公黨私黨真黨偽黨の根本的區別あるべき理由存在せずと思考す。勿論政黨を離れて第三者の地位に立ち、無關係的中立態度を以て、政友會の主張と國民黨並に其の他の政黨の主張とを比較し、國家の爲めに何れが最良適切の政策なるかを批判し得べしと雖も、此の如き判斷は結局第三者其のものの個人的見解たるに止まり、絶對的の權威を有せざるは言を俟たず。即ち甲黨乙黨等の政策に對し、第三者として與へたる政策の比較得失論は、唯其の第三者の私見たるに止まり、其の批判の正當なるを主張するの權威を有せざるは、甲政黨若しくは乙政黨が第三者に對して、自黨の政策が適切最良の政策なることを權威を以て主張し得ざると同様なり。此の如き第三者の批判は、國家に對しても又一一般の國民に對しても政黨其のものに對しても何等の權威を有せず、單に研究の資料たり得るの價值を有するのみ。何れの政黨が政黨自體の利益のみを主張し、何れの政黨が國家自體の利益

のみを主とせるものなるかを判定する權威者無きを以て、水掛論たるに止まり、各々立場を異にし政黨的觀念を異にするに従ひ、勝手なる議論を爲すに過ぎざるものなることに歸着す。結局立憲政體の國家が政治的現象處理の爲め、絶對的要件として其の存在を要求する政黨が政黨としての行動は、國家自體の利益を主とせるが如き觀を呈せる場合と、政黨自體の利益を主とせるが如く思惟せらるゝ場合とを問はず、兩者同一の結果に歸着し、政黨自體の利益即ち國家自體の利益たるに歸一すと云はざるべからず。

更らに一步を進めて政策其のものゝ性質を觀察せん。前述せる如く政黨の主張する政策に對し、第三者たるの立場に於いて、個人的批判に基づき國家自體に及ぼすべき利益不利益を研究し、其の政策の可否得失を論じ得べしと雖も、其の政策の正義不正義に到りては論じ得べきにあらず。即ち政黨的行動には個人的道德規律たる正義不正義の觀念存在せざるを原則とし、政策其のものも當然此の個人的道德の批判より獨立するものなることを其の特質とす。政黨的行動が正義不正義の個人的道德規律に支配せられざるものなることは政黨の目的が政權の掌

握其のものなることに基因す。此の點に關しては後章政黨間の政權爭奪を論ずる際根本的に詳述すべきを以て茲には是が説明を省略す。要するに政友會も同志會も其他の政黨も其の目的は他黨を排斥し自黨が政權發動の溝渠たらんとするに在り、各政黨が主張する政策は、各政黨自體の利益確保の爲め、自黨に有利なる意義に於いて、最良適切の政策として擁立するものなるに外ならず。多數黨が横暴なりとするは、少數黨若しくは第三者より見れば、或は其の實ありと主張するに足るの口實を有するならんも、是れ何等の權威あるものにあらざるは勿論、多數黨其のものとしては自黨の利益を確保すること即ち國家の利益に合一するものなることに根據して正々堂々の主張たるに外ならず。世俗往々個人的道德に基ける見解を以て、個人的道德より超然せる政黨的行動を批判し規律し、政黨に對して個人的正義不正義を遵守すべきを要求するは不當の要求なりと云ふべし。政黨としては同一の目的を有するものに外ならざることを熟知する各政黨が、政黨自體の目的上他黨を排斥し、自黨のみが正義を有する政黨なるが如くに、政争の眞情を解せざる善良なる人民を欺罔するの途に出づるは、已むを得ざるの手段にして、

且つ政黨的行動として許容さるゝ黨争手段たり。一般に政黨の主張する政策に對し、正義不正義と云ひ公議正論と云ふは、結局夫々の立場よりの觀察として、權威なき批判として、其の政策と國家との關係を論じ、國家に有利なると否とを判定するものなることを意味す。此の如き批判が政黨に關係せざる第三者に出づる時は、其の人の私見たる性質を有するに止まれるも、政黨其のものゝ主張に係るときは、戰闘手段たるの意義を有し、他黨を排斥するの口實方策たる目的を併せ有するものなり。結局國家の政治問題解決に關しては、利益不利益の議論は——各其の立場を異にし見解を異にするに基く議論にして何等の權威を有せざるは勿論なり——存在し得るも、其の間に正義不正義の觀念存在すべきものにあらず。其の利益不利益も問題其のものが國家の政務に屬するものなるが故に、僅かに一局部に囚はれたるの議論を爲すべきにあらず、内外の事情を洞察して國家百年の長計の爲め是れを批判すべきなり。

政黨自體の利益と國家自體の利益が理論上同一體たるべきは言を俟たず。而かも其の主持するところの思想を見るに、實際上利害關係ある事情等に基づき自

ら一種の囚はれたる觀念を有するに至るの人情の通弊に支配せられ、政黨に在るものは政黨のみに執着して政黨に囚えられ、第三者の地位に在るものは國家のみに執着して國家に囚えられ、兩者共に中庸的政策を主張するを得ざるに至るは免るべからざるの必然的缺陷なりと云ふべき乎。吾人は政黨の首領たる者が、政黨自體に囚はれず、中庸的政策を擁立して、自黨の利益と國家の利益とを、理論の要求するが如くに、事實上の一致あらしむべく努力して、政黨の健全なる發展を企圖せんことを希望して止まず。

### 第三項 活動組織の完備

茲に活動組織の完備と云ふは、政黨の内部的組織が秩序ある完全なる統一を有し、政黨上の活動遺憾無からしむるに足るの軍容あるを意味す。政黨間の闘争は後章是れを詳論するが如く、交戦團體間の戦闘に比較すべきものなるが故に、其の闘争に勝利を占むるの前提要件として、其の陣立を齊整し其の組織を完備し、黨争事情の變動に當りて、突嗟に是に對應するに足るの軍容あらしむるを必要とす。活動組織を完備せしむる主たる要件を擧ぐれば、(一)政黨本部の組織圓滿完全なる

統一を有し且つ機敏なる活動的のものなること(二)政黨本部と地方支部との關係圓滿に疏通し且つ敏活なる應急的救助方法完備せること及び(三)地方支部間に於いても亦密接なる相互的救助の方法完備せること等は是れなりとす。

第一 政黨本部の組織完全なる統一を有し且つ機敏なる活動的の素質を有するものなること

政黨本部は政黨の主腦なり軍隊に於ける總司令部なり。黨争に於いて勝利を占むると否とは主として本部の活動機宜を制し策戦の方法宜しきを得ると否とに歸せざるべからず。政黨本部の活動をして其の目的に副ふの素質あらしむるが爲めには、其の内部的組織統一を有し、且つ其の組織が靜的のものならずして、動的のものたることを必要とす。政黨本部の内部的統一は、首領と其の幕僚との間に圓滿なる一致的關係保持せられ、各全力を傾倒して政黨の活動即ち政權掌握の目的を達すべき方策を攻究實行するの精神的熱誠なる一致協力の存在に依りて支持せらるゝものとす。首領と幕僚との精神的一致は兩者の政黨に對する犠牲的精神是れが根柢たり。兩者間に犠牲的精神旺盛なる丈け其の間に圓滿なる統

一の全きを加ふべし。更らに黨務の處理上より内部的統一に必要な素質を論ずれば、首領と幕僚との間及び幕僚相互間に事務分擔が秩序的に便宜ある方法によりて豫め一定せられ、黨務の處理上些の滯滞なからしむることにより。結局政黨本部の内部的統一は、精神的にも亦事務上に於いても、犠牲的精神に基づく秩序ある協力あること是が根柢たるものなりと云ふべし。

次に此の如くにして保持せらるゝ政黨本部の内部的統一の實質は最も活動的の素質に富むものたることを必要とす。政黨の活動は時々刻々に流轉變動する國家の政治的現象の機微に接觸し是を捕捉するを必要とし、動中の動たるべきものたらざるべからざるは言を俟たず。従つて本部に於ける首領と幕僚との一致的協力が、政界の變動に處して機敏を制するに足るの活動的のものたらしむることを、其の眞髓とせざるべからざるは勿論のことなりと云はざるべからず。

第二 政黨本部と地方支部との關係圓滿に疏通し且つ敏活なる應急的救助方法完備せること

地方支部は政黨の地盤たると同時に地方に於ける黨争の別働隊たるの意義を

有す。本部に於ける戦闘勝利を得るも地方の別働隊に於いて敗亡すれば得る所無きに歸着す。黨争をして完全なる勝利あらしむべく、地方支部と本部とは常に密接なる關係連絡を保持し、頭尾相救ふの長蛇の陣法の巧妙なる運用あらしむるを必要とす。中央政務地方政務共に國家の政治現象なり。本部が獨り中央政務にのみ精にして地方政務に疎遠なるの實あらんか政黨としての地方的威信失墜を惹起する虞あり。政黨にして地方的威信を失墜せば結局政黨自體の滅亡に歸着すべし。本部は政黨自體の利益確保の爲め、極力地方支部の撫育保護發展に腐心し、不斷に兩者間に生命ある連絡を保持せざるべからず。

而して本部對地方支部との關係に於いて特に必要なる連絡は、本部と地方支部との間に、戦闘急なるに當りて、相互に是を救助するの應急的手段を講ずるに、遺漏なからしむるの點にありと思惟す。本部と地方支部との關係は政黨其のものが永久的黨争戰鬥を生命とせざるべからざるに基づき戰場にある軍隊の本隊と支隊との關係に比較すべきものたり。兩者間に生命あり活氣ある連絡なかるべからざるは勿論、黨争の急なるに當り相互に力の能ふ限り救助すべき必要あるは勿

論のことなり。特に勢力弱少にして敵黨との對戦が苦闘困憊の甚しき支部に對しては特に救助的連絡の巧妙なる計畫あるべきを必要なりと思惟す。

### 第三 地方支部間に密接なる連絡及相互的救助方法存在すること

地方支部間の相互的救助の關係は一般に看過せられ居る如し。甚しきは同一政黨の機關紙にして其の營業上の關係より兩者間に利益背反する言論を主張することあるは暴も亦極まれりと云ふべし。吾人は地方支部間——相互的關係密接なるものある支部を意味す——に其の隱密的たると公示的たるとを問はず事態に應じて適當なる相互的救助の連絡を保持すべき必要ありと思惟す。地方支部間は全部對一部の關係に於いて、一部同志たる關係即ち同一體の手たり足たる關係を有するものなるが故に、相互間に密接なる連絡的組織の存在を必要とするは當然のことなりと云ふべし。

### 第四項 資力の豊富

政黨は交戦團體なり。軍用金を必要とすること言を俟たず。資財豊富なる政黨にして始めて永久的戰鬥に堪え最終の勝利を得るの希望ありと云ふべし。政

黨の軍資金の出處に關しては是を理論上より論ずれば一定の割合を定めて黨員各自の持寄りの外無し。然るに今日の現状を見るに黨員の持寄り世帯なるは勿論のことなりと雖も其の間に出資の方法一定せるものある無し。従つて資金の調達には各政黨に於て頗る至難を極め、其の首腦の地に在る者特に腐心しつゝある所のものなり。

想ふに政黨活動の源泉たるものは、精神的方面に於いては、黨員の犠牲的精神の發揮にして、物質的方面に於いては軍資金の豊富其のものなりと云ふべし。而かも軍用資金の調達に就いては是を一般的に論ずること不可能事たり。吾人は各政黨に對し、適宜の方法に於いて軍資金の充實に努め、永久的戰闘持續の資財を有すべきものなる所以を警告するに止むべし。

### 第三節 政黨自體の利益の確保は國家の利益と一致す

三權分立の主義に則れる立憲政體の精神的運用は政黨政治の現實に歸着し、立憲政體の國家と政黨とは離るべからざるの必然的關係を有し、政黨は立憲政體運用の絶對的要件たり。政黨政治を否認し政黨を排斥せんとする論者は、我が憲法

の條章には政黨なるものを認めず、政黨なるものは憲政濟美を口實として私利を營まんとする徒の集團たり、獅子身中の蟲たるものに外ならずと云ふも、是れ社會的集團の一つたる國家の政治的現象處理に、政治上の黨派の存在を缺くべからざるの要件とし、立憲政體の運用上政黨の存在を必須的絶對要件とするものたることを解せざるに出づる謬見に過ぎず。立憲政體の國家に於いては、政黨の活動と國家の活動とは離るべからざるの關係を有し、國家存立發展の目的上、政黨政治を通じて其の統治權を發動せしめ、政黨は國家の利益の爲めに政黨自體の活動を経營せざるべからざるを要求せらるゝものと見ざるべからず。従つて政黨に於いて、黨員の結束を鞏固にし最良適切なる政策を擁立する等、其他政黨自體の利益確保に努め、政黨自體の目的を到達せんとする一切の努力は、國家の利益を増進し、國家の政治的活動をして、國家に最も有利なる活動たるの素質あらしむる所以なりと云ふべし。結局政黨自體の利益の確保は國家の利益と一致し、各政黨に於いて政黨自體の利益確保に努力すべきことは、政黨の國家に對する責務なりと云はざるべからず。

政黨と國家とは其の存在を異にし其の目的を異にし、政黨自體の利益と國家自體の利益とは固より同一ならずと思惟する者あるは、政黨本來の性質目的を誤解せるに基づける謬想に出づるものなり。政黨に於いて立憲政體の精神的運用の要求に副はん爲め、現に掌握せる政權を離れざる爲め、若しくは新たに政權を掌握せんが爲めに、全力を盡して適切最良の政策を擁立すべきは、政黨の目的上當然の現象なりと云ふべし。従つて政黨が政黨自體の利益を確保することは、國家の秩序を保持し國家施設を適當のものたらしむるの要件に副ふものなりと云ふべく、結局國家の利益と合致するものなりと見るを得べし。

是を要するに、政黨の成立發展は國家の利益と政黨の利益とを合一せしむるの政黨自體の努力に繋り、政黨にして自ら自黨の滅亡を惹起せしめんとする場合論外とし、苟も政黨として其の目的を遂げんとするには、立憲政體の運用を完からしめ、政黨の政黨たる職責を果たすべく、政黨自體の利益を確保し、黨員の結束を鞏固にし、最良適切の政策を擁立し、立憲政體の要求する政黨たるに背かざるの活動を爲すこと、國家に對する政黨の責務なりと云ふべし。政黨と國家との間に必然

的關係存在するものにわらずとし、従て政黨の利害關係と國家の利害關係とは全然別物なりとし、政黨は國家の利益を先きにするを要し、政黨自體の利益は政黨存在の真正の目的にわらずと云ふの論者は、吾人と政黨に關する見解を異にし、政黨を以て立憲政體の贅物なり、無用の副産物なり、大權政治を妨碍するの集團なりとする謬見に出でたる主張に外ならず。吾人の思考する所は是と異り、立憲政體に於いては必然的に政黨の存在を必要とし、立憲政體運用の妙は結局政黨政治の實現に歸着せざるべからずと思惟す。吾人の此の見解にして正當なる限りは、政黨に於いて政黨自體の利益を確保するは即ち國家の目的に副ふ所以にして、國家自體の利益と一致し、政黨が政黨自體の利益確保の爲めに全力を盡くすべきことは、立憲政體の政黨たることよりして、國家に對して當然負擔すべき責務なりと云ふべし。

## 第五章 黨員の欲求

### 第一節 黨員の欲求は政黨組織の根本原由なり



茲に黨員の欲求と云ふは政黨組織の一員たる黨員が政黨組織を利用して満足せんとする個人的欲望を意味す。國民各個の安寧を保障し其の福利を増進するを以て、國家組織の成立存在の根本理由と解せざるべからざるが如く、政黨組織の成立存在も亦黨員各個の欲求満足を究竟の目的とせるものと見ざるべからず。吾人は人類を中心とせる社會現象の眞髓を研究すれば結局個人を中心とせる社會現象觀其のものに歸着すべきものなりと思惟す。社會とは何ぞや。國家とは何ぞや。文明とは何ぞや。要するに個人的利益即ち欲望を個人若しくは共同の力を以て満たさんとするの現象たるにあらざる無き乎。吾人は政黨結束の生命なりとせる黨員の犠牲的精神の如きも、結局個人的欲求其のものに外ならざるを説明すること敢て困難にあらざらざらざらと思惟す。然りと雖も本書の目的はかくの如き原理を解説せんとするものにあらざるを以て是が説明は省略し、凡て人類の社會現象を論ずるには個人存在が要求する利益即ち欲望を以て中心とせざるべからずとするの吾人の人生觀が、政黨現象を論ずるの出發點たり基礎點たる所以を一言するに止むべし。

吾人が一度び靜座默想して人生存在の意義を思索せんか。個性の中心に潜在する直覺の神祕的鍵鑰に依りて一つの存在否唯一の存在なる自我の存在を認め得べし。萬物凡て其の存在を否定し得べし懷疑し得べし。自我の存在に至りては然らず。我れに在りては自我の存在は疑ふべからざるの直覺的眞實に立つの實在なり存在なり。自我の存在は我れに在りては餘りに明瞭にして懷疑の餘地無し。轉じて自我の存在に伴ふて發生する欲求其のものを思考せんか。吾人は殆んどあらゆる欲求を排斥し否認するの困難なるを見ず。しかも自我が其の存在を持続せんとする肉體的維持の要求に出づる最も單純なる衣食住に關する欲求に至りては是を排斥し否認することを得ず。人文幼稚の時代に於いては、衣食住は最も單純なる方法に由りて満足せられたるものなるべきも、事物の複雑即ち文明の進歩的現象に伴ひ、此の欲望は漸次單純より複雑に進み、遂に現時の社會現象を呈するに至り、人類の欲求無限に擴大せられて已まざらんとするの觀あるもの、欲求現象の自然的經過なりと謂つべき乎。此の如き人類社會に於ける個人的欲求の展開と共に、立憲政體制定に對應し政黨組織の成立を見、政黨組織を通じて

個人的欲求を満足せんとするの現象を展開するに至れることは、吾人の有する人生觀より論ずれば、必然的の現象たるに歸着す。即ち吾人の人生觀より見れば、政黨現象は黨員各個の個人的欲求に關する利害關係を基礎とし、根柢とし、各自が其の欲求を遂げん爲め政黨組織の成立存在を必要とし、政黨組織を利用し、共同の威力を借りて、自己固有の欲求を満たさんとする爲めに發生存在するに至れるものなりと思惟す。

吾人の此の政黨觀に對し、此の如く政黨組織の原由が個人的欲求を満足せんとする手段として、個人的利害關係より算出せられたる現象なりとせば、政黨は國家の爲めに存在せずして個人の爲めにのみ存在し、私利を計るに營々たる集團たるに外ならず。結局政黨は公黨にあらずして私黨なり、國家的美名の下に私利を計らんとする徒黨たるに歸着す。此の如きの政黨は羊頭を掲げて狗肉を賣るの意味に於いて、或は存在することあらんも、是れ私黨なり、僞黨なり、真正の政黨にあらず。真正の意義に於ける政黨は國家の利害を目的とし、各員の利害を目的とせるものにあらず。僞黨若しくは私黨の例外的性質を以て一般政黨を律せんとする

は、政黨を侮蔑するの甚だしきものなりとの意味に於いて反駁あるべきを豫想するも、此の反駁は吾人の主張を了解せざるに出でたる謬見なり。請ふ吾人の主張を聽け。

政黨の存在は國家の爲めなり、個人の爲めに存在するものにあらず、政黨の目的は國家の利益にありて、個人の利益にあらず、政黨組織の根本原由は共同の力を以て國家の政治上の利害關係を攻究處理するを目的とし、固より黨員の個人的利害關係に原由するものにあらずとして、吾人の所説を反駁するの主張は結局國家自體の存在目的を誤解せるに歸因せるものにして、其の根柢たる觀念に於いて、吾人と根本的に差異あるが爲めなり。従て若し吾人の主張にして正當なりとせば、彼等の反駁は根本的誤解に出でたるものにして、正當なる主張にあらざること、歸着すべきは言を俟たず。吾人の思考する所を以てすれば、國家組織の存在目的たるや、個人の存在を基礎とし、個人の福利を前提とす。個人ありて國家在り。個人の社會的存在を保障する絶體的要件として、國家組織の成立存続を見るに至りたるものなりと思惟す。従て國家自體の利益は結局國民各個の利益を増進するの

八六

共通的要件其のものなることに歸着す。國家の利益は時に個人の利益と正反對し個人の利益を犠牲たらしむることを要求する場合無きにあらざるも、其の犠牲を要求する根本原由を窮むれば、結局國民の利益増進に必要な共通的要件確保の爲めに、全部對一部の關係に於いて、特殊の個人に對し是が犠牲的努力を要求するものなるに外ならざるを發見し得べし。若し國家が個人の犠牲を要求する場合に、國民の利益増進の共通的要件たるの意義以外に出づることありとせば、無意味に國家が其の構成分子たる國民を犠牲たらしめんとするものにして、國家の自滅を意味する犠牲的要求なりと言はざるべからず。苟も國家自體が存續を希望する限りは、國家的利益は國民の利益を増進する共通的要件其のものなりと見ざるべからず。具體的に是を例證せん。國家が國民に對し納税の義務を負擔せしめ兵役の血税を負擔せしむるが如し。此の如き犠牲的要求は國家が國民の利福増進の爲めの共通的要件たるものに充當せんとする場合、始めて其の犠牲を要求する正當なる理由ありと云ふべし。茲に犠牲的要求と云ふは國民の犠牲を要求せる國家政策が事實上是を必要とせるものなるか、又は目的通り是を充當し得た

ることを意味せずして、少くともかくの如き動機に出でたるものなることを必要とするの意味に止まるものなること勿論なりとす。政黨組織に於ける政黨と黨員との關係も亦是に異らず。國家存在の目的が國民各個の幸福を増進し欲求を満たさしめん爲めなりとせば、政黨組織が黨員各自の個人的要求を満足せしめんが爲め、黨員の共通的要件其のものを政黨自體の利益とせるものなりとする吾人の主張は、別に根本的説明を要せずして、自ら明らかなりと云はざるべからず。是を要するに吾人は政黨組織の原由に就いて、是を國家組織存在の目的に對照して觀察するに、黨員各自が自個の個人的要求を満足せんが爲め、利害關係を同うするものが、共同の威力を以て政權掌握を實現せざるべからざることの必要を認め、此の目的の到達の爲めに相提携するに至ること即ち政黨組織の原由たりと思惟す。而して政黨も結局國家の政治的現象の一つに外ならざるが故に、國家の活動が國民自體に利益あるものなることは、政黨存在の要件なりと云はざるべからず。此の點より見れば、政黨が黨員各自の共通的要件を到達せしめんが爲めには、結局國家自體の目的と同一なる目的を有するものなることに歸着すと云ふべし。

從て黨員各個の欲求を満足せしめんが爲めに、政黨の組織の存在ありと云ふも何等政黨を侮蔑せるものにあらざるのみならず、例令如何に反駁を受くるとも吾人は此の原由を措いて、他に政黨組織の原由を發見する能はざるなり。

## 第二節 黨員の欲求と政黨の目的とは別個のものなり

政黨組織の原由が結局黨員各自の利益即ち欲求を満足せんが爲めに、共同の威力を必要とすることに基因すとせば、政黨的活動は黨員各個の欲求をして満足せしめんとする努力の全體を意味すと言はざるべからず。然るに政黨組織に依りて達せんとする個人的欲求に共通的特質は、黨員各自の政黨組織に依りて満たさんとする欲求が其の政黨をして政權掌握を實現せしめ是に依りて始めて到達し得ることの豫想に繋かる種類のものたるの點にあり。換言すれば黨員各個が共同の力を以て立憲的に政權を掌握することに依りて始めて特殊の個人的欲求を満たし得べきことを認め提携結合したるものなること政黨結合の他の黨派的結合に異なる特質なりとす。

此の如く政黨組織は其の組織分子が政權掌握を共通的要件とせるものなるに

基づき、是が必然の結果として、政黨自體の目的の内容には黨員各自の共通的要件たる政權の掌握其のものを實現し、黨員の個人的要求を満たさしむるの前提其のものを成就せしむるを包含すと言ふべし。然るに一步を進めて社會的集團の目的其のもの、本質を攻究するに凡ての社會的集團は其の集團を組織する分子の共通的要件を成就せしむること即ち其の存在の目的の全體に外ならざるが如し。一例をあげて説明せん、大日本郵船會社の北米行汽船丹波丸と乗客との關係に於けるが如し。丹波丸に便乗せる旅客には、或は世界漫遊の途上に在るの人もあり、或は北米に出稼ぎせんとする者もあり、或は北米に學問的研究に行く人もあり、或は北米に歸國せんとするものもあるべく、各々其の便乗を必要とせる目的は千差萬別なりと云ふべし。然るに彼等が其の便乗を必要とせる目的を遂ぐるが爲めに『丹波丸が無事に北米に着港すべきこと』は彼等に共通せる要件なり。丹波丸自體の目的は乗客の共通的要件とせる『無事に北米の港に着すべきこと』の實現に在りと云ふべし。是れ一例に過ぎずと雖も凡ての社會的集團に於ける其の組織分子と團體其のものとの間には是と同一なる關係の存在を認むるに難し

とせず。政黨組織に於いても亦黨員と政黨自體との間に此の如き關係存在せるを認め得べし。

結局政黨も亦其の社會的集團の一つたることに基づき、其の組織分子の共通的要件たる政權掌握の實現其のものを、唯一究竟の目的とせるものと言はざるべからず。然して政權の掌握其のものは是を黨員の方面より觀察すれば、彼等が個人的欲求を遂げんとする前提要件たり手段たるの意義を有せり。従て政黨自體の目的と黨員各個の欲求とは全然別種のものにして同一のものにあらず、政黨自體の目的は黨員各個の欲求到達の手段たる意義を有するものと云ふべし。

### 第三節 黨員欲求の本體は個人を中心とせる一切の社會利益なり

吾人は前節に於いて政黨組織の原由は、政黨の目的とは異りたる存在にして、各黨員に於て差異あるべきことを本質とせる個人的欲求其のものなることを詳述せり。本節に於いては此の個人的欲求其のもの、本體を論述すること、すべし。吾人の考ふる所を以てすれば、政黨組織の原由たる個人的欲求たり得るものは、個人を中心とせる一切の社會利益其のもの——特定のものたる不特定のもの

たると一種類たると多種類たると單純なると複雑なると高尚なると卑近なるとを問はず——にして、是等の一つ或は數個のものに對し、是を個人的立場より觀察し政黨組織の力を借りて政權掌握を實現せしめ得ることに依りて始めて獲得し得べしと思考するに至れば、其の個人的欲求即ち政黨組織の原由たる欲求に外ならざるものなりと思惟す。即ち政黨組織の原由たり得る欲求は、欲求其のもの、本質上政黨組織の原由たる特質を有するものにあらずして、一般に個人を中心とせる一切の社會利益其のものたるに外ならず。唯是等の一般的社會利益の獲得が政權掌握の實現を前提要件とせる場合に始めて政黨組織の原由たるに至るものたるに過ぎず。

かくの如く政黨組織の原由たる欲求は、個人を中心とせる一切の社會利益を包含するものなるを以て、一般に政黨組織の原由として思考せらるゝ國政に對して抱懐する主義政見を實現せんとする欲求若しくは政治上の名譽ある官公職にありつかんとするが如き政治的欲求は云ふ迄も無く、地方團體に於ける自治に對する政治的欲求其の他社會的地位名譽を受けんとする欲求は勿論、金錢其の他の財

産上の利益等に至る迄、物質界及び精神界に亘りて個人を中心としたる一切の社會利益に對する欲求を包含するものとす。前述せる如く政黨的活動は黨員各自より見れば個人的欲求を遂げんとするの手段なり。自黨をして政權掌握を實現せしむることに依りて出來得る限り自己の個人的欲求を満足せんとするに外ならず。政黨自體の目的が政權掌握の實現に外ならざることよりして、政治的欲求即ち政治上に關して個人を中心としたる社會利益に對する欲求のみが黨員各自の個人的欲求たるものなりとするは、政黨自體の目的と黨員各自の欲求とが別異のものたる所以を解せざるに出でたる謬見なりとす。政黨自體の目的が政權掌握其のものに外ならざるべからざることとは政黨を組織する各分子の共通的要件是に外ならざるを以てなり。結局物質界及び精神界の兩方面に亘り個人を中心とせる一切の社會利益に對する欲求を、政黨の組織の共同的威力を借りて遂げんとする瞬間に、其の欲求が政黨組織の原由たる個人的欲求たるの素質を有するに至るものなりと思惟す。

#### 第四節 黨員の欲求に對する調節作用

政黨組織の原由が個人を中心としたる一切の社會利益に對する欲求其のものなりとする吾人の主張に對し、政黨政治排斥論者は、果して此の如くんば政黨は結局利己主義の集團たり私黨たるに過ぎず、此の如き集團を以て政權を掌握せしめ、國政を料理するの政黨政治を實現せしめんとするは、國家の活動を腐敗せしめ、國家を紊亂せしめ、國家をして私黨の利益の犠牲たらしめんとするに外ならずと論じて、政黨政治排斥の好理由とすべく。又政黨を以て一定の主義政見を貫徹實行するの集團なりとする憧憬的理想政黨論者は政黨を侮蔑するの甚だしきものとして狂論なり暴論なりとして激烈なる反駁あるべきを豫想す。吾人は吾人の所説が此の如き攻撃反駁を受くべきこと固より覺悟する所なるも、政黨組織の原由が個人的欲求其のものに外ならざること當然の條理なりと思惟するものなるが故に如何に反駁あるも吾人の主張は變更すべくもあらず。

吾人の思考する所を以てすれば、政黨組織の原由たる黨員の欲求は個人を中心とせる一切の社會利益に亘り、苟も政權を掌握することに依りて直接間接に満足し得べしと推定若しくは豫想し得る精神界及び物質界の兩方面に亘れる社會利

益を網羅すること勿論なりと雖も、政黨自體の存続の必要上即ち黨員の共通的要件たる政權掌握實現の爲め、實際上に於いては黨員の欲求が犠牲的意味に於いて調節せられ緩和せらるゝの必然的現象を呈するの事實を認容す。即ち理論上個人を中心とせる一切の社會利益に對する飽く無きの黨員的要求も、政黨自體の利益に一步を譲り、共通的要件たる政權掌握の實現をして容易ならしむべき必要あり。從て是が實現を阻碍するの觀ある個人的欲求は巧妙なる調節を受けて政黨をして利己的集團たらしめんとするの傾向より免がれしむることを得せしむべし。此の如き黨員欲求の調節作用は主として(一)政黨自體の利益を確保するの必要よりして黨員の個人的欲求を犠牲たらしむるの作用及び(二)黨員自體の自覺に出づる自制心に基づき自ら個人的欲求を調節するの作用として發現するものなるを認め得べし。

#### 第一 政黨自體の利益確保に基づく調節作用

吾人が前章に於いて詳論したる如く、政黨は政黨自體の目的を到達する爲め、黨員の結束を鞏固にし最良適切の政策を擁立する等政黨の利益と國家の利益との

一致を計り、政黨自體の目的たる政權掌握の實現を容易ならしむるの努力即ち政黨自體の利益確保を必要とす。政黨自體の利益確保の爲め黨員に對し犠牲的精神に基づく個人的欲求の抑制を要求するもの即ち黨員の個人的欲求の調節作用を意味す。

國家が或る國民に對し全部對一部の關係に於いて、國民の利益増進に必要な共通的要件の成就の目的の爲めに、特殊の犠牲を要求するの已むを得ざるものは既に述べたる所なり。政黨に於ても亦此の如し。黨員の共通的要件たる政權掌握の實現に對し不利益を與ふる性質を有する個人的欲求は、政黨全體の利益の爲め全部對一部の關係に於いて、是が抑制を必要とし是が讓歩を要求するの已むを得ざるの場合あることを俟たず。政黨自體の利益確保は黨員全體の利害問題なるに反し個人的欲求は或る黨員個體の利害問題たるに止まれり。政黨自體の利益確保の爲めに出づる要求に對し、一步を譲りて、黨員個體の欲求を犠牲たらしめざるべからざるは、是を政黨より見れば必要的要求なり、是を黨員より見れば黨員たるに伴ふて發生する犠牲的義務なりと云ふべし。然りと雖も國家組織

の成立存在が國民個體の安寧の保障及び利益増進の絶體的要件たるに過ぎざるが如く、政黨組織の成立存在も黨員各個の利益即ち欲求を満足せしめんが爲めの要件たるに外ならず。若し政黨にして政黨の存在が黨員の欲求に必要な要件たる所以を忘却し、黨員の欲求を壓抑すること甚だしく黨員自體の欲求——政權掌握の實現に依りて満足せんとする欲求——全部を犠牲たらしめんとせば、黨員と政黨との關係消滅し、黨員の脱黨となり、結局政黨自體の滅亡を惹起するの虞れありと言はざるべからず。從て政黨自體の利益確保の爲めに出づる黨員の欲求に對する調節作用の運用は極めて周密なる用意に出づるの必要ありと云ふべし。政黨自體の利益確保の爲めにする黨員の個人的欲求の調節は抽象的に是を論ずること極めて容易なるも實際上の調節は至難の問題なり。此の問題は一方に於いては個人的問題たるが故に是が解決困難なる事情の伏在するあり。他の一方に於いては場合に依りては政黨自體の存在問題に接觸する重大なる意義を有することあり。從て此の調節作用は黨の威力を以て臨まずして黨員に對する説得的態度に出づるを必要とし得策とす。政黨自體の利益確保の爲めにする黨員

の欲求調節作用は、此の如き考慮を必要とするものなるが故に、次に述ぶる黨員自體の自覺に基づく調節作用と相待ちて、始めて完全に調節作用としての効果をあげるを得べし。

## 第二 黨員自體の自覺に基づく調節作用

茲に黨員自體の自覺に基づく調節作用と云ふは、黨員に於いて政黨自體が黨員全體に互る共通的要件たる政權掌握の實現を唯一究竟の目的とせる所以並に此の共通的要件が黨員各自の欲求満足の前提要件たる所以を了解し、政權掌握の實現を容易ならしむる爲め、黨員自體に於いて政黨の利益を阻害するの觀ある個人的欲求の犠牲的抛擲を意味す。政黨自體の利益確保の目的のためにする調節作用は黨員個體より見れば外部的威壓的の性質のものたるに反し、黨員自體の自覺に基づく調節作用は内省的自發的のものたる特質を有す。前者は時に調節作用の好結果を見ずして、政黨對特定の黨員との間に共通利益の存在を失ひ、黨員たる關係の消滅を見ることのあるに反し、後者に出づる調節作用は政黨をして生命あり元氣あり充分なる活動あらしむるの源泉たる意義を有せり。黨員の個人的欲



求の調節は成るべく前者に基づく高壓的態度を避けて、黨員自體の自覺的讓歩に出でしむるを必要とす。而して此の如き黨員の自覺的讓歩は黨員各個の犠牲的精神の發現たるに外ならずと雖も、黨員をしてかかる讓歩的態度に出でしむる當面の理由は、主として首領對黨員の關係に於いて、極めて良好なる協力的關係存在するものあるに原由するものなりと思惟す。政黨の首領たるものが此の邊の事情を洞察し、自ら犠牲的精神を發揮し、黨員に對し溫容ある公平を維持することに依りて、始めて黨員自體の自覺的讓歩の實現期待し得らるべきなり。

要するに以上述べたる二種の調節作用に基づき一切の社會利益に對する飽く無きの黨員的欲求も政黨自體の利益と一致する程度に於いて制限せらるべきこと、と思惟す。從て政黨をして専ら利己主義のものたるに陥らしめんとすることより救済し、政黨自體の利益と國家自體の利益とを一致せしめつゝ、政權掌握を實現するの目的に猛進するの集團たらしむることを得べし。即ち吾人は此の二種の調節作用に依頼して政黨自體の活動が必ず國家自體の利益と一致するものたるを確信するものなり。

終りに望みて尙ほ一言附加せざるべからざるものあり。我國民の黨員欲求に關する一種の慣習的謬見即ち囚らはれたる制限的觀念是れなりとす。我が國民の一般的思想は在來政黨的關係を離れ從て黨員の欲求に屬せざりしもの——主として官公職其の他是に比すべき地位——に關し、新たに是を黨員の欲求たらしむることを目して、政黨的横暴とし、政黨が利己主義の發展を爲せるものと解するを常とせるが如し。是れ謬見の甚だしきものなり。吾人の思惟する所を以てすれば前述せる如く黨員の欲求は個人を中心とせる一切の社會利益を包含し、政黨政治の範圍は後章に詳論するが如く行政立法の全範圍に互れるものなるを以て、此の範圍に屬する凡ての社會利益は黨員欲求の範圍に屬すべきものたることを必然の條理なりと思惟す。單に慣習的の囚はれたる觀念に基づき黨員欲求の範圍を制限するは政黨政治當然の現象たる範圍を解せざるの甚だしきものなりと言はざるべからず。若し此の如き現象を嫌惡するが故に政黨政治を排斥せんとすと言は、是れ吾人と全然立場を異にするの論者なり。吾人は後章に論述するが如く徹頭徹尾我が憲法の精神的運用が政黨政治に歸着すべきを主張するもの

なり。此の主張に伴ふ當然の結果として、後章に詳論するが如く形式的の意義に於ける立法行政は勿論、實質的の意義に於いてのみ國家の行政立法に屬する國家政務に屬するものに至る迄、凡て政黨政治の範圍に屬し黨員個體の欲求の範圍たるものなりと思惟す。

一〇〇

## 第六章 政黨の綱領

### 第一節 綱領は政黨組織の形式的表徴なり

一般に新たに政黨を組織するに當りては、其の政黨の抱懐する政治的抱負を綱領若しくは政綱として羅列し、政黨組織を必要とせる理由及び政黨活動の方針即ち國家の政治的現象處理に關する基礎的態度を公示すること、在來よりの慣例たり。而かも綱領其のものに關する我が國民の知識は頗る幼稚にして、一般に是を以て政黨其のもの、目的の表示なりとし、政黨の目的は綱領に定めたる一定の主義政見の貫徹實行を期するに在りとし、政黨に加入するものは其の綱領に掲げたる主義政綱を見て、彼我に同一政見の存在する場合に、黨員として加入すべきもの

なることが、理想的の政黨たり黨員たるもの、理想的行動なりと思惟するもの、如し。政黨の綱領は果してかくの如き重大なる意義を有すと見るべきものなるか。吾人の見る所を以てすれば、是を在來の我政黨の綱領に照らし綱領其のものの本質を研究し、政黨の綱領は政黨組織に缺くべからざるの要件たるものにあらずして、單に表面的假託の意味を有する形式的表徴たるの意義を有し、其の存在の價値は政黨的慣習に出でたる政黨の組織を表示するの記號たるに止まり、幾分裝飾的意匠を凝らせるものたる附隨的意義を有するに過ぎざるものなりと思惟す。進んで綱領の本質を研覈し吾人の主張の正當なるを論證すること、すべし。

政黨自體の究竟目的が政權の永久的掌握の實現に外ならざる所以は既に詳述せるが如し。吾人の此の主張にして正當なりとせば、政黨組織の理由は各政黨共に何等の異なる所なく、從て甲乙丙等の政黨が各異なる綱領を掲げて政黨組織を必要とする理由とせるは奇怪なる現象なりと言はざるべからず。國家の政治的現象に關する個々の問題即ち時々刻々に現出し流轉し變動し發展する時局問題の處理若

しくは解決に關し、一つの政黨例令は政友會若しくは同志會等の如き個々の政黨としての意見即ち特定の政策の存在せざるべからざることは政黨存在の目的上當然のことなりとす。各政黨に於いて政治的現象に屬する凡ての個々の時局問題に關し、最良適切の政策を擁立し政黨自體の利益を確保し、現に掌握せる政權より離れざる爲めの防衛手段若しくは新たに政權掌握を實現せんとするの攻撃手段たらしむべきことは、政黨存在の目的に伴ふ必然的現象なりと云ふべし。然るに此くの如く不斷に變動發展する政治上の時局問題に對し、各政黨に於いて豫め宣言せる確定的固着的の標準即ち一定の綱領に従ひて是が解決方法たる政策を定めんとするは到底實行すべからざるの不可能事たるに歸着す。一例をあげて是を説明せん。在來我國に於ける尺度は曲尺又は鯨尺を以て充分なりしもの一度び歐米の文物に接觸するに及び必要に應じて『インチ』『メートル』等の新らしき尺度を使用せざるべからざるに至れり。此の如く物質上の尺度の標準たるに止まるものすらも、文運の進歩に伴ひ一定の標準に固執する能はざるの現象を呈するに至ることに顧みれば、政黨に於いて國家の政治的現象處理に關し一定の

綱領に羈束せらるべきものにあらざるは勿論のことなりと言ふべし。國家の政治問題の解決に關する政策は、國家の内政外交の兩方面に於ける政治的事情的變動に従ひ、是に對應するに足るの臨機應變的素質の存在を必要とす。從て個々の國家の政治問題に對し、最良適切の政策を擁立し政黨自體の利益を確保し政權掌握を實現せんとする政黨は、其の存在の目的上一定の根本的方針たる綱領其のものに拘束せらるべきものにあらざるのみならず、綱領其のもの、存在は政黨自體の存在の目的上認容し得べきものにあらざると言はざるべからず。此の根本的理由より見れば、政黨組織に當り一定の固定的限局的有意義なる綱領を提げて自黨の立場を明らかにするは、政黨自體の活動を拘束し政治的現象の展開に伴ひ甚だしき不便不利益を被ひり、自繩自縛の窮地に立つに至るべきことを必然の歸着とするものなるを以て、政黨組織に綱領を具有せしむることせば、其の綱領は政黨の名稱の如く、政黨の存在を語るの外何等の意義をも有せざるものたらしめざるべからず。即ち政黨の綱領なるものは政黨組織の要件たるものにあらざして、單に習慣に出づる形式上の記號たり附隨の裝飾品たる意義を有するものに外ならずと

云ふべし。従て政黨の綱領の内容が政黨の名稱と同じく單に記號たり裝飾品たるの意義を有する表徴たるに止まれば何等の危害無しと雖も若し綱領をして少しにても有意義のものたらしむれば政黨の目的遂行に關する障害たるの性質を有するに至るものなることに注意せざるべからず。要するに新たに政黨を組織するに當り綱領を表示し黨是を明らかにせんとするは政黨の歴史に囚らはれたる習慣的因習に外ならずして、一定の綱領を有すべきことが政黨組織に缺くべからざるの要件たるものにあらざることに注意すべきなり。

右に述べたる如く政黨の綱領は政黨組織に於ける習慣的現象にして、政黨組織に缺くべからざるの要件にあらざること勿論なりと雖も、更に着眼點を變更して一考するに、政權掌握の實現に依りて自己の個人的欲求を満たさんとする者共同的利害關係を有することに原由し、共同の力を以て共通の要件を實現せん爲め、政黨を組織し政黨的活動を爲さんとするに當りては、政黨の新組織が政治的現象改善の爲め已むべからざる理由を基礎とするものなること、現在の政黨には政治的改善を期待すべき素質存在せざること、新政黨は天下の輿論を尊重するものなる

こと等を宣告して政黨組織を必要とせる理由を公表し、同志を糾合するの必要あるは已むべからざるの事情ありと見ざるべからず。固より根本的に政黨の本體を觀察すれば、何れの政黨も政權掌握の實現を唯一究竟の目的とし、政黨組織の原由は黨員各自の個人的欲求其のものに外ならざるを以て、在來の政黨を攻撃非難し新たなる政黨を組織するの必要なる理由を理論的に權威あるの方法を以て主張し得ざるは勿論のことなりと雖も、少なくとも主觀的に在來の政黨と趣きを異にする美質を有するものなることを主張する假託の理由を羅列し得る餘地ありと云ふべし。政黨の行動其のものは固より個人的道德思想の根本觀念たる正義不正義の觀念に支配せられざるものなるに關せず、尙ほ我國民の多くは政黨的現象に就いて個人的正義不正義の觀念を以て規律し批判せんとするの傾向無きにあらず。此の如き觀念に支配せらるゝ一般人民に對しては綱領其のものに美的裝飾を凝らし、恰も新たに組織せられたる政黨のみが國家の政治的現象處理に對する正義を有するものなるが如く思考せしむるは、政黨としての懸引き上必要の事なりと云ふべし。

是を要するに吾人の見解を以てすれば政黨の綱領は單に政黨の歴史に囚はれたる我國民に對し形式的に政黨組織の必要を公表するの記號たり表徴たるに止まるものなりと思惟す。即ち政友會國民黨同志會と云ふ政黨の名稱と同一の意義を有する形式的表徴たるに過ぎざるものなりと思惟す。唯我國民の一般的通俗的思想に對し、政黨組織の際政黨自體の名稱に就いて腐心すると同一意味に於いて、綱領其のものに腐心し、綱領が形式的表徴たる意義に於いて成る可く是を裝飾的のものたらしめ、國民をして一種の憧憬的感想を興こさしむるに足るの誘致的特徴を有せしむることに思案し工夫するの必要ありと思惟するのみ。

## 第二節 綱領は普遍的のものたることを要す

政黨の綱領は政黨組織の形式的表徴たるに止まるものなる所以は前節に是を論述せり。本節に於いては政黨の綱領が形式的表徴たる意義を有するものたるに對應し綱領の内容は普遍的抽象的概括のものたるを必要とする所以を述べん。屢々前述せる如く、國家の政治的現象が不斷に流轉し變動するものなるに對應し、是を處理し解決すべき政策其のものも亦不斷の攝理を加へ臨機應變の微妙なる

變化的素質を包有せざるべからざるものなるを以て、或る政黨にして政黨の綱領を明確に限局し有意義のものたらしめ確定的不動的部分的の一定せる主義政見の標榜たらしむるときは、自黨の主張せんとする政策の内容に政治的現象の變動に對する不斷の攝理と變化的素質とを具有せしむることを得ざるの窮狀を惹起し、行き詰まりを生じ、政黨自體の瓦解を生ずる虞無しとせず。即ち綱領の有意義なること即ち特定の部分的不動のものなることは、政黨自體の存在の目的と矛盾し衝突し、兩者互に背反するの性質を有するものなるが故に、政黨存在の必然的要求として政黨の綱領として羅列すべきものは、一般的普遍的の性質を有するものなること、即ち無意味のものたることを必要とすと言はざるべからず。政黨に於いて普遍的概括的一般の不得要領的の抽象的意見を綱領とせざるべからざることは、政黨自體より見れば甚だしき不體裁の觀ありと雖も、政黨永續の目的上不斷に進化流轉する政治界の現象に對し政黨其のもの、行き詰まりを惹起せざる様巧妙に是に對應し得る機變を包有せしむる爲め已むを得ることなりとす。

此の如く政黨組織の形式的表徴たる綱領は本來普遍的抽象的一般の無意味な

る政治的方針を羅列すべきものたることを要求するものなるが故に、何れの政黨も其の綱領のみ見るときは、其の政治上の主張抱負等凡て同一にして、其の間何等の差異あるを認め得ざるを常とす。即ち單に綱領のみに依りて批判するときは在來の政黨例令ば政友會を排斥し新たに同志會を樹立するの必要ある所以を發見し得ずと言はざるべからず。是れ綱領が政黨の名稱即ち政友會國民黨と云ふが如き名稱と何等の差異なき政黨組織の形式的表徴たるに止まるものなるに出づる當然の現象とす。世人政黨組織を論ずる者往々形式的表徴に過ぎざる綱領を捉えて、各黨を通じ大同小異なる現象を呈せるを理由とし、甲政黨を排斥し新たに乙政黨を組織するの正當なる根據存在せざることを論じ、更に進みて政黨其のものは元來是が組織を法理上要求せらるるものにあらず各政黨の綱領同一なるを見ても是を論證し得べし、要するに政黨の現象は私利を計らんとする立憲政體に於ける獅子身中の蟲たるに外ならずと喝破するもの尠しとせず。政黨排斥論者が政黨組織の形式的表徴たる綱領を根據とし綱領の異同無きを理由として政黨排斥を唱導するは正當なる批判なりと云ふべからず。政黨の存在はかくの如

き政黨の名稱と異ならざる形式的表徴たる綱領の方面より議論すべきにあらずして、政黨と立憲政體運用との關係を研究し、實際上政黨存在を必要とするか否かの根本的の實體其のもの、内容より議論せざるべからず。此の如き論者は政黨に對する觀念が吾人と根本的に背反するものなるに外ならざるなり。

是を要するに政黨の綱領は其の本質が政黨組織の形式的表徴たるに過ぎざるものなるに基づき其の内容は普遍的抽象的の無意義なる裝飾的意義を有するものたらしむることを必要とす。尤も政黨に於いて黨争の掛引上必要と思惟する場合綱領を特定の限局的明確のものたらしむること何等の支障無きは勿論のことなりとす。唯政黨の綱領が明確有意義の場合に於いても、其の本質は形式的表徴たるに過ぎず、政黨の懸引上即ち黨略上明確のものたらしむるの外形を必要とせるものなるに外ならざるを以て、此の邊の事情を理解し、次節に述ぶるが如く、政黨自體が綱領に囚らはれざることを必要とするものなることを忘るべからず。節を改めて此の理由を述べし。

### 第三節 政黨は綱領に囚らはれざることを要す

前述し來れる如く綱領は其の本來の意義に於いて政黨の慣習に基づぐ政黨組織の形式的表徴たるに過ぎず。從て綱領の内容は普遍的抽象的無意味の裝飾的價値を有するものなることを「本質」とす。然るに我が政黨は一般に在來の慣習に基づき通俗的要求に副はんが爲め一般に比較的に固限定限的の有意義なる綱領を羅列するの傾無しとせず。我國民の多くが綱領の本質を解せざるに基づき政黨の組織并に發展上綱領を明確にし、正々堂々たる陣立を爲し、徒黨を收攬するの策を立つべきこと、在來の慣例上已むを得ざるものあるべしと雖も、政黨の目的は政權掌握の實現に在り、其の活動に就いて綱領の如き形式的表徴に囚はるべきものにあらざることを達觀せざるべからず。

凡ての政黨を通じ政黨の目的は政權の永久的掌握に在り。國家の政治的現象に於ける内治外交の事情の變化に對應し個々の時局問題解決の爲め最良適切の方策を定めて政黨自體の利益を確保せざるべからず。而して個々の政策を立つるに當り其の主張せんとする政策が綱領の主義に一致するものなるや否やは考慮すべき限りにあらず。政權掌握は政黨の生命なり綱領は政黨を飾るの附屬品

たるのみ。綱領の形式的意義に拘束せられて政黨自體の潑刺たる活動を阻碍せらるゝ如きことあらば衣服の縞柄を好まずして是を着用せず薄着の結果風邪に罹りしものに比較すべし。目的を忘れ本體を顧みず、徒らに裝飾品たり形式品たり枝葉たるの綱領に囚はるれば、政黨自體の運命も想像するに難からずと云ふべし。世俗政黨を論ずるもの政黨が一定の主義政見を綱領とせざるべからざることを主張する者あるは此の邊の事情を解せざるに出づる謬見なり。政黨をして限定的固定の一定の主義政見を固執せしめんとするは、政黨自體をして社會的存在を喪失せしめ、政治的圏外に退隱せしめんとするの企圖其のものたるに外ならず。此の如き論者は、空想的政黨論に憧憬する者若しくは在來の純理想的政黨論に没頭せるものにして、共に現在の政黨其のものを根據とせざる空論たるに外ならず。政黨の實際に當らんとする者并に政黨現象を研究せんとする者現在の政黨其のものを觀察し解剖し是が本體を批判し是が活動を論ずるの實際的方法に出でざるべからず。政黨は事實なり現存するの事實なり。事實を顧みずして畫空的政黨を夢想し、是が綱領を論ぜんとするものに對し吾人亦何をか言はん哉。

要するに綱領は政黨の名稱と同じく政黨組織の形式的表徴なり。此の理を解せずして自黨の主義政見を羅列せる如き外觀ある實際は形式的表徴綱領に囚はるゝ如きことあらば、政黨の行き詰りを惹起して政黨自體の崩解を來たすか、若しくは社會的絶縁を惹起し其の存在を政治的圏外に葬らるゝかの、二者何れかに歸着せざるべからず。政黨經營の衝に當るものは、綱領の本質が單に形式的表徴たり裝飾品たるに過ぎざるものなる所以を理解し、綱領に囚はるゝことなく、時々刻々に流轉し變動し發展する國家の政治現象たる時局問題に對し、臨機應變の適切なる政策を擁立し、政黨自體の利益確保に努めざるべからず。

## 第七章 政黨政治

### 第一節 政黨政治の意義

政黨政治の意義は我國民には餘りに炳焉たり。政黨政治の意義に就いて茲に新たに蛇足を加ふるの必要無きは勿論のことなりと雖も、我憲法の精神的運用が

政黨政治に歸着すべきものなるを論ずるの前提として、廣く一般に互りて政黨政治の概念を論述することゝすべし。

〔政黨政治とは、三權分立の精神に則れる立憲政體の國家に於いて議會に多數を制する政黨が政府——政黨内閣——を組織し行政權發動に參與すること、即ち國家統治の大權が政黨内閣を溝渠として流れ出づることを意味す。従て政黨政治の前提として其の國家に三權分立の精神に則れる憲法の存在あることを必要とす。三權分立の精神とは唯一の國家統治の主權をして法理上互に獨立せる三機關即ち立法司法行政の三機關を通じて發動せしむることを意味す。具體的に説明すれば立法權活動の機關として議會を設け、司法權活動の機關として裁判所を設け、行政權活動の機關として政府を設くること是れなりとす。而して此の三機關は各獨立して對立し、共に主權發動の機關として對等の地位を有し、各其の固有の權限に關しては他の機關の容喙を許さざるを法理とす。

三權分立の説は希臘のアリストテール以來ヒュゴー及びバグロチウス等の諸學者是を唱へたる所なりと雖も、最も明確に是を唱導し專制政體打破の警鐘を與へ



たるものはモンテスキューの三權分立論是れなりとす。三權分立論の要旨を見るに、國家統治の大權は行政立法司法の三權の混同其のものに外ならずとし、是を行政立法司法の三權に分析し、各獨立の國家機關をして分轄せしめ、互に對等の關係に於いて其の權力を行使することに依りて、始めて國家を專制政體の害惡より救ひ、理想的憲法政治の實現を見るを得べしと云ふこと、彼が主張の大要なり。彼は三權分立論を唱導するに當りて、三權分立の憲法政治の模範は英國の現狀是れなりとし、英國憲法政治は立憲政體の模範たるものなることを稱揚せり。モンテスキューの三權分立論は國家統治の大權を立法司法行政の三權の混同に外ならずとし、是を分ちて三權力に對立せしめんとせるが故に、國家統一の權力存在せざるに至ることを必然の結果とす。從て極端に此の主張に従ひて主權を分立せしむることは國家の統一上固より不可能のことなりと雖も、彼の主張の根本精神たる三權分立を必要とせる思想の眞髓は、一般に憲法制定の際其の精神として採用せられ、何れの立憲政體の國家も專制政體に伴ふ弊害を免るゝ爲め、唯一不可分の國家統治の大權發動の機關として、立法司法行政の各獨立せる三機關を設け、各機

關を通じて統治の大權を發動せしむるの制度を採ることゝなれり。吾人が三權分立の精神に則れる立憲政體と云ふは結局此の意味に於ける憲法を有する立憲政體の國家を意味す。

茲に吾人が三權分立と云ふは國家統治の大權が立法司法行政の三權の混同より成り分れて三權の對立となり混同して一權的外觀を呈することを意味するものにあらず。國家統治の大權は固より唯一不可分なり最高唯一の主權なり。是を分立的に分割し得べきにあらず。唯一不可分の統治の大權が活動するに當り是が對象たり目的たるもの自體の性質より見て、法理上若しくは便宜上是を立法司法行政の三機關の何れかをを通じて發動せしむるに過ぎざるものなり。一例をあげて是を説明せん。大氣中に於ける水蒸氣が凝固して雨となり雪となり霰となりて地上に降下するが如し。雨と雪と霰とは外觀上各其の特質を異にし三者何等の關係無きが如しと雖も、其の根本を探れば共に水蒸氣の凝固せるものに外ならず、唯大空に於ける氣温との關係上雪となり霰となり雨となりて降下したるのみ。三權分立の精神に則れる國家統治の大權の發動する有様は此の例を以て

説明し得べし。唯一不可分なる國家統治の大權は是を大氣中の水蒸氣に比すべし。唯一不可分なる國家統治權が立法司法行政の三機關を通じて發動せるものに就いて見るときは、三者間には各特質ありて別個の權力たるが如き觀ありと雖も其の根本を探れば唯一不可分の統治の大權が其の活動の對象に應じて、立法司法行政の三態様となりて發動せるものなるに外ならざるを認め得べし。結局三權分立の精神に則れる立憲政體の國家に於ける立法司法行政の三機關は、各獨立せる一部の統治權其のものを抱有するものならずして各其の侵すべからざるの範圍内に於いて、統治權發動に參與するものたるに止まるものなることを意味す。此の如く國家統治の大權が司法權として發動する場合は裁判所に依り、立法權發動に關しては議會を參與機關とし、行政權として發動するには政府を溝渠として流れ出づること、即ち吾人の所謂三權分立の精神に則れる立憲政體の運用其のものに外ならざるなり。

## 二

尙ほ一言三權分立に就いて注意すべきことは行政立法司法の三機關の區別せ

らるゝ標準其のものに關する研究是れなりとす。モンテスキューは國家統治の大權は立法司法行政の三權より成立するものなりとせるも三權に關する法理上の區別を明確にせず。モンテスキューの説に對して主として攻撃せる獨逸國法學者は立法司法行政の三權を明確に分類することの學問上不可能なることを主張するに至れり。此の如く立法司法行政の區別は、法理上明瞭ならざるものなると同時に、専ら是を法理の解決に委ぬる能はざる實際上の必要あることよりして、凡ての立憲政體の國家に於いては、立法司法行政の三機關の權限を定むるに當り法理と便宜とを併用し、適宜に國家政務を分掌せしむることゝなれり。即ち現時の立憲政體の國家に於ける行政立法司法の三機關の權限は、各其の國の憲法の規定其のものに依りて分たれ、憲法を離れて法理的に區別せられたるものにあらざることに歸着せり。此邊の事情は是を我が憲法の實際に顧みれば直に明瞭なるを得べし。我が憲法に於いては立法機關たる議會は國家の法令中特に法律の形式を有するものに就いてのみ議會の協賛を必要とし、其の他の國家法規の制定は議會の協賛を要せざるものなると同時に、國家の豫算は議會の議決を経べき

ものとせり、次に裁判所は司法權の行使機關とし、政府は議會及び裁判所に屬せざる一切の統治權發動に參與するものとせり。即ち我が憲法は一方に於いては三權分立の一般的思想に基づける差別の標準を採用し、他方に於いては國家の統治權發動の便宜と國家の利益との思考に出でたる便宜的差別の標準を併用したるものにして、結局一般の立憲政體の國家に於ける慣習を習踏せるものに外ならざるを認め得べし。要するに三權分立の精神に則れる立憲政體の國家に於ける立法司法行政の三機關の區別は、一般的抽象的に論じ得べきものにあらずして、各國家の憲法の條章に照らし、國家毎に其の各機關の權限を定むるの外無きものなることに注意すべし。

## 三

立憲政體に於ける三權分立の精神に關する研究と立憲政體の國家に於ける統治の主權は何人が總攬するものなるかの研究とは別問題なり。何人が國家統治の大權を總攬すべきものなるかの問題に就いては、主權人民にありとする民族的信念を有する國民と、主權君主にありとする民族的信念を有する國民との間に、其

の主客轉動の民族的確信の差異に基づく當然の結果として、根本的に見解を異にせり。主權人民にありと確信する民族に在りては國民を代表する議會が統治權者たるを當然の條理とし、主權君主にありとする確信を有する民族に在りては君主が統治權者たるを當然の歸着とす。何人が統治權の總攬者たるべきかは法理上の問題にあらずして民族の歴史的信念如何の問題なり。國家の主權の所在は民族の歴史より發露し結晶せる民族的確信の處決に係る問題なり。君主を以て統治權者と見るべきか議會を以て統治權者と見るべきかは、國民の歴史より發露せる國民的信念を標準とし、各國家毎に夫々特殊の歴史的批判に待たざるべからず。此の如く何人が國家の統治權者たるべきかは、唯國民的信念に依りてのみ解決せらるべき問題なるが故に、法理上立憲政體の各國家に通ずる一定の見解存在すべきにあらざることは當然のことなりと云ふべし。結局吾人が三權分立の精神に則れる憲法の運用如何と云ふは立憲政體の各國家に於いて國民的信念に依りて確定せる所の固有の統治權者が其の統治の權力を發動せしむるの形式其のものに就いて研究するを意味するに止まり、統治權者其のものに就いて、國民的

念以上に進みて根本的に研究するの目的にあらず。

四

右に論述したる所に依り政黨政治の意義自ら明らかなりと思惟す。結局政黨政治と云ふはモンテスキューの唱導せる三權分立の精神に則れる立憲政體の國家に於いて議會に多數を制する政黨をして行政權發動の機關たる政府を組織せしめ國家統治の大權が行政權として發動する場合に、此の政府——政黨内閣——を溝渠として流出するものたることを意味す。即ち一般的に政黨政治の意義を論ずれば、君主若しくは議會の何れが統治權を有するものなるかは問ふ所にあらずして、統治權者の命に依りて、議會に多數を制する政黨が政府を組織し、行政權發動の衝に當ることを意味するに外ならず。

五

政黨政治の意義要するに此の如し。轉じて立憲政體と政黨政治との關係を研究するに、立憲政體は其の政體の運用上必然的現象として、政黨政治に歸着すべきものたる關係存在せるの事實を指摘し得べし。元來立憲政體制定の主たる目的

は三權分立の精神に則り、互に獨立せる立法行政司法の三機關を設けて國家統治の大權を發動せしめ、專制政體に行ふ專横の弊を免れしめんとするにあることを俟たず。従て政治的現象たる實際上の事實を離れて、單に法理の要求する所より批判すれば、立憲政體の國家に於ける立法司法行政の三機關の相互間に、上下若しくは輕重の關係即ち一つの機關が他の機關に對して優勝の地位を制するの關係の發生存在は許容し得べきものにあらざると雖も、是を政治上の實際的現象其のものに就いて觀察すれば、是等の三機關の有する權限其のもの、性質の差異に基づき、自ら其の間に輕重的關係の發生存在するを認め得べし。法理上に於いて輕重的關係を有せざる互に獨立して相對立せる立法司法行政の三機關が、事實上に於いて輕重的關係の發生存在を認めざるべからざるものあるは、一見奇怪の現象たる觀無きにあらずと雖も、是等の三機關の有する權限即ち機關を通じて發動する統治權の性質其のものに差異あることに基因し、是等の三機關の活動が國家自體の存在に直接する敏活なる利害關係を有すると否とに原由し、自ら其の間に比較的の意義に於いて、輕重の勢を馴致するに至るものあるは、避くべからざる事實

なるを奈何せん。

先づ立法行政の二機關と司法機關との關係を觀察するに、立法機關は國家活動の根本的準則たる法を制定するの機關たり、行政機關は國家の存在發展に直接する一切の活動の衝に當るの機關たるに反し、司法機關は單に法自體の適用を目的とする機關たるに止まれり。行政立法の二機關が國家の動的機關たる性質を有するに對し、司法機關は靜的機關たるの性質を有せり。不斷に流轉し進化し發展して已まざる國家現象に對し、前者は動的活動を其の存在の目的とし、寸時も懈怠せずして是に對應せんとし、後者は靜的不動の態度を示して是が安定を支持せんとす。一つは活動其のものを目的とし、一つは靜かに其の活動を批判せんとす。動者は常に變動を追ふて潑刺たる元氣を保持し、靜者は常に寂寞を愛して默想すること自然の現象なり。司法機關が立法行政の二機關に比し、國家の活動に直接する敏活なる利害關係を有すること比較的薄きものありと言はざるべからず。従て立憲政體の國家に於いて、政治上の實際的事實として、立法行政の二機關が司法機關に比し重要なる意義を有するの勢を馴致するに至るは當然のことなりと

云ふべし。

次に立法機關と行政機關とを比較せん。行政機關は流轉變動して已まざる國家の政治的現象を處理するの衝に當るの機關にして、立法機關は行政機關が重要な國家の政治的現象を處理するに當りて遵據すべき法則を制定するの機關たり。行政機關は國家活動に直接し潑刺たる元氣を有し、不斷の活動を持続し時々刻々と流轉し變動する國家の政治現象を處理する動的機關として動的素質を生命とせること立法司法二機關の企及すべき所にあらず。従て行政機關が立法機關に比して國家の活動に直接し一層重大なる利害關係を有する機關たるの地位を占むるものなることは否認すべからざるの事實なりとす。結局立法司法行政の三機關中行政機關が最も重要なる意義を有する機關たるの勢發生するに至るの事實あること、立憲政體運用に伴ふ避くべからざるの現象なりと云ふべし。然るに行政機關が國家の政治現象處理に當りては、原則として立法機關の協賛に出づる法則に遵據すべきものなることを立憲政體運用の理想とするものなるに原由し、立法機關が行政機關の權柄を把持し行政機關の活動を制肘するの事實發生

するに至ること避くべからざるの歸着なるを認め得べし。此の立法機關が行政機關を制肘するに至るの原因として尙ほ一つの見逃すべからざるものあり。豫算の議定是れなりとす。立憲政體の國家に於いては、國家活動に要する一切の經費豫算は議會の議定を経るを必要とせること一般なるを以て、行政機關たる政府は國家の政治現象處理に必要な資財に就いて、立法機關たる議會の鼻息を伺はざるべからざるの不利なる地位に立てり。従て三權分立の精神に則れる立憲政體の國家に於いて、政府組織に當るものは政府の行動をして遺憾なからしむる爲め、議會に多數を制するの絶體的必要ありと言はざるべからず。是れ吾人が三權分立の精神に則れる立憲政體の國家に於いては、憲法運用に伴ふ當然の現象として、政黨政治に歸着せざるべからざるを主張して已まざる所以なりとす。

## 六

世人往々政黨政治に伴ふて發生する弊害即ち議會に多數を制せざるべからざるの已むを得ざるの事情に基づき、政黨間に於ける激烈なる政權爭奪戦行はれ、其の闘争が交戦團體の闘争に比すべき素質を有し、正義不正義の個人的道德觀念を

超越したるものなることよりして惹起する害毒甚しきものあるを見て、政黨政治は理想的政治にあらざるとして攻撃し、政黨政治の實現を極力排斥せんとする徒勞からざるが如し。吾人は此の如き論者は攻撃の目的を誤てるものなりと思惟す。彼等が政黨政治其のものを排斥せんとせば宜しく憲法其のもの、改正を主張すべきなり。現在の憲法政治は弊害の有無を問はず其の運用に伴ふ必然の現象として政黨政治に歸着す。従て政黨政治を排斥せんとせば是れが發生を必然の歸着とせる現在の憲法其のものを改正するの外途無し。世に政黨政治を排斥せんとする者にして現在の憲法改正を主張するの論者を見當らざるは吾人の怪訝に堪へざる所なり。三權分立の精神に則れる憲法を根本的に改正せずして、政黨政治排斥を夢想するは、河上を濁して河流の清からんを望むに似たり。其の愚憫むべし。吾人固より現在の政黨政治を以て完全無缺の政治組織なりと思惟せず。唯現在の憲法政治即ち三權分立の精神に則れる憲法を基礎として國家の政治組織を論ずる限りは、如何に慘澹たる弊害の百出するものありとも、其の運用に伴ふ必然的現象として、政黨政治に歸着すべきものたる所以を主張せんと欲するのみ。

三權分立の精神に則れる憲法を離れて、單に専ら國家の理想的政治組織として、政黨政治其のものを主張するの意にあらざること勿論なりとす。

## 第二節 政黨内閣

政黨内閣とは、三憲分立の精神に則れる立憲政體の國家に於いて議會に多數を制する政黨が國家統治の大權發動に參與する政府組織に當ることを意味す。議會に多數を制する政黨をして政府組織に當らしむるを命ずる者が統治權の總攬者たることは言を俟たず。政黨政治と政黨内閣とは同一物なり。是を行政機關たる政府が政治現象處理の必要上立法機關たる議會に多數を制することを必要とする方面より見れば、即ち政黨政治と云ふべく、是を行政機關たる政府組織に當るものが政黨員たることより見れば、即ち政黨内閣なりと云ふべし。前述せる如く三權分立の精神に則れる憲法の運用上、政黨政治の實現が必須的現象なりとせば、政黨内閣は是に伴ひて發生成立すべき必然の政府組織なりと言はざるべからず。此の如く政黨内閣と政黨政治とは同一現象に對する異名に外ならざるを以て、政黨内閣に就いて特に研究すべきの必要無し。吾人が政黨政治を唱導するも

の結局政黨内閣實現を唱導するを意味するものなることを言を俟たず。從て政黨内閣に就いては別に特に論述せざることにす。唯政黨政治を論ずるの一端として内閣責任問題に就いて一言すべし。

一般に内閣責任問題として議論せらるゝは行政機關たる政府組織に當るものが其の政府としての行動に關して何人に對して責任を負ふべきかの問題たるに歸着す。此の責任問題に對してあらゆる立憲政體の國家に通じて問責者同一ならざるべからずとするが如き見解を主張するものあるは謬見の甚しきものと云ふべし。三權分立の精神に則れる憲法を有する國家に於いて、唯一不可分の國家統治の大權が立法司法行政の三機關を溝渠として流れ出づるの形式を採りて活動すのものなることは、凡ての立憲政體の國家に共通するの現象なりと雖も、國家統治の大權其のものが君主若しくは議會の何れに存するかは、國民の歴史的信念の結晶に關するものなるを以て、國家を異にする毎に是を異にすべきものなるを原則とす。立憲政體の國家に於いて行政機關組織を任命する者は其の機關を通じて統治權を發動せしめんとする統治權の總攬者其のものに外ならず。從て

政府が政府としての行動に關し統治權者に對して責任を負ふべきものなることは勿論のことなりとす。雇人が其の雇人としての行動に關し雇主に對して責任を負はざるべからざると同一關係に外ならず。即ち主權君主にありとする信念を抱懐する國家に於いては、統治權の總攬者たる君主が政府組織を任命するものなることに従ひ、政府は君主に對して責任を負ふものと云ふべし。是に反して主權人民にありとする信念を有する國家に在りては人民を代表する議會に對し、政府は其の責を負はざるべからざるものと見るに至當の見解とす。政府の問責者に就いては此の如く國民的信念の差異に基づき、或は君主たり或は議會たるの差異あることを解せず、凡ての立憲政體を通じて政府が議會に對して責を負ふべきものとするは謬見の甚しきものと云ふべし。要するに内閣責任問題は法理上是を論ずるの價值無し。結局雇人が何人に對して責任を負ふべきかの問題に外ならず。雇人が雇主に對して責任を負ふべきものなることは餘りに炳焉たる事實なり議論の餘地無し。

世人内閣の責任を問ふものは此の如き法理上の問題にわらずして政府と議會

との關係より見て、政府が議會に多數を制する能はざるの窮地に陥りたる場合、依然として統治權者の信任のもとに内閣を保持し得るか否かの問題に外ならず。此の問題は其の性質上政黨内閣に發生せずして超然内閣に發生する問題なり。政黨内閣は議會に多數を制することを基礎とす。政黨内閣が議會に多數を制するの實を喪失すれば政府を明け渡すべきものなること政黨内閣としての當然の現象なり。從て政黨内閣には此の如き問題は理論上發生せず。超然内閣に至りては是と異れり。超然内閣は議會を其の存在の根柢とせず。議會に多數を制すると否とは超然内閣には直接何等の關係無し。從て超然内閣は議會に多數を制するを得ざるも統治權者の信任あれば依然として政府組織に止まり得と云ふべし。此の如き場合に政府は議會に多數を制し得ざるにも關せず尙は其の職に止まること立憲政體運用上何等の支障無きかの問題發生す。世人が内閣責任問題と云ふは結局此の場合を意味するものなりと思惟す。此の問題に就いては次章に於いて論述することゝすべし。



## 第八章 政黨政治と超然内閣

### 第一節 超然内閣成立の根據

超然内閣と政黨内閣とは全然相背反せる政治思想に基づける政府組織なり。政黨内閣は政黨政治に伴ふ當然の政府組織なるに反し、超然内閣は絶體的に政黨政治を排斥し政黨の威力を無視し、政黨の存在を認容しつゝも、政黨をして政府組織に當らしめずして、政黨以外のものをして政府を組織せしめんとするの主張なり。立憲政體の國家に於いて、政黨の發生存在が避くべからざるの現象たるに同様に、缺くべからざる必須的要件たるものなる所以は既に詳述せるが如し。超然内閣は政黨の存在其のものを否認するものにあらず。政黨の存在を前提とし而かも政黨を巧妙に操縦して、其の威力を充分に發揮するを得ざらしめ、其の無勢力の状態を利用して、政黨以外の第三者が政府組織に當り、政權掌握を實現せんとするものなることを意味す。此の如く政黨以外の第三者が政府組織に當ることよりして超然内閣の名稱の發生せる所以なりとす。

超然内閣は政黨以外の第三者が政黨の存在を認容しつゝも巧に是を操縦し得ることの可能なる前提ありて始めて其の存在を期待し得べし。従て超然内閣の成立を見るには(一)君主專制の勢存在するか(二)政黨が勢力を有せざるかの二者何れかの事情存在せざるべからず。即ち此の二つの事情の存在は超然内閣成立の根據たるものなりと云ふべし。左に此の二事情を詳述し超然内閣成立の根據たる所以を明らかにすべし。

#### 第一 君主專制の勢存在すること

輿論を尊重せず公論に左右せられず君主の專擅を以て政治するの君主專制の政治に對し、立憲政體の國家に於いては、成文の憲法を制定し民選の議會を設け、輿論の政治を保障し公論に依りて政治を行ふべきことを其の本質とす。立憲政體制定の精神は固より輿論の政治を理想とし、君主專制を絶體的に排斥するものなりと雖も、是れ立憲政體制定の目的たり理想たるに過ぎず。凡ての專制政體の國家が新たに立憲政體を樹立することに依りて、其の瞬間に在來の專制の政治が輿論の政治たる實質を有するに至るべきものとするは、歴史的勢力を解せざる空論

なり夢想なり、形式と事實とはしかく相伴的關係を有するものにあらざるなり。三權分立の精神に則れる立憲政體の理想的運用は國民各個に於ける憲政的自覺の存在を前提とし基礎とす。國民の憲政に對する自覺存在せずんば、如何に善美の憲法制定せらるるも、其の憲法の條章は空文たり裝飾たるに止まり、國家政治の實際は憲法制定以前に於けると異なる無く、國民依然として專制治下に醉生夢死するゐるを見るのみ。而かも國民の憲政的自覺に至りては、其の國民の有する悠久なる專制の歴史及び政治上に於ける國民の專制的思想より結晶せる慣習的信念に根柢する牢固なる國民的特性の存在に伴ひ、一朝一夕にして現出發展し得べきものにあらず。元來憲法の條章其のものは文字の羅列其のものたるに止まり何等の憲法的權威を有せず。憲法の條章をして萬古不磨の大典たらしむると否とは即ち權威あらしむると否とは、是が運用に當る人に待たざるべからず。憲法の條章の内面に潜在する三權分立の眞髓を發揮せしめ憲法の條章を精神的に運用せしめんとする努力と、憲法の條章の文字の上に浮動する假託の寄生物を恰も憲法の精神なるが如くに看做さしめんとする努力とが、憲法運用の實際上の結果

に於いて全く反對の現象を呈するに至るべきは、二者の努力の目的に伴ふ當然の歸着なること言を俟たず。是れ憲法の條章其のものが文字の羅列其のものたり、文字自體として何等の權威を有するものにあらざるに原由する當然の歸着なりと云はざるべからず。憲法の運用を講ずるに當り其の精神を發揮せしむべきか若しくは空文たるに止まらしむべきかは權威あるもの、自由なり。憲法の條章が自ら其の精神を發揮し得る能力存在せざる限りは、權威あるものに於いて任意の便宜的解釋を採り得べきは勿論のことなり。

此の如くにして憲法政治は二重の意義に於いて、即ち一つは國民が歴史的因襲に囚らはれ憲政的自覺を得ることの容易ならざること由りて、一つは憲法の條章に對する微妙なる技巧に出づる表面的解釋とに由りて、其の本質の發揮を長しへに阻碍せられ、徒らに立憲政體の形骸を擁して、依然たる專制の治に在るを怪しまざるの奇怪なる現象を呈するの事實存在するを認め得べし。かゝる立憲政體の國家に於いては憲政の美名を有して其の實君主專制の國家たり。政黨は單に議會の裝飾品たるに過ぎず。輿論代表の機關たる空名を擁する文明の裝飾品た

るの意義を有するに止まれり。政府と議會とは憲法の條文の如く實際上に於いて何等の交渉なし。政府は唯君主に對して柔順なるを必要とするのみ。政府と議會とは絶縁せられて利害關係を有せざることに基づき、政府は唯君主の命にのみ維れ従ひ君主の寵を専らにすることに依りて永く政權に離れざるを得べし。此の如き内閣は政黨と全然没交渉なることを其の當然の歸着とするものなるが故に即ち是を超然内閣と名づけ得べし。

然りと雖も更らに一步を進めて觀察するに此の如き政府は超然内閣の名稱を有して其の實立憲政體に於ける政府たるの意義を有せず。此の種の内閣は君主の專制に維れ従ふの内閣なり、君主の命を奉ずるに過ぎざる無意味の政府なり。專制の國家に於ける政府と何等異なる所無し。此の如き政府を有する國家に在りては、君主は政府を通じ政府を溝渠として統治の大權を發動せしむるものにあらずして、君主自ら政府の名に於いて專制するものに外ならざるなり。政府は大權發動の必須的機關にあらずして便宜的機關なり。政府の存在は形式的意義を有するに止まり實質的意義を有せず。政府の存在は憲法の明文上の要求に應ずる

已むを得ざるの名義的形式的空蟬的存在の意義を有するに止まれり。超然内閣にあらずして寧ろ隷屬内閣と名づくべきこと然るべき乎。此の如き君主專制の勢ある立憲政體の國家に於いては、政府對議會の關係存在せずして、君主對議會の關係存在するのみなるを其の特徴とす。

## 第二 政黨が勢力を有せざることを

次に政黨が勢力を有せざること、即ち國民の政黨的智識幼稚にして政黨的現象發展を遂げざるか、若しくは政黨の分立甚だしく而かも互に對峙して下らず合縱連横の提携同盟を其の間に行ふの術策に出でず、何れの政黨も政府組織に當るの勢力を有せざるの現狀を呈せる國家に於いて漁夫の利を占むるの意義に於いて超然内閣の成立を豫想し得べし。立憲政體の名を擁して其の實君主專制の勢ある國家に在りては、政黨竝に議會が勢力を有せざることに基づき超然内閣成立を必然の歸着とするものなりと雖も、此の場合に於いては超然内閣にあらずして寧ろ隷屬内閣と名づくべきものなることは前述せる如し。茲に述べんとする所は君主專制の實無きと共に、政黨も亦勢力を有せざる立憲政體の國家に於いて、必然

發生すべき政府なる超然内閣——真正の意義に於ける超然内閣——を意味す。

君主專制の實無き立憲政體の國家に於いて、國民の政黨的觀念一般に幼稚を極め従て政黨組織發展せず、政黨として國家の政治現象を處理する勢力を有せざる場合、若しくは政黨分立して而かも其の間に合縱連横同盟提携等趣味ある方策を施すの微妙なる作用を解せず唯互に相排斥するを以て能事終れりとする場合に於ける必然の歸着として、政黨以外に立つ者政府組織に當たり、中立的態度を以て國家政務の衝に當たること已むべからざるの彌縫的現象なりと言はざるべからず。立憲政體制定の當初に當たり一般に超然内閣の現出を見ることあるは、政黨的現象發展せざるに基づく政黨の勢力微弱なるものあるに原由し、是が相當の發展を遂ぐる迄過渡時代に於ける中繼内閣として、其の存立の必要ある所以に基づくものなり。憲政發展して而かも政黨が眞に政黨的覺醒を遂げず、徒らに黨争を事として合縱連横同盟提携の策を解せず、何れの政黨も一黨として政府組織に當るの實力なきと同時に他黨と提携して政府組織に當るの雅量存在せずとせば、超然内閣の現出も亦前者と同じく已むを得ざるの必要なる現象なりと言はざるべ

からず。

## 第二節 超然内閣の本體

是を超然内閣成立の根據に照らし、超然内閣の本體を見るに、超然内閣は三權分立の精神に則れる立憲政體の國家に於ける例外的變體內閣たり。超然内閣は立憲政體の國家に於いて君主專制の實ある場合に隸屬内閣として現出するか、若しくは政黨の勢力微弱なる場合に過渡的内閣又は中立的彌縫内閣として現出するの變體內閣たり。立憲政體の國家に於いて君主專制の實あることは既に憲法制定の精神と違反す。かくの如きは空文の憲法を有する專制の治たるに外ならず。是を實質的意味に於いて立憲政體の國家と名づくべき限りにあらず。此の種の國家に於いて超然内閣現出し、議會の存在を無視し、君主自ら超然内閣の名に於いて專制し、政府は唯君主の願使に維れ従ふの外なき現象を呈するは當然のことなりと云ふべし。かくの如き内閣は真正の意義に於ける超然内閣にあらずして隸屬内閣と名づくるの至當なる所以は前述せる如し。君主專制の實なき立憲政體の國家に於いて、過渡的若しくは中立的超然内閣の現出を見るに至るは、政黨發展

せず其黨勢尙ほ微弱にして政府を組織する實力を缺き、政黨政治實現の過程としての過渡時代の政府として、若しくは何れの政黨も議會に多數を制する實力を有せず而かも互に同盟提携するの策に出づる能はず小黨聯合の政黨的覺醒を有せざる時代に於いて、中間的彌縫内閣として成立存在の必要ある所以に歸着す。

立憲政體の國家に於いて此の如き變體内閣の發生する原由は(一)君主專制の實を有して議會の存在を無視するか、(二)政黨發展せず若しくは覺醒せず政黨としての威力を有せざるか、(三)政黨發展せるに關せず過渡時代に於ける官僚政府組織が其の多年の積威を以て政黨を壓迫し依然として政權を離れざるかの三者に基因するに外ならず。立憲政體の名を擁して、而かも專制の政治を行ふ君主國に於ける立憲政體の運用を基礎とし若しくは是れを標準として、一般的に立憲政體を批判し是が運用を論ぜんとするものありとせば、是れ考へざるの甚だしきものと言はざるべからず。此の如き國家に於いて超然内閣的隸屬内閣存在を見るべきは勿論、君主の眼中議會なく政黨有る無し、否立憲政體其のもの、存在あらざるなり。此の如き國家を捉へて憲法政治を論ぜんとするが如きは沙汰の限りにあらず。

政黨發展せずして勢力を有せざる場合若しくは政黨的覺醒を遂げず小黨分立し互に對峙して相下らず、同盟提携の妙策を解せず從て何れの政黨も議會に多數を制する能はざる場合に、過渡的超然内閣若しくは中立的超然内閣の成立を見るは、過渡時代對策若しくは政黨混沌時代彌縫策として、已むを得ざるの正當なる存在理由を有するものと云ふべし。此の種の内閣は其の成立當然の責務として、政黨を善導し政黨的覺醒を遂げしめ、國民の憲政的自覺を喚起し、政黨政治實現を速かならしめ、憲政の目的に副はしめざるべからざる責務を有せり。此の責務を自覺し、此の責務遂行を目的とすることに於いて、始めて過渡的若しくは彌縫的政府として成立存在するの意義を有するものと云ふべし。是に反して過渡時代を利用して超然内閣を組織し、政黨の發展を故意に阻害し、過渡時代を永からしめ、出來得る限り超然内閣の壽命を保たしめんとするものに至りては、超然内閣成立の目的に反し、其の存在を許容すべからざるの政府なりとす。彼の多年の官僚的積威を以て國民に臨み、政黨政治の實現を阻害し、官僚の與黨を率ひて政府を固執せんとする者は、名を過渡時代に假りて其の實官僚の專制を行ひ君主の名の下に自家の

一四〇  
權威を保持せんとするものなるに外ならず。此の如き超然内閣は政黨政治と根本的に背反するの立場を有する政府たるに外ならず。

要するに超然内閣は立憲政體に於ける變體內閣なり、隸屬的内閣なるか、過渡的超然内閣なるか、彌縫的中立の超然内閣なるかの變體內閣なり。政黨を善導して政黨政治を實現せしめん爲めに努力する内閣なるか、若しくは政黨を無視し政黨政治實現を阻碍せんとする内閣なり。何れにしても政黨の發展即ち國民各個が憲政的自覺を遂げ政府と議會との關係を究め、政黨政治が立憲政體の精神的運用に伴ふ必然の政治組織なる所以を解し得る時期の到來と同時に、其の終局的消滅を見るに至るの運命を有する内閣たることを俟たず。

### 第三節 國民の憲政的自覺と超然内閣

國民の憲政的自覺と超然内閣との關係より觀察し超然内閣の意義に就いて少しく具體的に説明せん。憲法政治の模範とせらるゝ英國國民に超然内閣の思想存在せざるは政黨的現象の發展顯著なるものあるが爲なり。是に反して獨逸に於いて超然内閣主義の確保せらるゝは、獨逸國民が政黨的現象に對する眞の覺醒

を遂げざるに基因し、政黨の發展見るべきもの無く、小黨分立し對峙して、同盟提携するの方策を畫策し、政府に肉迫するの舉に出づる能はざるが爲めなり。一言にして云へば英國の政黨は政黨政治を實現し是を遂行するの實力を有するものなるに反し、獨逸の政黨は此の如き實力を有せず、君主の專制に屈服するの政黨たるに外ならざるが爲めなり。

更に一步を進めて考察せんか。獨逸の政府は純然たる超然内閣にあらずして吾人の所謂隸屬内閣に外ならざるを認め得べし。獨逸の政府は立憲政體の空名を擁して專制の治を行ふ君主の從僕たるに外ならず。獨逸に於ては歴代英邁の君主出で、君主專制の官僚政治を理想とし、其の憲法政治の根柢に於て、國家の存立發展の目的上君主に於て必要なりと思惟する場合は、議會の權能を停止し憲法破棄の絶體的手段に出づることあるべき非常手段の素質を有し、隱微の間には是を閃かして議會を壓服するを常とし、結局立憲政體の名を假りて官僚的君主專制を行ふものに外ならず。獨逸國の政府が依然として隸屬的超然内閣主義を襲踏し、政黨内閣の實現無きは當然の歸着なりと云ふべし。吾人は獨逸現時の政治は君

主統治の大權が政府を通じて發動するものにあらずして君主が政府の名に於いて專制するものなり。政府對議會にあらずして君主對議會なり。政府は君主の命に維れ従ひ君主の指揮に依りて議會に當るものなり。獨逸歴代の皇帝の如くに現皇帝が自ら專制の政治を行ふものなりと認む。結局獨逸政府は君主專制に願使せらるゝ政府なり三權分立の精神に則れる政府にあらずるなり、政府對議會の關係に於いて、政黨の無勢力に依りて成立存在するの内閣にあらずと思惟す。

右に述ぶるが如く英國に於いて超然内閣主義は絶對に其の發生存在を見ざるに反し、獨逸に於いて徹頭徹尾隷屬的超然内閣主義を採れるは、國民の歴史的思想異なるものあるに歸すること勿論なりと雖も、國民の憲政的自覺の深淺及び政黨の勢力の有無の結果は、當面の直接の原因なりと言はざるべからず。轉じて我憲政史を見れば更らに此の關係を明らかならしむるを得べし。我憲法成立の歴史は次章に詳論するが如く、明治新政と同時に國政の大方針として宣り給へる五箇條の御誓文に於いて、輿論を尊重し公論を行ふの立憲政體の基礎確立せられたるに始まり、明治二十二年紀元節の佳辰に於いて、此の國是具體的に確定せられたる

の憲法發布に終れり。而して此の間に於ける政府が終始超然内閣主義を標榜したるは、過渡的時代に於ける一時的の中繼現象として、已むを得ざるの必要に出でたる正當の政府組織なりと云ふべし。かくて明治時代に於いては國民が漸次憲政的自覺を遂げ、一日も早く過渡的時代を通過して政黨政治に入らんとするの進歩的努力と、超然内閣主義に依り多年政權に參與せる官僚が其の與黨を率ひて依然として政權を壟斷せんとするの保守的努力とが、全時代を通じて相争ひ、其の間の争闘は年と共に激烈となれるも、國民の憲政的自覺の漸次一般的に普及するに伴ひ、新たに光榮ある大正の昭代に入ると共に、政黨政治實現を見んとするの憲政的曙光認めらるゝに至れるは慶賀すべきの現象なりと云ふべし。我が國に於いて憲政的發展が獨逸の如く君主專制の實に傾かず、文運の進化に伴ひ憲法政治必然の歸着なる政黨政治の實現に對し堅實なる行程を進めつゝあるは、立憲政體を制定せる憲法國として當然のことなりと雖も、我が國民不斷の努力大なるものあるを認めざるべからず。

#### 第四節 超然内閣の責任問題

本章の終りに臨み一般に内閣責任問題として論争せらるゝ政府對議會の關係を論ぜん。一般に内閣責任問題と云ふは、政府が議會に多數を制し得ざるに原由し、議會が政府不信任を議決せる場合に政府が君主の恩寵を受くるを理由として、内閣を保持し得るや否やの問題なり。然るに政黨政治を實現せる國家に於いて政府が議會に多數を制し得ざれば君主の信任あると否とに關せず、多數を制する政黨——一政黨たるも聯合政黨たるも問はず——に政府を明け渡すべきは言を俟たざる所なるを以て、内閣責任問題は全然發生するの餘地無きに歸着す。從て一般に内閣責任問題と云ふも其の實超然内閣の場合に於いてのみ發生するの問題なり。超然内閣が議會に多數を制し得ざることに原由し、不信任を議決せられたる場合、尙ほ其の政府を保持し得るかの問題に歸着す。

超然内閣の責任問題に就いては君主專制の勢ある國家と然らざる國家との間に自ら其の性質を異にするものあるを認め得べし。君主專制の勢ある國家に於いては議會對政府の關係存在せずして議會對君主の關係存在するのみ。從て議會に於ける政府不信任の議決は政府に對して何等の効果を及ぼさず。政府は唯

君主の命に依りて進退すべき性質を有するのみ。政府と議會とは何等の交渉なく責任問題惹起するの餘地無し。次に專制の實無きも政黨無勢力に基因する中立的彌縫的超然内閣たる政府の場合を觀察せん。此の場合に於ける政府不信任の議決は政府が議會を操縱するの術策無きに至りたるを表白するものなり。政府は君主の信任の有無に關せず、國政の處理上政府たる職責を全うする能はざるの窮地に陥り政府を辭退するの餘義無きに立ち至るべく、結局新たに議會に多數を制し得るものに政府を明渡すことを必然的歸着とす。一般に我が國民が内閣責任問題として論争するは此の場合に於ける政府對議會との關係上政府の採るべき態度を論ずるものなるに外ならず。

三權分立の精神に則り君主專制の實無く、政府と議會とが對立するの立憲政體の國家に於いて、議會より不信任を受けたる政府が依然として其の地位に留まり得べきか否かは、法理の問題にあらざして政治的事實の問題なり。内閣責任問題に對し法理と事實とを混同して解決せんとするは事理を解せざるの徒なり。是を法理の上より觀察せんか。政府議會共に各獨立して君主の國家統治の大權發



動に參與するの機關たり。議會の排斥を受けたるの一事を以て政府自ら進退を處決すべき關係のものにあらず。一例を上げて是を説明せん。甲乙の二人同一の主人に雇はれ居る場合甲が乙に對して雇人たるの資格なきを主張すると假定せよ。乙が雇人たる資格を有するか否かは雇主たる主人に於いて自由なる判斷を以て是が採否を定むべきなり。乙は甲より排斥せられたる一事を以て直に進退を定むべきものにあらず。議會對政府の關係は是に同じ。政府は唯君主の命に依りて進退すべき機關たり、君主以外の者が是を任免するの權力を有せざるは勿論のことなりとす。更に轉じて此の問題を法理上より觀察せずして、政治的現象として事實の上より批判せん。議會より不信任を議決せられたる政府は、政府として職責を完うする上に多大の支障を受け、嚴正なる意義に於いて——憲法を根據とし——國政に參與するの不可能なるの窮地に陥りたるものと見るを得べし。即ち政府は國務を圓滿に遂行し得ざるの爲め已むを得ず、政府を明け渡すの餘義無きに立ち至るものと云ふべし。尤も此の已むを得ずして政府を明け渡すことは、政府として議會に對するの責任の結果にあらずして、政治を行ふ能はざるの窮地に陥れること其のものが、君主に對して政府たる職責を完うし得ざることの責任問題に歸着し、君主に對して責を負ふものなることを法理とするものなるは言を俟たず。

結局内閣責任問題は君主專制の實無き立憲政體の國家に於いて超然内閣が成立存在せる場合に於いてのみ發生すべき問題なり。其の責任と云ふは議會に對する直接の責任にあらずして、議會に多數を制し得ざるの結果政府としての職責を完うする能はざるの窮地に陥り、君主に對し其の責任を負ひ、政府を辭退することを意味す。而して此の如き場合に内閣が蠻勇を奮ふて其の地位を保たば如何と云ふ問題の論議せらるゝは珍らしからず。政府にして多大の不便を感じつゝ、尙ほ其の職に止まれりとせば、結局政府と君主との間の問題に歸着し、君主の任意の選擇に依り是を裁決するの一途存するのみ。是を要するに一般に内閣責任問題と稱せらるゝものは法理上の問題にあらずして事實上の問題なり。從て是が解決を豫め抽象的に一定し得べきものにあらず、責任問題の起る毎に議會政府兩々相對立して争ふべく、其の歸着する所は結局君主の裁斷に待つの外、法理として

論究すべきの餘地無し。唯吾人は國家の政治的現象は理論にあらざり、理想にあらざり、極めて複雑せる事實なるものたるに基き、實際的現象を單に一片の法理に依りてのみ解決せんとするは、天馬の空を走るに等しく、事實問題其のものに就いては何等の權威を有するものにあらずと思惟するのみ。即ち國家の政治的現象を論ずるに當りては、常に事實を根據とし、空論を退け、法理に依りて事實を否認するの暴に出づること無く、毎に事實を根柢とし、堅實なる事實的基礎の上に法理を敷衍せざるべからずと思惟す。

## 第九章 我が憲法と政黨政治

我が島帝國に於ける憲法の運用を論ずる者に根本的に背反する二派の主張あり。一つは英國憲法政治を理想的憲法政治なりとし、我國の憲法政治は英國を模範として政黨政治を實現せしめざるべからずとする主張にして、一つは我憲法政治は英國憲法と異り大權政治なり、政黨政治は我憲法是を認めずとし、政黨及び政

黨政治を絶體に排斥せんとする主張是れなりとす。

政黨政治が英國憲法政治の眞髓たり精神的運用たるは勿論のことなりと雖も、我憲法政治は其の形體實質共に是を模範とし理想として促進發展せしむるを得べきものなる乎。將た又政黨政治排斥論者の如く、我憲法は大權政治にして、政黨并に政黨政治は我憲法の精神に背反する現象にして、其の存在を許容すべからざるものなる乎。政黨及び政黨政治を論ずる者毎に英國憲法政治を理想とするは、英國憲法政治の發展の歴史と其の運用の妙を極むることとが他の比較すべからざる美質を有するものあるに垂涎するに出でたるものにして、洵に當然の希望なりと雖も、其の歴史を異にし其の國民的信念を異にせる我國に於いて、憲法政治の發展促進を英國の夫れの如く、其の實質并に形式に於いて全然是に同一ならしむべしと云ふは、國民の特質及び歴史を無視せる理想論にして、苟も一國民として永久的に存續し、其光榮ある歴史を回顧しつゝ、前途に進み行かんとする國民の許容すべからざる主張なりと言はざるべからず。更に政黨及び政黨政治を蛇蝎視し、我憲法政治より絶體に是を排斥せんとする所謂大權政治論者の唱導する所を見

るに我憲法は英國の憲法にあらざ佛米の憲法にあらざ數千年來極東に雄飛する我島帝國の憲法なり。憲法は國民の歴史と特性とを根柢として國家統治の大權が發動するの法則を定めたるものなり。彼の憲法史若しくは憲法上の法理并に運用を採りて我憲法を規律し解説し得べき者にあらざ。我憲法は大權政治なり、議會は立法參與機關たり統治權を有するものにあらざ、何人をして政府を組織せしむべきかは天皇の任意なり。其の議會に多數を制する政黨の首領を以て政府を組織せしむると否とは天皇の大權の自由に屬せり。政黨政治は結局我憲法運用當然の歸着にあらざ。而かも我政黨の現状を見るに横暴極まり無く憲法を曲解して、政黨政治が憲法の要求する政治組織なるが如くに國民を惑はし、政黨政治の實現を計らんとするは、名を憲法政治に假りて其の實私欲を滿たし、憲法を亂用するものに外ならずとし。政黨政治は勿論政黨其のものをも極力排斥せざるべからざと論ずること其の主張の要旨なり。此の論者は國民の歴史と特質とを議論の根據とする點に於いて、英國的憲法政治論者の如く單に理想的政黨政治に憧憬するの主張にあらざと雖も、國民の歴史は不斷に流轉し發展し進化し過古に基

づいて現在を律する能はざるの素質を有するものなるが故に、新たに世界的交通の大舞臺に加入し、世界的見解を以て國家の政治的現象を處理せざるべからざるの大變動を實現し來たり、歐米政治の粹たる憲法政治の美質を採りて新たに憲法政治を制定したることは、其の内面的精神に於いて、歐米憲法の真髓たる三權分立の精神に則りて是を運用せしむべきことを含蓄せるものなりと見ざるべからざ。若し此の吾人の主張にして、正當なりとせば、我政黨の發展を遂げしめ、政黨内閣をして統治の大權發動の溝渠たらしむることは、我憲法上是を排斥せざるべからざるの根柢存在せざるのみならず、却て其の反對に是が精神的運用上、必然的に政黨政治の實現を要求するものなりと云ふべし。結局憲法政治をして實質形式共に英國憲法政治の如くならしめんとする理想的英國憲法政治論者、并に極力政黨政治を排斥せんとする大權政治論者は、共に我憲法の運用を論ずる上に於いて、政黨及び政黨政治の意義を誤解せるものなりと言はざるべからざ。

世に政黨及び政黨政治を論ずるものを見るに、一般に政黨其のもの、現状に照らし是が根本的性質を窮めずして、唯政治上の思想に依りて是が運用を論ずるに

過ぎざるが如し。此の如きは尙ほ未だ政黨を論ずるの資格無しと言はざるべからず。政黨を論ずるに當りては、政黨存在の實際的根據と其の實際的運用とを基礎とし、其の現在の事實を捉えて是を解剖し是を批判し是が運用を論ずべきことを要す。我政黨及び政黨政治の現状を離れて、歐米の憲法政治にのみ憧憬し、政黨政治を論ずるの士は我が憲法政治を論ずる者にあらず。吾人は我二千五百餘年の歴史を根據とし、我國民的君民一家の信念を基礎とすると同時に、我憲法も畢竟三權分立の精神に則れるものなることを論證し、我憲法運用の當然の歸趣として、吾人の所謂政黨政治に歸着せざるべからざることを論述すべし。

## 二

我島帝國創國以來永く專制政治を唯一の政體とし、君民一家の國民的信念の中心たる皇室を奉戴し、國民之れに臣従し、唯忠誠を盡くすの上に於いて遺漏なからんことを維れ懼るゝあるのみ。悠久たる二千五百餘年の歴史を通じ我國民には君民一家の信念ありて民主的觀念無し。我國民に民主的觀念存在せざることは我國民性の特質なり。是を民族發現の當初より民主的思想のみを抱懐せる西歐

民族に比し、我國民は民族的集團即ち國家を構成する上に於いて、全然其の根柢を異にせるものありと云ふべし。彼に在りては主權人民に在りとの信念を基礎として國家を建設したるものなるに反し、我が國民は君民一家の信念を基礎として建國せり。主權天皇に在り國民は是が臣従たるものなりとの思想は建國以來動かすべからざるの國民的信念たり。是を國家の形體たる外形より見れば領土あり人民あり主權者あり歐洲諸邦と我島帝國との間に何等の差異なし。而かも一度び國民精神を解剖し、民族の國家的信念即ち國家建設の民族的思想を比較すれば、彼と我との間には根本的に其の思想を異にし、主客轉動の國家的觀念を有するものなることを認め得べし。彼の國民は國家的現象を論ずるに當りて、徹頭徹尾人民主權を有すとの基礎的見解より其の施設の是非得失を論じ、其の國民の憲法史は中頃人民の手より主權を横奪せる專制の君主に對し、其の主權を君主より再び人民の手に奪還せんとする努力の結晶に過ぎず。羅甸民族の憲法史然り、獨逸民族の憲法史然り。就中英國憲法史に至りては其の粹の粹たるを極め鷄群中の一鶴たる異彩燦然たるものあり。

英國憲法史は一言にして盡くせば、主權人民に在りとする信念に基づき、君主の專横を抑壓し制限し、君權を剝奪して是を國民自己の掌中に歸せしめたるの歴史に外ならず。其憲法史の特色は破壊的にあらずして建設的なることにあり。即ち人民自ら主權を掌握することを理想としつゝ、君主の存在を認めて是が權力を制限し縮少することに依りて、漸次確實なる効果を收め、『君主は統して治せず』の理想を實現したることに在り。英蘭海峽を隔て、十八世紀の後半より十九世紀の前半に亘り大革命の呪咀の焰の爲め慘澹たる燒土に化し去らんとする大陸の悲愴なる光景を眺めつゝ、是を對岸の火災たらしむるに止め、冷然として其の堅實なる特質を維持し秩序ある手段に訴えて光彩ある民主的憲法政治の建設に努め、歐洲諸邦民否世界の諸邦民をして羨望惜く能はざらしめ、憲法政治の範を示すと共に、二三の例外を除くの外、萬邦等しく立憲治下に浴するの民たらしむるに至れり。英國憲法政治が球上無比を誇るに足るの素質を有するは勿論、現に憲法治下に浴する諸國民より見れば、偉大なる恩人なりと言はざるべからず。然りと雖も其の憲法史上の國民的奮闘は、主權人民に在りとする信念を正義とし公道と

するの國民的確信を根據として是を觀察することに依りて、始めて其の光彩あり意義ある活動なりと云ふべく、其の赫々たる功績を稱揚し得べし。若し此の根據を捨て、主權君主に在り人民は君主の臣従なりとする國民的信念を有する國民が、其の國民的確信の立場より是を見れば、英國憲法史は反逆の歴史なり、其の憲法史上特に功勞あるものは逆徒の巨魁なりと云ふことに歸着すべし。民族の信念は歴史的結晶にして條理にあらず。彼の國民の信念を以て我國民の信念を律し得べきにあらず。従て彼の民族の歴史的努力の結實を促えて、我民族の努力亦是を理想とせざるべからずと云ふが如きは、物質的方面に於いては別として、其の事が國民的信念に繋がるものに在りては必ずしも正常なる主張と云ふべからず。國民的信念は理想にあらず條理にあらず信仰其のものなり其の國民の歴史を通じて流るゝ神秘的存在なり。従て歴史を異にせる一國民の確信が他の國民に對して何等の權威を有せざるものなることは其の神秘的存在たる信仰其のものゝ本質上當然のことなりとす。

## 三

顧みて我國體の精華を想はん。建國以來茲に二千五百餘年島帝國統治の大權は一系の皇統に傳承せられ皇祖の宏謨天壤と共に無窮にして萬世不易の根柢牢固として搖かず。國民は民族の大宗家たる皇室を奉戴して是に忠誠に臣従し、君民一家の歴史的信念は永遠に我國民の確信たり、忠孝一途は我國民道德の眞髓たり。天皇は本來固有の主權者にして國民は本來固有の臣従たり。主權君主に在りて國民にあらず、國民が皇室を中心とし天皇に忠誠を捧ぐることによりて、國家は不斷に其の發展を遂ぐるの意味に於いて君民一體たり。天皇は統治權の主體にして同時に是が總攬者たり。島帝國統治の大權は天皇親しく是を把持す。是れ我國體の精華なり。我が三千年に亘るの歴史は結局此の精華の發現たり結晶たるに外ならず。我國體の精華を一言にして盡くせば『主權天皇にありとする民族的永久不變の確信』即ち是れなりとす。我が民族の光榮ある歴史も畢竟此の信念の發露其のものたるに過ぎざるなり。

歴史は國民的信念の存在を語るの唯一の權威なり。我が君民一家の國民的信念より發露せる主權天皇にありとする民族的確信は、光榮あり變化あり詩趣ある

數千年の我が歴史を通じて其の何れの頁に於いても紙上に流溢するものあるを認め得べし。我國民が此の民族的確信を提げて萬邦無比を誇らんとするもの、洵に當然のことなりと云ふべし。天孫國土に降臨せらるゝに當り、天祖の宣ひ給へる『豊葦原瑞穂ノ國ハ吾ガ子孫ノ君タルヘキ地ナリ汝皇孫ユイテ治メヨ寶祚ノ隆エマサンコト天壤トトモニ窮リナカルヘシ』との詔勅は我が國體の精華を明確に宣り告げ給へる萬世不磨の神典なり。皇祖神武天皇英邁の資を以て天祖の聖旨をうけられ、大和畝傍山の東南樞原の地をトして、大宮柱を太しく立てさせられ、我が民族に君臨し給ふてより、三千年に亘るの我が歴史は此の神典の連綿たる卷紵其のものたるに外ならず。其の光彩、其の變化、其の詩趣凡て神典の卷紵をいゝどれる美的裝飾其ものたるに過ぎず。發して萬朶の櫻となり凝りて百鍊の鐵となるもの、此の卷紵より展開せられたる生氣の發露たるのみ。或は天皇親政と云ひ或は攝政時代と云ひ、或は鎌倉時代と云ひ、或は室町時代と云ひ、或は江戸時代と云ふもの、畢竟此の卷紵に包括せらるゝ國家統治の大權の發動せる形式其のものに外ならず。攝政時代は勿論覇府の時代と雖も歴代の天皇統治の大權を把持せ

られたるものなること天皇親政の時代と異なる無し。攝政時代若しくは幕府時代と稱して天皇親政の時代と區別するは、國家統治の大權發動の形式、即ち大權發動の溝渠たる機關の組織其のものより觀察して、機關の組織の差異より見て、大權の發動が其の發動する形式の點に於いて、異りたる溝渠より流れ出でたることを意味する用語に外ならざるなり。藤原時代にも鎌倉時代にも足利時代にも織田時代にも豊臣時代にも徳川時代にも、即ち天皇親政にあらざる凡ての時代を通じて天祖の宣り告げさせ給ひし國家統治の大權は代々の天皇自ら親しく是を把持せられ給ひしこと、三千年の我が歴史是を證し是を語りて炳焉たり。

我が歴史上攝政時代若しくは幕府時代を天皇親政の時代と區別し、統治の大權將門相家の手に轉歸したるが如く記載するものあるは、政治上の事實と主權所在に關する法理とを混同し、法理を離れて事實を形容せるの意味に於いて、國家統治の大權が相將に移れりと云ふに歸着す。我が國の政治の形式即ち統治權發動の方法が歴史を通じて其の各時代に最も適應せる異りたる形式に依りて發露せることは我が歴史上の事實なり。而かも其の各時代に於いて、世々の天皇が不斷に

國家統治の大權の大綱を親しく把持し給ひしことも、亦我が歴史を通じて一貫せる事實なり。天祖の宣り定められたる國家統治の大權に關する萬世不磨の神典が、千古を通ずる我が國民の歴史の過程に不斷に發露しつゝあることは、我が國民是れを確信して疑はざる所なるのみならず、我が史上の事實是れを證して餘りあり。

## 四

忠誠なる我が國民不斷の努力と、國家の内外に於ける事情の不斷の發展とは、新たに明治時代を實現せしむると同時に、天皇親政の政治上の形式を要求し、明治天皇登臨と共に、統治權發動の形式が上古時代に於けるが如く、天皇親政の形式に復せられたり。所謂王政復古と云ふは、國家統治の大權が新たに天皇に復歸したるを意味するものにあらずして、徳川幕府を通じて發動せる天皇固有の統治の大權が、新たに天皇に直屬する政府組織を通じて流れ出づるの形式に定められたるを意味するものなり。

我が國民往々王政復古の意義を誤解し徳川幕府を以て政權を奪取せる反逆の

政府と爲し、明治維新は其の奪取せる統治の大權を再び天皇の手に取り還へせるものと解するものあるは、統治の大權所在に關する法理と其の發動の形式に關する法理とを混同せるに出づるの謬見なり。徳川幕府が政權を掌握せることは是を法理の上より見れば適法の行動なり。徳川幕府は天皇の聖旨を承けて、國家の政治的現象處理の衝に當たり、國家統治の大權が幕府なる特殊の政治組織たる機關を通じて流露し發動せるものに外ならず。徳川氏が政治的現象處理に當たりて、其の施政の方針に關して、政治上の黨派自體の利益確保が國家の利益と一致すべきものなる所以を解せず。専ら徳川氏自體の利益を確保することのみに努め、永久に政權掌握より離れざらんが爲めに、徒らに自家防衛の政策に腐心し、國家の發展を殊更らに阻害したるもの尠からざるは許容すべからざるものなりと雖も、是を當時に於ける我が國民の文明程度に照らし、宥怒し同情すべきものなきにあらずと言はざるべからず。徳川氏の遂行せる政策即ち政治的施設が、我が國家の發展に對應する政策としては公平なる第三者の地位より批判し非難すべきもの尠からずと雖も、群雄割據の戰亂時代を承けて極力國內の平和維持に腐心し、經

營慘澹して三百年の太平を招致し、國民をして戰亂の巷に永く彷徨するの難苦を免かれしめ、新たなる光榮ある文明に徐々として進み行くの素質を馴致し育成したるは、湮沒すべからざるの赫々たる功業なりと云ふべし。

徳川氏の飽迄政權掌握より離れざらんとする努力に對し、徳川幕府を倒潰して天皇親政に復古せしめんとせる忠誠なる志士の奮闘は、結局國家統治の大權其のものが幕府の手中にありとするに出でたるものにあらずして、時代の發展文運の進化と共に、幕府制度が新時代に適應する政治上の形式にあらざることを觀破し、天皇親政にあらずんば、世界列國に伴侶として我國家を維持し發展せしむる能はざるを達觀せる我が島帝國自體の存立問題其のものを憂慮せるに出でたるものなるに外ならず。明治維新を大成せしめたることは、徳川幕府が自己の目的の爲めに國民を愚にし皇室に對する國民の眞正の覺醒を阻害したるの甚しきものあるに奮慨し、皇室の衰微を憂ひ幕府を倒して天皇親政の古に復せしめ、天皇の叡慮に副ひ奉らんが爲め、一身を犠牲として顧みざりし勤王の志士の忠誠に待つもの尠からざるは勿論のことなりと雖も、主として國家存亡に關する根本問題に憂慮



し、天皇親政を國家の存續上絶體要件なりと達觀せる賢明なる先覺の志士の、一身を天下の犠牲に供し、天下の迷夢を覺醒し、百難を排して天皇親政の必要を唱導したるの功績に歸せざるべからずと思惟す。

是を要するに明治維新は世界的新舞臺に加入し世界的競争場裡に驅逐せざるべからざるの新形勢の實現に伴ひ、天皇を中心とし天皇親政が國民的新活動の絶體的要件たる所以を觀破せる賢明なる志士が在來の統治權發動の形式即ち幕府制度を改めざるべからざることを痛論し、國民を鞭撻し、是が惰眠を覺醒せしめたるに歸因せる、新たな國民的活動の結實なりと云ふべし。徳川幕府を倒さざるべからざることは、此の國民的活動に次いで起るべき必然の結果たるに過ぎず。結局流轉して已まざる時代の進化に伴ふ世界的交通の新たな大舞臺展開と共に、鎖國主義の舊島國時代に役立てる統治權發動の參與機關たる幕府組織が其の存在の根據を失ひ、新たな統治權發動の形式即ち天皇親政の形式を必要とするの新時代的要求に應じ、徳川幕府を廢して新たに天皇親しく政治を總攬せらるる制を定められ、天皇直屬の政府を通じて、國家統治の大權流れ出づることに定めら

れたるものと見るべきこと、明治維新の意義を法理上より觀察したるの正當なる見解なりと思惟す。

### 五

明治維新の新政が單純なる國家統治權發動の形式の變更其のものに原由せずして、我が島帝國の存立發展に關する根本問題に基礎し、世界的交通の新時代に對應すべき國家の新活動が、天皇親政を絶體要件とせることに原由せるものなることは、是を五箇條の御誓文に照らし瞭乎として炳焉たりと云ふべし。

明治元年三月天皇紫宸殿に出御し、公卿諸侯を率ひて天神地祇を祭つり、五箇條の國是を誓ひ給ひ、且つ是を群臣に宣し給へり。

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其ノ志ヲ遂ケ人民ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
- 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

一 知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立テントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

此の五箇條の御誓文は、明治新政の基礎を確定せられたるものなると同時に、明治の新時代に於いて新たに國民の努力すべき方針を宣り告げさせ給へるものなり。明治維新の目的此の五箇條の御誓文に外ならざること言を俟たず。明治維新と共に再び天皇親政に復古したるは新たに世界的大舞臺に伴侶たらんとする島帝國が、統治權發動の形式として採らざるべからざるの政治上の絶體要件たりしこと、五箇條の御誓文是を啓示して餘りあり。『朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立テントス』と宣はせ給ひたるを見ても如何に明治の新時代が天皇親政を要求したるものなるかを窺ひ得べし。明治天皇が時代の進化發展に適應すべく躬ら親しく國務を總攬せられ萬民安堵の大御心を勞せさせ給ひし歎慮懼れ畏み奉るの外無し。

明治新政は時代の展開と共に、我が島帝國が世界交通の新時代に對應する爲め、

絶體的要件として天皇親政を必要とせるものあるに對し、天皇に於いて時代の要求を嘉納せられ、萬民保全の大御心より新たに親しく國務を總攬せられたるに外ならずして、單純に幕府を通じて行はせられたる在來の統治權の發動形式其のもののみを變更せられんとする大御心に出でさせ給へるにあらざること言を俟たず。此の如く明治新政は國家の存立發展に關する根本的大問題を遠く慮らせ給ひて、親政の古に復せしめ給ひしものたるに原由し、五箇條の御誓文を萬民に宣り示し給ひ、新たに我が國民が前途に進むべき國是を明示せられ、維新の目的を萬民に宣り知らしめ給ふと同時に、明治の新國民をして大御心に副ひ奉るべき方途を啓示し給へり。五箇條の御誓文に於いて明治の新時代は我が國民が極東の孤島に惰眠するを許さず。新たに世界列國の伴侶たらざるべからざると同時に、新知識を世界に求め、君民一家の確信に基礎せる國體の精華を發揮せしめ、世界の大勢に對應すべく國家の施設を畫策し、是を天地の公道に基づきて遂行せざるべからざることを宣り給へること即ち是れなりとす。而して國民施設の畫策即ち政治的現象處理に關する經綸は上下一致し協力して定むべきことを必要とし。而か

も畫策を定むるが爲めには會議を興こして廣く公論に決すべきものなることを宣り給へるは、明治新政の運用が萬民の輿論を尊重すべきものたることを明示せられ、明治昭代が新たに輿論政治たる立憲政體の精神を國是とせるものたる所以を定めさせ給へるものなりと云ふべし。

此の如くにして明治維新と共に五箇條の御誓文に示すが如く、我が國未曾有の大變革たる新政樹立せられたり。建國以來數千年の我が歴史を通じて唯一の政體たりし君主獨裁の光榮あり追懷多き政體は忽焉として西歐文化の結晶たり美果たる立憲政體に則れる新政體によりて代られたり。而かも此の新政體の眞髓はモンテスキューの唱導せる三權分立の精神に則れる新政體の樹立を目的とせるものなるに存するを認め得べく。一言にして明治新政を語れば、明治維新は三權分立の精神に則れる不文の立憲政體の運用を目的とせる新政なりと定義し得べし。此の如くにして始めて明治新政は其の大變革たるの實質を具有するものなりと謂つべし。明治維新が三權分立の精神に則れるものたることは、吾人が我が憲法を論じ、我が憲法の運用が政黨政治に歸着すべきことを主張するの唯一

の根據なり。請ふ吾人をして項を改めて是を詳述せしめよ。

## 六

明治昭代に入ると共に、此の新時代に於いて國家の存在を保持し國家を發展せしむるには、在來の政治組織即ち君主獨裁の政治を改め、西歐諸邦の如く、三權分立の精神に則れる立憲政體即ち輿論の政治に改めざるべからざることは、當時の識者の熱望して止まざりし所のものなり。明治の新政が三權分立の精神に則れる輿論政治の實現を見ざるべからざること、五箇條の御誓文に依り明示せられたる新政の根本的大方針必然の歸着として、當然の現象なりと言はざるべからず。

五箇條御誓文を宣り給へる翌月即ち明治元年四月二十日政體書を天下に頒布す。其の制令の要領を見るに。國家統治の大權は總て太政官を溝渠として發動し政令二途に出づるの患ひなからしめ。更らに太政官の組織を行政立法司法の三部に別れしめ各偏重の弊無からしむることとし。立法官と司法官とは互に兼務するを許さざること定む。即ち太政官の職制を別ちて議制、刑法、行政、神祇、會計、軍務、外國の七官と爲し、議制官は専ら立法權の發動に參與し、刑法官は専ら司法

權行使に參與し、其の他の各官は行政權の發動に參與するの新政制定せられたり。モンテスキューの主張に基づき三權分立の精神を汲めるものたることを言を俟たず。而して議制官を分ちて上下二局とし。上局は議定親王諸王公卿諸侯を以て是に充て下局は各藩より推薦したる貢士徴士等を以て議員としたり。此の議制官の制は現時の貴族院衆議院の性質を帯び是が端緒を開きたるものと云ふべし。此の太政官制は結局其の精神とする所三權分立に則りて立法司法行政の三權を獨立せる機關を通じて發動せしめんとするものたるに外ならず。五箇條の御誓文に宣り給へる輿論の政治は、三權分立の精神に則りて運用すべきものなること、此の太政官々制に照らし瞭乎として明らかなり。太政官々制は五箇條の御誓文の御趣旨を承け、我が明治新政の運用が三權分立の主義に則れるものたることを指示せる大法則なりと云ふべし。

## 七

明治の新政は天皇親政の古へに復すると同時に新たに不文的に立憲政體を制定せられたるの點に於いて復古と同時に空前の大改革なり。三千年に近き君主

獨裁の專制を捨て、西歐諸邦の憲政に模倣し、新たに輿論の政治を制定せられたるの點に於いて、我が國未曾有の政治組織の變革なり。太政官々制の制定に次いで、明治新政益々多端となり、内には封建制度の打破となり廢藩置縣となり中央集權の實漸く舉らんとするに際し、外交問題漸く滋きを加ふるに至れり。明治五年征韓の議起り廟議一致せず征韓論者の退隱となり。在野に於いては急進的自由民權の説盛んに唱導せらるゝに至り。或は民選議院設立の建議を爲し輿論政治の發展の急務を論じ天下漸く是に和せんとす。征韓論の餘燼は遂に西南の地に燃えあがり佐賀の變動に次いで西南の暴亂あり。亂平らぎて後廟堂に於いては、薩長肥の三藩出身者主要の地位を占め、藩閥的官僚政府の勢馴致せられ、五箇條の御誓文空文たらんとするの杞憂漸次國民に浸潤するに至り。政權參與を望む國民の聲は全國に反響し、民權論者は政府を難じ、有司專制公議絶滅の聲は人心を鼓動して囂々たるを來たし。民論主張者は十三年三月國會期成同盟會を大阪に開催し國會開設の願書を政府に提出せり。明治十四年に至り輿論の希望を嘉納せられ二十三年を期して國會を開設するの大詔勅出で五箇條の御誓文に宣り給へ

る憲政の成文的確立の期を定め給へり。かくて明治二十二年紀元節の佳辰を以て天皇正殿に出御し給ひ、親王大臣其の他の百官有司等を召して、嚮々たる和氣の裏に、莊嚴なる儀式を以て欽定憲法を發布せられ。翌年十一月始めて憲法の規定に従ひ第一回帝國議會の召集を見るに至れり。

此の如くにして我島帝國は二十二年二月始めて成文の憲法制定を見るに至れり。雖も結局明治元年に宣り給へる輿論の政治を施設の大方針とせられたることに基づける當然の歸着たる現象に外ならず。輿論を尊重し公論に依りて國家經營の方策を定め、三權分立の精神に則りて政治を運用すべきことは、明治維新と同時に確定せられたるものなること、五箇條の御誓文是を證して餘りあり。結局三權分立の精神に則れる不文的立憲政體は五箇條の御誓文に依りて確定せられ、成文的立憲政體即ち憲法政治は二十二年紀元節の佳辰に確立せられたるものと云ふべし。

明治維新と共に新たに制定せられたる不文的立憲政體の時代即ち其の形體が君主獨裁の官僚的政府時代に於いて、國家施設の大方針が三權分立の精神に則り

て發動するの意義を有したるものなることは、『廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ』の御誓文及び太政官々制に照らし、洵に明瞭にして疑ひを容るゝの餘地無し。我が憲法を大權政治なりとして、政黨政治を否認し政黨を排斥せんとする論者は、憲法制定以前明治維新の當初に於いて、三權分立の精神に則れる輿論政治の實現を統治權運用の理想とせる事實の存在せるを看過せるに基づく謬想なりと云ふべし。明治新政現出は内政問題の要求に出でたるものにあらずして外交問題の惹起に基づく新たなる世界交通舞臺に於ける國家存立の根本的大問題に原由するものなることは前述せるが如し。從て明治維新に於ける國家施設の大眼目は、如何にして國政を改革し内部的充實を遂げしめ、歐米列強と比肩せしむべきかの點に在ること言を俟たず。而かも當時の事情に照らし是に對應する政策を畫策せん乎。必ずや歐米の天地を震撼し積年の弊政を改革せる三權分立の思想に着眼し、此の精神に則りて立憲政體を制定し、統治の大權をして三權分立の精神に則れる立法司法行政の三機關を通じて發動せしむること、最良適切の政策たるべしと思考することに歸着すべし。而して五箇條の御誓文及び太政官々制は此

の思想を具體的に國家施政の大方針として定められたるものなることを立證する絶體の權威なりと斷定するを得べし。

是を要するに三權分立の精神に則りて國家統治の大權を運用せしむることの制度に對する根本的可否論は暫らく措き、此の制度が明治新政の當初に於いて新たに政治の大方針として定められたるものなることは動かすべからざるの事實なりと云ふべし。此の施政に關する大方針が二十二年二月發布の我が憲法の條章に流溢するものあることは當然に歸着すべき現象たるに過ぎず。我が憲法政治を以て大權政治なりとし政黨政治を排斥し否認せんとするものあるは三權分立の精神に基づく輿論政治が明治時代を通じて一貫せる施政の大方針たりしことを解せざるに出づる暴論なりと云ふべし。

八

此の如くにして萬世不磨の大典たる我が憲法は發現し來れり。我が憲法の條章に三權分立の精神流溢するものあるは言を俟たず。我が憲法の明文上議會裁判所政府は共に天皇の國家統治の大權發動に參與するの機關にして各獨立し對

立するの機關たり。政府は行政權發動の溝渠たり、議會は法律の協賛及び豫算の議定に參與し、裁判所は天皇の名に於いて司法權を行使するの機關たり。各其の權限内に於いて他の機關の干渉を許さざること憲法の條章是を明確にす。我が憲法の條章に於いて、唯一の國家統治の大權が、此の如くに明確に、立法司法行政の三權に分れて、各異れる憲法上の統治機關即ち政府議會裁判所の三機關を通じて發動するものたることを規定せられあるに關せず、我が憲法は大權政治なり三權分立の精神を否認し排斥するものなりとするは、法理を解せざるの主張にして、暴論の甚しきものと云ふべし。吾人は我が憲法の條章に於いて天皇の國家統治の大權が立法司法行政の各獨立せる三機關を通じて發動し、是等の三機關が互に獨立對立して大權發動に參與するものとせることは、即ち國家統治の大權が三權分立の精神に則りて運用せらるべきものなることを啓示するの確證なり權威なりと思惟す。我が憲法が此の精神に則りて制定せられたるものなることを否認すとせば、我が憲法に於いて立法司法行政の三機關を獨立の機關と定められたるの意義解すべからざるの不可思議なるものと云ふの外無し。

想ふに三權分立の精神を否認せんとする者は、三權分立の主義に則れる我が憲法の精神的運用が、三機關の間に輕重的關係を惹起するに至るの必然的事實上の歸着を排斥せんとするに外ならざるべし。即ち統治の大權は天皇是を總攬し、其の發動の方法として立法司法行政の三機關を設けたるに過ぎず、三機關の權限は各獨立し各其の目的を異にし、輕重の關係無しと云ふ法理論よりして憲法の運用を論ずるものなるに外ならず。結局政黨及び政黨政治を排斥せんとするの前提として三權分立の精神自體を排斥せんとするものなるに外ならず。吾人固より我が憲法の條章が立法司法行政の三機關が各獨立して互に權限の範圍内に於いて天皇の統治の大權の發動に參與するものたるを規定せるを熟知す。唯其の各獨立して有する機關の權限其のもの、固有の性質よりして、事實上の現象として政府最も重要な地位を占むると同時に政府としての活動上、議會に多數を制することを絶體的必要とするものなりと思惟す。吾人は第七章に於いて三權分立の精神に則れる凡ての憲法政治が其の運用當然の現象として政黨政治に歸着すべきものなる所以を詳論せり。我が憲法も亦其の基礎的觀念に於いて三權分立

の精神に則りて制定せられたるものなることは明治時代に於ける我が憲政發展史是を確證す。従て我が憲法の運用も亦一般の憲法政治の國家と同じく政黨政治を以て憲法運用に伴ふ必然的政治組織として要求するものなりと思惟す。

憲法の運用を論じ政治的施設の可否を論ぜんとするものは其の議論をして事實の上に基礎せしめざるべからず。事實を基礎とせざる議論若しくは事實を排斥せんとする議論は、共に假定論なり、空論なり、理想論なり、憧憬論なり、政治的現象を論ずる上に於いて何等の權威を有せず。我が憲法の運用が政黨政治を否認するものなりとする論者が、我が憲政發展の事實を無視し政府對議會の事實上の關係を無視し、頑迷なる空論的大權政治論を唯一の根據として、排斥し否認すべからざるの政治的現象たる政黨及び政黨政治を極力排斥し否認せんとするは、政治的現象を論ずるの根柢たり基礎たるべき事實其のものを排斥し否認せんとするものたるに外ならず。我が憲法の運用に伴ふて發生せる政黨的事實及び政黨政治實現の現象を排斥せんが爲めに此の種の論者に依りて爲されたる努力に對して吾人は何等の權威若しくは價值を見出し得ざるを悲しむものなり。政黨的事實

を排斥し政黨政治を否認せんとするの議論が我が憲法改正を根據とするものなるに於いては、吾人は是に對して注意を拂ふべきものあるべしと思惟す。然りと雖も現在の憲法の運用を論じて、政黨政治を否認し排斥せんとする者は、百年黄河の清を待たんとするの徒なり。政黨的事實發生の根源たる憲法其のものを改正せざる限り、黄河の水源に混入する泥土を遠ざけ得ざる限り、政黨政治は排斥すべからず、黄河の水は混濁たるべきなり。

九

吾人が第七章第一節に於いて詳論せるが如くに、三權分立の精神に則れる我が憲法の運用に就いては行政機關たる政府組織に當るものに於いて、議會に多數を制することは絶體的要件たり。従て議會に多數を占むる政黨が政府組織に當たること即ち政黨政治の實現は我が憲法の運用上當然の歸着なりと思惟す。我が憲法が大權政治なることを唯一の楯とし、政黨及び政黨政治を否認し排斥せんとする論者は、我が憲法が三權分立の精神に則りて制定せられたるものなるに原由し、是が運用に伴ふ當然の現象たる議會の事實上の地位を無視するの暴論たる

に外ならず。要するに大權政治論は空論なり非常識的主張なりと云ふべし。

然りと雖も我が憲法の要求する政黨政治が英國憲法政治の如く議會其のものが統治權を享有することに基礎するものと思惟する者あらば是亦大なる謬見なり。英國議會は其の特殊の憲法發展史に結果し統治權に參與するの機關たりしことより一步を進めて統治權の一部を享有するの實を有するに至れり。即ち英國議會は實質上に於いて君主と共同して統治權者たるの意義を有せり。我が憲法に於いては議會は單に立法機關として君主の統治の大權發動に參與するの機關たるに止まり自ら統治權の一部を享有するものにあらざること言を俟たず。従て我々憲法の運用上吾人が政黨政治と云ひ政黨が政權を掌握すると云ふの意味は、唯一の主權者たる天皇の國家統治の大權が議會に於いて多數を制する政黨員より組織せる政府を溝渠として發動し、流れ出づるものたることを形容せるの用語に過ぎざるなり。即ち我が政黨政治は英國の如く議會自體が統治權の一部を享有するが如き實を有することより發現するものにあらずして、天皇の總攬せらるる、國家統治の大權が三權分立の精神に則れる憲法の運用に伴ひ、政黨内閣を通



して是を溝渠として流れ出づることを意味するものなるに外ならず。而して我が憲法上政府組織の大命が天皇の大權に屬し何等の拘束無き天皇の自由意志に出づるものたること勿論のことなりと雖も、吾人は我が憲法の運用に就いて是を明治維新の國是たる三權分立の精神に則れる輿論政治の旨趣に照らし、天皇任意の大命に依りて組織せられたる政府即ち政黨内閣たるの素質あるべきことを確信して疑はず。

## 十

是を明治新政の基礎たる五箇條の御誓文に照らし、三權分立の精神は我が明治の昭代を一貫せる施政の大方針なりと云ふべく、從て我が憲法の運用が其の當然の現象として政黨政治實現に歸着するものなることは、否むべからざるの根柢を有するものなり。我が憲法を以て大權政治なりとし、政黨政治を排斥せんとする論者は、我が憲法運用の當然の歸着を排斥せんとするの徒にして、水の低きに流れんとするを阻止せんとするものたるに外ならず。是を妨げんとして努力するものあるに反比例し水勢更らに甚しきを加へて遂に完全なる政黨政治の發現を見

るに至るべきなり。

然りと雖も吾人の所説を以て天皇固有の國家統治の大權の發動を拘束するものなりと解するは吾人の主張の眞意を誤解せるものなり。天皇の國家統治の大權は萬世不易なり憲法制定の前後に於いて何等の差異あるべきにあらず。我が憲法は結局天祖の宣り給へる神典の卷紆の展開たり光榮ある新裝たるものなるに外ならず。天祖の神孫に宣り給へる『豊葦原瑞穗國ハ我カ子孫ノ君タルヘキ地ナリ汝皇孫ユイテ治メヨ寶祚の隆エマサンコト天壤トトモニ窮リナカルヘシ』との神勅に對して、五箇條の御誓文には『智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ』と宣り誓はせ給ひ、更らに憲法發布に際して『國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ』との詔勅を宣り給ひ、憲法第一條には『大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス』と規定せられたり。即ち憲法の制定は時代の進展に對應する爲め天祖の宣り告げさせ給ひし萬世不磨の神典を敷演せられたるものに外ならずして、憲法を通じて一貫する大精神は、神典其のもの、大精神に

外ならざることを認め得べし。天皇が主權者たり國家統治の大權を總攬し給ふことは我が國民の萬世に亘りて確信する國民的信念なり。此の信念が憲法制定と共に一層我が國民に強き印象を興へたるものなることは争ふべからざるの事實なり。結局我が國民の多くが憲法の制定以來政黨の改善を唱導し、是が素質の精練に努力し、憲法の要求する政黨政治を實現せしめんとするに切なるものあるは、國家統治の大權の發動をして憲法の精神的運用に出づるものたらしめ、五箇條の御誓文に根柢する立憲政體をして有終の美を濟さしめ、先帝の鴻恩に答へ奉り、新帝の宏謨に副ひ奉らんとする忠良なる臣民の衷情より吐露する誠忠其のものに外ならざるなり。

## 第十章 政黨政治の基礎的要件

### 第一節 國民の憲政的自覺は政黨政治の基礎的要件なり

國民が憲政の本義を解し、輿論政治の眞意を了解し、立憲的に潑刺たる國民的活動を實現するに足るの基礎的觀念即ち憲政的自覺を有することは、政黨政治をし

て三權分立の主義に則れる立憲政體の精神的運用に副ふものたらしむるの、唯一の基礎的要件たるものとす。吾人が政黨政治の實現を希望し政黨政治實現を憲法政治の究竟目的として期待して已まざるものは、政黨政治が國民の立憲的自覺に伴ふて實現し發展するの政治的現象なること、即ち國民の憲政的自覺其のもの結實たるものなることを思惟するに根柢す。

政黨政治を排斥する論者は、政黨政治實現の主張に對し、官僚政治を以て非立憲的專制政治なりとして是を排斥し、是に代ふるに政黨政治の横暴を以てするは、前門の虎を排斥して後門の狼を歓迎するものに比較すべく、其の名稱を改むるのみにて、其の實質は依然として何等の變更無し、而かも前者は憲法の運用を阻碍する障害物なり、後者は憲法の要求する美果なりとするは、徒らに其の美名に憧憬して其實質を顧みざるの無意義極まれる主張なりと嘲笑的反駁を試むべし。官僚政治も政黨政治も其の形體の外形を觀察すれば、共に巨魁若しくは首領の專制政治たるの觀無きにあらざるも、官僚の巨魁と政黨の首領との間に其の統率者たる原由に、根本的差異の存在するものあることは、既に第四章第一節に於いて詳論せる

如し。尤も單に外形其のものより論ずれば、官僚政治政黨政治共に寡頭政治たる現象を呈し、政黨政治と雖も政黨全體が直接に國家の政務を處理するものにあらざることを俟たず。從て兩者共に專制組織に依り政治を處理するの現象ありと云ふは表面的の解釋として相當の理由ありと見ざるべからず。然りと雖も單に此の如きの理由、即ち官僚政治と政黨政治の外形の同一——外形の同一に歸着する理由其のもの竝に其の結果に於いて根本的に差異あることは第四章第一節に詳述せり——を理由として官僚政治を排斥し、政黨政治實現を主張するの無意義なるを嘲笑する論者は、反駁の根柢に於いて根本的謬想を有せり。根本的謬想とは何ぞや。立憲政體の運用に關する政治上の組織を論ずる上に於いて憲法を根據とせず、立憲政體の精神的運用を看過し、唯其の結果の外形のみに就いてのみ批判せんとするの點即ち是れなりとす。

富士山に登山する者、吉田口より登るも、御殿場口若しくは大宮口より登山するも、何れも其の絶頂に達することを目的とせることは勿論、其の絶頂に達したる上は、何れの口より登山するも、展望其の他の點に於いて、全然同一状態に歸し、何等の

差異を見ざるに至るべし。唯登山者の心裡に潜在する登山の感想に至りては、其の登山の途中の連想を異にするに基づき、其の間に差異あるべきを必然の條理とするも、其の外形に於いては何等の差別するものなく、共に一樣に絶頂に停立して展望の美を恣にするに餘念なかるべし。茲に或る危険なる事情存在するに原由し吉田口よりするの外は登山危険なりとして登山を禁止する法令發布せられたりと假定せん。此の場合に法令に違反して大宮口若しくは御殿場口より登山したるものありとせば、其の頂上に於ける事實に就いて是を見れば、吉田口より登山したる者と何等異なる所無かるべし。然りと雖も是を其の法令の方面より見れば、一つは適法の登山にして、他は違法の登山なり。後者は許容すべからざるの登山をなせるものにして、違法の責を免がるべからず。

立憲政體に於ける官僚政治と政黨政治とを論ずるに此の例を以て説明し得べし。三權分立の精神に則りて制定せられたる立憲政體の國家に於いて、單に官僚政治と政黨政治との外形を見て、兩者間に何等の差異無しと速斷するは、大宮口若しくは御殿場口より違法の登山を敢えてしたる者と吉田口より適法に登山したる

者との絶頂に於ける外形を見て、兩者異なる無しと云ふに比すべし。富士登山が適法の登山なるか違法の登山なるかに就いて顧慮する所無きが如くに、其の政治に參與し政權を掌握する方法に於いて、政黨政治と官僚政治との間に立憲的手段に依ると、非立憲的手段に依るとの根本的差異存在するを解せざる暴論なりと云ふべし。官僚政治は三權分立の主義に則れる憲法の精神的運用を無視し侮蔑して政權を掌握する現象なり。政黨政治は三權分立の精神に則れる憲法運用の當然の歸着たる現象なり。是を憲法の方面より見れば、一つは其の存在を許容すべからざるの非立憲的現象なり、一つは正々堂々たる立憲的現象たるに歸着す。官僚政治と政黨政治の外形のみを觀察して、前門の虎を排斥して、後門の狼を歓迎するものと爲すは誤解の甚だしきものと言はざるべからず。

然りと雖も吾人が官僚政治と政黨政治との間に、根本的に其の存在の價値に對する批判を異にする所以は、唯立憲政體の國家に於いて、其の國民が憲政的自覺——憲政的自覺の意義は前述せり——を有し、其の自覺の發露たる結晶として議會あり政黨あり政黨政治あるを豫想することにのみ繋れり。一言にして云へば立

憲政體の要求する政黨政治は其の國民が立憲政體の眞意を解し立憲政體を運用するに足るの憲政的自覺を有することを絶對的に缺くべからざるの基礎的要件とするものなりと思惟す。立憲政體の國民にして憲政的自覺を有せず立憲政體の何物たるかを解せずとせば、徒らに立憲政體の空名を有して、其の實依然たる專制の治に甘んずるものなるに外ならず。若し國民にして憲政的自覺を有せずんば政黨政治も結局專制政治たるに止まるべし。政黨政治が正當なることを主張し得る唯一の根據は政黨政治其のものが國民の憲政的自覺に基礎するものたることに存す。若し此の基礎的要件存在せずんば徒らに政黨政治の美名を擁して其の實官僚政治と異なるなけんのみ。此の如きは結局前門の虎を排して後門の狼を迎ふるの徒なり。共に其の存在を許容すべからざるものなることを俟たず。

是を要するに吾人は立憲政體の精神的運用は政黨政治に歸着すべきものたるを主張すると同時に、立憲政體の運用に關し國民の憲政的自覺其のものが唯一の基礎的要件たる所以を唱導して已まざるものなり。此の基礎的要件の存在あら